



*Shirayuri Research
Institute for
Psychology and
Social Work*

子どもの福祉と心理

Vol. 2

JOURNAL OF CHILD
WELFARE AND
PSYCHOLOGY
Vol. 2

Shirayuri Research Institute for
Psychology and Social Work

白百合心理・社会福祉研究所

目次

◆はじめに 青木紀久代	1
◆特集	
子どもの育ちを永く支援すること 内海新祐	2
児童養護施設における長期的な心理支援 塩谷隼平	10
◆研究論文	
多分野協働カンファレンスにおけるケース支援への気づき促進をめぐる考察 古賀美由紀・麻田 萌	19
親子の新たな安全基地としての日本の歯科内保育室 鈴木光海	30
乳児院における社会・コミュニケーションのアセスメントの重要性 近藤清美・青木紀久代	45
◆講演	
ライフストーリーワーク 才村真理	55
◆実践現場の声	
措置の中で置き去りにされる子どもの「声」とともに在りたい 高木真裕	67
◆白百合心理・社会福祉研究所 令和6(2024)年度活動報告	74

はじめに

昨年の創刊に続き、「子どもの福祉と心理」Vol. 2をお届けいたします。

この一年、様々な感染症の流行、災害、そして終わらない紛争など、私たちの日常を取り巻く不穏な情勢が続いています。このような時代に、改めて子どもの権利について、現場発信の意見に耳を傾けながら、思考を巡らせ、議論していくことの大切さを思います。

今号は、社会的養護の世界で、子どもの育ちを長く支えていくことを取り上げ、特集としました。「長く」とは、長く支え切った側からの視点もありますが、例えば乳児院などのように、誕生して間もない頃に、ほんのわずかな時間で育ちを支える側からも、その先の子どもの育ちを長く見守る視点が欠かせません。子どもたちの人生の伴走は、専門家がどんなに頑張っても、一人ではできません。社会的システムとしての切れ目ない支援は、子どもの視点ではどのように映っているのでしょうか。つながりや、永続性というものが、子どもにとってただの幻とならないようにするには、ずっしりと重い課題が残されています。

この他にも、現場発想の論考、リサーチ論文と共に、現場からのホットな声も取り上げられています。現場の声は、実践の本質を知らしめる上で強みであることに間違いありません。けれども草の根の現場サイドからの発信というものは、ある意味で「声なき声」となりやすく、耳を傾けてくれる賢者の存在無くしては、せっかくの声も日の目をみることができなくなってしまいます。

反対に、実践家にとって、それが間違いのない学術的知見であったとしても、すぐに現場の実践に活かすことが難しいことも多くあります。学問的な領域の間、様々な実践家同士の間、そして学問と実践の間というように、多分野交流には複数の次元があります。おそらく、子どもの福祉にかかわる多分野協働の取り組みが成果を上げるためには、これらの交流を粘り強く続けていくことが求められるのでしょう。

本誌においても、今後も児童福祉の現場を囲み、様々な意見も反映させながら、幅広い論考・研究、そして研究所の活動を継続して掲載していく所存です。

引き続き皆様のご理解、ご助力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和7年 夏

白百合心理・社会福祉研究所 所長
青木紀久代

【特集①】

子どもの育ちを 永く支援すること

内海新祐*

本稿では、社会的養護を念頭に、長期にわたる支援の経過をどう評価するか、また長期的支援に支援者はいかに臨むかなど、「子どもの育ちを永く支援すること」にまつわる諸問題について考察する。まず、長期的支援においては経過の好転・暗転が交互に入り混じるので、支援に対する評価が容易でないことを示す。次に、評価は容易ではないとしても、その時々可能な支援を尽くし、そのサポートを引き継いでいくことには大きな意味があることを、レジリエンスの視点から確認する。最後に、子どもを長期に支援することが支援者自身にもたらすものについて筆者の経験を基に考え、支援という営為そのものについても考察する。

キーワード：社会的養護，長期的支援，支援の引き継ぎ

1. はじめに

社会的養護は家庭で暮らせなくなった事情を持つ子どもが生活する場であるが、そのような「事情」の背景を想像すれば察せられる通り、子どもたちは逆境的環境を経験してきている。その経験が子どもたちの心身や社会生活におよぼす影響は広範かつ深甚で、ここからの回復と成長には多大な時間を要する。また、家庭の養育基盤は脆弱かつ不安定で、帰れる状態になる

のは大抵容易ではない。このため、支援はしばしば長期にわたる。特に児童養護施設は対応年齢が幼児から高校生（さらに超過の場合もある）までと幅広く、社会への「出口」になることも多いので、在所期間のみならず、施設を退所してから関わりが続く例がある。しかし、「支援が永くなること」自体が考察の対象になることはあまり多くないように思われる。そこで、本稿では、「子どもの育ちを永く支援すること」にまつわる諸問題について考察する。なお、ここで、「永く」がどの程度の期間以上を指すの

* 旭児童ホーム

かは、特に決まっていない。あくまで理念としての「永く」であって、あえていうなら、区切りや終了を意識しない、というほどの意味で使っている。

2. 社会的養護において支援を評価することの難しさ

(1) 好転と暗転の入れ替わり

ここではまず、支援が長期にわたる場合、その支援をどう評価するかを考えることから始める。仕事としての支援には、評価という作業が要請される。つまり、自分たちの行った支援が何をもたらしたのかに関する考察である。長期であろうと短期であろうと、この点に変わりはない。だが、長期の支援の場合、短期にはない特有の難しさがある。このことを増沢ら(2006)の研究を素材として見ていく。

この研究は、児童福祉領域の専門的研修・研究機関である「子どもの虹情報研修センター」が開催する研修に際して集められた事例を分析したものである。研修の受講生は事前課題として、自分が所属する機関で関わっている(いた)児童虐待事例から、「援助が困難で困っているケース」「困難事例」か「比較的うまくいったケース」「うまくいった事例」かを一例選択し、その事例概要を提出する。この「事例の概要」を分析対象として、「困難事例」と「うまくいった事例」を様々な角度から比較検討するのがこの研究の本来的な目的なのだが、ここで興味深いのは、「うまくいった事例」をめぐる以下の考察である。

これまで「困難事例」と「うまくいった事例」を対比して考察を行ってきたが、両者の事例を読み込むと、「うまくいった事例」として提出されても、実際は多くの困難を伴っている

場合もある。両者は重なり合っており言葉から受ける印象ほど対極概念ではないことが分かった。紙一重とってよい場合も多い。(中略)「うまくいった事例」とは「困難のなかった事例」とも「問題の全てが解決してよかった」という事例であるともいえず、むしろその逆で、非常に困難で苦しんだ時期のある事例、あるいは、本質的な困難や重さを抱え込んできた事例だということである。(中略)その困難な時期とのコントラスト、永続的な困難や重篤さと現在の状況とのコントラストにおいて、「比較的うまくいった」と感受されていると思われる(「あの大変さに比べれば/このケースが本来抱えている大変さに比べれば、今後もしろいろあるかもしれないが、まあ、まずはよくやったといえる」など)。(前掲書、7-8頁)

この研究において分析対象となった「うまくいった事例」とは、すべて支援期間が5年以上のものである。「事例の概要」からは、この歳月の中で相当な紆余曲折があったことがうかがわれる。また「本質的な困難や重さを抱え込んできた事例」であろうことに鑑みれば、今後も山あり谷ありの経過が待っていることが想像される。ゆえに、上記の引用箇所が続いて「提出を求められる時期が前後していれば、『困難事例』として提出された可能性も十分考えられる」(同、8頁)と考察されているのは、まさにその通りであろう。

以上、この研究の紹介を通して筆者が述べたかったのは、長期的支援においては、同じ事例でも「困難事例」と「うまくいった事例」が時期によって評価が入れ替わる可能性を常に孕んでおり、それゆえ支援を全体としてどう評価するかも難しくなるということである。例えば「うまくいった事例」とされた中に次のような事例がある。「独特の性格と対人傾向があり、

入所した小学時代から高校卒業まで、他の入所児童と交わることがほとんどなく、担当職員にも燃え尽き症候群が見られた。不登校、拒食・偏食、自傷行為など多彩な状態がずっと続いた。この事例は、希望の進学を果たし、家庭引取りという肯定的な要素を含んだ経過をたどったが、自傷行為などは続き、職員としては、この子の将来に対する不安や、もっと何かできなかったかという悔いもある」(同、7-8頁)。この事例において、家庭復帰後に家族との折り合いがうまくいかなくなり、進学先でも不適応となって、自傷や過量服薬が昂じて救急搬送される事態が続くなどということは、残念ながらありうる話である。しかし、そうなったとして、これを、その時点で切り取って「支援の失敗」というべきだろうか？

このあたりの機微は、^{あざな}「禍福は糾える縄の如し」であり、「人間万事塞翁が馬」的であるともいえるだろう。「外来」形式で行われるカウンセリングや心理療法であれば、来談時に持ち込まれた「問題」が軽減したり、新たな認識が得られたりしてより生きやすくなれば、とりあえずは「成功事例」と認識されるだろうし、それが果たされなければ「失敗事例」という評価に、一応はなるだろう。視界は基本的には治療援助の期間にある。だが、社会的養護は本来的に、その子の「育ち」の経過全体を問題とし、少し大袈裟に言えば、人生を視界に入れようとしている。人生の成功や失敗（そのようなものがあるとする）が容易に評定できないように、社会的養護における支援の成功や失敗も容易には評定できないと考えられる。

(2) 長期事例に対するバイアス

社会的養護における支援の成功や失敗は容易には評定できない。とはいえ、社会的養護の場にいた子どもの長期的な経過が「好転・暗転ど

ちらもありうる」とだけ言って済ませていられるかという、そうもいかないだろう。社会的養護に携わる者ならば、逆境的环境下に置かれていた子どもが社会的養護を経ることによってより良い生活を築けるようになったのか、また、彼らの子どもたちが、かつて彼ら自身が子どもだったころより豊かな子ども時代を送れるようになっているかは関心事となるはずである。社会的にも学問的にも、支援のその後とそこに関与した要因を検証する試みは必要である。

実際はどうか。私たち社会的養護に携わる者は、あらまほしき経過の役に立てているのだろうか？ 残念ながら、日本においてこれを直接的に示す研究やデータは、筆者の知る限り、ない。施設や里親を措置解除になったその後の生活実態を把握しようとした調査はいくつかあるが(永野, 2015, 厚生労働省, 2021, 認定NPO法人ブリッジフォースマイル, 2024), これらはいくまで調査時点における「実態把握」であって、社会的養護に関わる前・後での子どもの回復・成長(もしくは悪化)や、そこに関与した要因を示すものではない。また、実態把握といってもせいぜい退所後5年程度以内のものであり、彼らの次世代の状況までをとらえたものではない。

調査研究のデータがないとなれば、「自分たちの支援がその後どのような経過をたどっていったのかを検証する営為」は自験例が中心となる。しかし、ここには一定のバイアスがかかることを意識しておく必要がある。筆者も退所後10年以上を経てなお関わりのある「子ども」(といっても20代後半や30代になっているわけだが)が複数名いるが、それはやはり全体数の中では例外に属する。そのような年数を経て「施設に顔を出してくれる」、あるいは「施設に関わらざるを得ない」例というのは、よほど経過が好ましいか、もしくは今なお明らかな困難が

続いているかのどちらかである。退所後に元いた施設とのつながりは「3年以内に3割が途絶えていた」（永野，2015），施設・里親からの措置解除後直近1年間の交流状況が「1回もないが31.1%」（厚生労働省，2021）というのが良くも悪くも一般的なのだとすれば，長期のつながりのあるケースというのは，基本的に，驚くほど良い経過を示すものか，あるいはその逆かのどちらかになると考えられる。

いずれにせよ，長期にわたる事例を経験した支援者は，それがあくまで全体の一部であるという自覚を意識的に持つ必要がある。そうでないと，良い経過をたどり，施設や自分に対して肯定的な評価をしてくれる元「子ども」の存在をいいことに，自身の支援哲学や方法に対して，自分に都合の良い解釈しかできなくなってくるおそれがある。そのようなケースがあることが励みとなり，支援意欲が保たれることを否定はしない。だが，それを盾に，自身の為した現実を脚色なく見つめる眼が曇ることは，ありうる。支援というものが十全で完璧であることなどあるはずがない。ゆえに，自らの支援を検証する機会を作り，目の前には現れない元「子ども」に背負わせたかもしれない諸側面を検討する必要があるだろう。

これとは逆に，時間も労力も気持ちも投入したのに，それが実を結んでいるとは思えないケースの存在が，支援という営み全般に対する無力感や虚無感を広げる場合もある。長く社会的養護に携わっていれば，そのような感覚とまったくの無縁でいることは難しい。しかし，だからこそ，支援への意欲を枯渇させない努力の一環として，必ずしもそういうケースばかりではないという事実を目を向ける必要があると思われる。

3. 長期的支援とレジリエンス

(1) 社会的養護における「支援の断絶」の現状

ところで，社会的養護において「子どもの育ちを永く支援する」といった場合，大きく分けて二通り考えられる。一つは，特定の支援者，あるいは特定の機関が長期的に関わること。もう一つは，支援者や機関は変わるが，支援は連綿と続いていくこと。現在，社会的養護は「家庭養育優先原則に基づき，家庭での養育が困難又は適当でない場合は，養育者の家庭にこどもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホーム（家庭養護）を優先する」ことを基本理念の一つに謳っている（こども家庭庁，2025）。これに沿ってイメージするならば，まず浮かぶのは前者であろう。本稿でも暗にそのようなイメージを念頭にここまで述べてきた。しかし，実際は，後者が圧倒的に多い。令和5（2023）年度において，要保護児童全体に対して里親・ファミリーホームの占める割合は約2割である。以前より増加しているとはいえ，比率として少ない状態は続いている。また，里親やファミリーホームならば支援は永続的かといえ，必ずしもそうではない。里親の平均委託期間は4.5年で，現時点では児童養護施設の5.2年より短い（こども家庭庁，2025）。他の里親や施設などへの委託先の変更も例外的事態とはいえない。

施設養育となると，乳児院が正式に関われるのは長くても3～4年である。児童養護施設においても，児童自立支援施設や児童心理治療施設などへの措置変更はあるし，またその逆もある。同じ施設で10年以上暮らす場合ももちろんあるが，その実，職員の退職や異動，生活単位の再編成等で主たる養育者との別れを数年ごとに経験する子どもは稀ならずいる。むしろ，どんなにパーマネンシー保障を謳い，家庭的養育を標榜している施設でも，子どもにそのよう

な経験をさせたことがない施設は皆無なのではないだろうか。先に、社会的養護は本来的に、子どもの「育ち」全体を問題にし、人生を視界に入れようとする¹と述べた。確かにそうなのだが、以上のように、社会的養護における育ちの環境は総じて断絶の連続と言わざるを得ず、「育ちを永く支援する」といっても、おおよそ不変のメンバーがそのまま年を重ねていく「家庭」に擬したものにはなっていない。もちろん、社会的養護において支援期間が短いことは、家族状況の好転や子どもの状態像の改善など、肯定的に評価できる場合もあるので、それ自体が問題なわけではない。問題は、本来継続的な支援が必要なケースにおいて、しなくてもよいはずの別れや喪失体験を、子どもには与^{あずか}り知らぬ事情でさせてしまうことである。だが、現実にはそれがスタンダードというほかない。

(2)「支援の断絶」の中で必要となる「つなぐ」視点

上述のような「支援の断絶」が続く中では、努力の方向性は二つ考えられるだろう。一つは、従事者の離職や子どもの環境変化がなるべくなくて済むような組織・体制のマネジメント。もう一つは、ある程度の断絶や環境変化は前提とした上での、それを致命的なものとし²ないための「つなぐ」マネジメント。むろんどちらも大事だが、結婚や出産、病気や介護など、従事者側からすればやはりやむを得ぬ事情による離職はあるし（それに、社会的養護に理解と関心のある市民がその分だけ街中に存在してくれば、それはそれで子どもが育つ社会環境としては意味のあることと言えるかもしれない）、環境や養育者との相性の問題が皆無になることもおおよそ考えにくい。そうなると、個々の支援者や支援機関がそれぞれの場所、それぞれの時期で努めた「点」としての「良き支援」をいかに途切れさ

せないか、次の支援者につないでいくかが、より注力すべき現実的課題と考えられる。

先にも述べたように、本邦において社会的養護の支援効果とその要因を長期的に追った研究は（筆者の知るところでは）ないが、アメリカにおいて、逆境的环境下に出生した子どもの経過とそこに関与した要因を30年以上にわたって調べたスルーフら（2022）の研究は、「永く支援すること」とレジリエンスの発現の関連を考える上で示唆に富んでいる。これによれば、「発達早期に肯定的な養育を受け、早期のコンピテンスの来歴があると、非支持的な来歴のある子どもたちよりもストレスに直面して問題行動を起こす可能性は有意に低くなる」のは確かだとしても、「レジリエンス」と呼ばれるものを促進するのはそのような発達早期のサポートだけではないという。「同様に重要なのは、後に起こるストレスとサポートの変化」であり、実際、「子どもが困難な時期の後に改善を見せるとき、サポートの増加またはストレスの減少、あるいはその両方がしばしば見られる」のだという。そして、「逆境を克服する人々は、後に利用可能な肯定的基盤またはバランスを保つためのサポートがあったために、そうできるのである」として、「レジリエンスは個人の特性ではなく、発達システムの特徴なのである」との見解を示している。つまり、それがどの時期であれ、またどのような場であれ、今、子どもと関わりを持っている人や機関が、目の前にいる子どもへのサポートを増やし、ストレスを低減させる積み重ねは、現在の良き生活状況の助けとなる意味でも、また、後に利用可能な肯定的基盤となってやがて子どものレジリエンスに資する意味でも、意義があるということである。

ここで、この「サポートの増加またはストレスの減少、あるいはその両方」がより生じやすくなるための有効な方策の一つに、支援者間、

あるいは支援機関同士の丁寧な「つなぎ」があると考えられる。たとえば、乳児院における「育ちの振り返り」(村上, 2024) もその一つである。これは、乳児院から里親や児童養護施設への措置変更に際して、子どもの動画記録を観ながら新旧の養育者が語り合う引き継ぎ的なカンファレンスである。乳児院側にとって、これに向けて検討・準備することは、施設内での職種を超えた語り合いを生み、子ども理解の深化や引き継ぐべきポイントの洗練化等の意義があるという。一方、次の養育を担う側にとっても、(映像記録の雄弁さや引き継ぎ内容の重要性はもちろんだが) 発達早期に心身を「この子」に注いでくれた存在があること、またこの引き継ぎに向けて多大な労力が投入されていることを目の当たりにすることが、自分たちが行う養育への意欲や責任意識などの準備性を高めることになると考えられる。

乳児院から児童養護施設などへの措置変更は分かりやすい例であるが、社会的養護はその定義からして、常に「どこかからここへ、ここからどこかへ」の「養育の引き継ぎ」を原理的に内包するので、どこからの引き継ぎでも、あるいはどこへ向けての引き継ぎでも、本質は変わらない。施設内で引き継ぎが生じる場合でも同様である。養育者や養育の場が変わることは、子どもにとっては危機的事態である。危機的事態に手厚く関わることは、アタッチメントの形成や修復、さらにはトラウマケアの観点からも重要といえるだろう(内海, 2023)。

4. 長期的支援が支援者にもたらすもの

以上、「子どもの育ちを永く支援する」ことについて、ある程度の断絶や環境変化は前提とした上で、しかしそれを致命的なものとしなかったための「つなぎ」マネジメントについて述べた。現在の社会的養護においてはそれが現実的だか

らである。しかし、一人の支援者が、あるいは一つの支援機関が、永く子どもの育ちを見続けるのも、やはり社会的養護に従事する者の醍醐味といえる。

先述のように、そこには様々な例がありうる。その中で、「あれほどの労力をかけたのに、結局こうになってしまうのか(生活保護で暮らすとか、犯罪者として刑務所に行くことになるとか、次世代もまた社会的養護が必要になるなど)」と思ってしまう例が一定程度存在するのはおよそ避けられないことである。しかしまた、「あれほどの不適応を示していたのに、こんなにもちゃんと暮らしていけるのか(仕事が続いて家まで買ったり、次世代を大事に育てていたりなど)」と驚いてしまう例に出会えることもある。そう多くはないとしても、そのようなケースはやはり宝といえるであろう。

もちろん、どちらの例にしても、さらなる変転の可能性を常に孕んではいる。生活保護を抜け出した後、仕事が見つかって生き生きとした顔を見せてくれることもあれば、結婚して家庭を持ったのに離婚し、精神的にも不調に陥った様子が耳に入る場合もある。しかしどちらにせよ、それとてまだ「結果」ではなく「プロセス」である。実際、そうした山と谷が、数年後にまた入れ替わったいた、ということはある。あるいはまた、大きな変化やはかばかしい改善はなく、しかし施設と関わりは持ち続ける場合もある。

以下は筆者においては、という一例ではあるが、そういう変転や不変を見聞きし、また時々顔を合わせるうちに、次第に「支援する」という語感がそぐわなくなってくる場合がある。10年、20年と従事するうちに子どもは子どもでなくなり、大人になっている。かつての「幼児さん」も中年となり、ビリビリした気持ちで「アセスメント」やら「支援計画」やらを模索

していたころにはまったく想像できなかった姿を目の当たりにする。また、そのくらいの年月の間には、支援者も当然年を取る。自身の子育てや介護など、ライフサイクルやライフイベントがあり、人生上の心配事や苦難もある。「年を取るのも、人生に苦勞するのもお互い様」の感覚が増し、「専門家」としての見解などたかが知れていることや、可能性の測りがたさと時間の妙味を思い知る。そして、そんなに焦って事態を変えようとせずとも、どうにもならない場合も、どうにかなる場合もあるのだから、ゆっくり子どもの育つのを眺めていてもいいかもしれない、といった気持ちも生じてくる。

人によって違いや幅はあるだろうが、こうした支援者側の認識や気の持ちようの変化も、「子どもの育ちを永く支援する」ことに付随する、無視できない現象といえるだろう。ここから翻って思うのは、そもそも支援というのは、ある一定の目的に向けて個人や環境の変化を促す側面もちろんあるが、そういった将来への計画性とは別に、苦痛の微減やくつろぎの微増など、その時々状況を少しでも良いものにしようと「現在に奉仕する」(白石, 2025) という側面もあるだろうということである。それが未来に対してどれだけの力を持つかはともかく、それ自体が持つ価値に支援者は開かれていた方が良くと筆者は考えている。「子どもの育ちを永く支援すること」は初めから企図されていたわけではなく、そのような「現在の集積」によって「結果としてそうなる」からである。

▶文献

- こども家庭庁 (2025). 資料集「社会的養育の推進に向けて」https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbc16/69eff642/20250414_policies_shakaiteki-yougo_130.pdf (閲覧日: 2025.4.23).
- 厚生労働省 (2021). 児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査【報告書】<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000863975.pdf> (閲覧日: 2025.4.23).
- 増沢 高, 内海新祐, 石倉陽子, 大川浩明, 佐々木宏二 (2006). 児童養護施設における困難事例の分析 子どもの虹情報研修センター (平成 17 年度研究報告書), 7-8.
- 村上葉月 (2024). 社会的養護における切れ目のない支援とはなにか——児童福祉分野の心理臨床⑩ 養育者から養育者へ思いをつなぐ——乳児院における育ちの振り返り 日本心理臨床学会第 43 回大会自主シンポジウム発表資料 (未公開).
- 永野 咲 (2015). 施設退所後の生活実態を捉える 世界の児童と母性, 79, 47-51.
- 認定 NPO 法人ブリッジフォースマイル (2024). 全国児童養護施設 退所者トラッキング調査結果概要 https://www.b4s.jp/wp-content/uploads/2024/11/B4STracking2024_Summary.pdf (閲覧日: 2025.4.23).
- 白石正明 (2025). ケアと編集. 岩波新書, 89.
- スルーフ, L. A., イーグランド, B., カールソン, E. A. & コリンズ, W. A. (数井みゆき・工藤晋平 (監訳)) (2022). 人間の発達とアタッチメント——逆境的環境における出生から成人までの 30 年にわたるミネソタ長期研究—— 誠信書房, 261-262.
- 内海新祐 (2023). 「ケア」を謳わないケア——児童養護施設・心理職の視点から—— 言視舎, 78.

Supporting children's growth over the long term

UTSUMI, Shinsuke

Asahi jidou home

Journal of Child Welfare and Psychology 2025, Vol.2, 2-9

Abstract:

This paper explores key issues associated with providing sustained support for children's development, with particular reference to the field of social care. It examines how the trajectory of long-term support can be evaluated and how support providers should engage with such extended interventions. First, it is argued that the alternating patterns of progress and setbacks characteristic of long-term support make its evaluation inherently complex. Second, while evaluation remains challenging, this paper emphasizes the significance of delivering the best possible support at each stage and ensuring the continuity of such efforts over time, in terms of resilience. Finally, based on the author's personal experiences, the paper reflects on the impact that long-term engagement with children can have on support providers themselves, and considers the broader implications for the practice of caregiving.

Key words: social care, long-term support, transition of support

【特集②】

児童養護施設における 長期的な心理支援

塩谷隼平*

本稿では児童養護施設における長期的な心理支援について考察を行った。児童養護施設に入所している子どもは基本的信頼の欠如という課題を抱えており、その獲得のためには安心感のある安定した生活の長期の積み重ねが必要である。施設における心理支援でも長期的な視点が大切であり、X 児童養護施設では個別心理療法を中心にオーダーメイド的な心理療法を実施している。長期的な心理療法のなかで、子どもが表現するテーマも発達段階に応じて変遷していく。また、心理療法だけでなく、子育て支援の視点をもってケアワーカーの養育能力を高めるようなコンサルテーションをすることも重要な役割である。さらに、子どもが成長するためにはいろいろな距離感をもった大人の存在が大切であり、心理職が施設内で祖父母的な役割をとることが、長期的な心理支援をしていく際に役立つと考えられる。

キーワード：児童養護施設、長期的、心理支援

1. はじめに

私が非常勤の心理職として勤務している X 児童養護施設では、毎年 12 月の終わりのある決まった日にもちつき大会が開催される。コロナ禍中はオープンに開催できないこともあったが、普段は施設に在籍している子どもや施設職員、子どもの親の他、地域住民や大学生のボランティアなど、多くの人が参加するにぎやかなイベントである。そこに施設の退所生も顔を見

せる。前もって連絡してから訪れる退所生もいれば、連絡なしに突然来る退所生もいる。私が X 施設の心理職になってから 20 年以上たち、退所生のなかには在所中に心理療法を担当していた子どもも含まれる。子どもといってもすっかり大人になっており、ある男性は妊娠中の妻を連れてきて幸せそうな笑顔で紹介してくれた。ある男性も家族を連れてきて、マイホームを建てたことを少し照れながら報告してくれた。また、仕事で外国人と関わるが増え、「マジで英語をしっかりと勉強しておけばよかった」と

* 東洋学園大学

なんとも頼もしい後悔を語る青年もいた。多くの退所生が自分の子ども時代を知る職員と挨拶をかわし、近況報告や施設にいた頃の思い出話に笑顔で花を咲かせていた。彼らにとって、子ども時代を過ごした施設は「実家」の代わりである。退所生が事前の予約もなく気軽に戻ってこられるように、もちつき大会は同じ日程で繰り返されている。

このように子どもたちが立派に成長した姿を見ることができるのは児童養護施設の職員にとって大きなやりがいであり、最大のご褒美である。また、心理職にとっても心理療法で関わっていた子どもの大人になった姿を見ることができるのはうれしいことであり、他領域の心理職にはあまりない児童養護施設ならではの魅力のように感じる。本稿では、X 児童養護施設で 20 年ほど心理職を続けてきた経験をもとに、児童養護施設における長期的な心理支援についての一考察を述べたい。なお、本文中に出てくる事例は個人が特定できないように改変したり、いくつかの事例を組み合わせたっている。

2. 児童養護施設における長期の支援

児童養護施設は児童福祉法第 41 条で定められた児童福祉施設で、なんらかの理由で親と暮らすことのできない概ね 2 歳から 18 歳までの子どもが入所して生活している。全国に約 600 か所あり、こども家庭庁（2024）によると、2023 年には約 23,000 人が在籍している。入所児童の平均年齢は 11.8 歳で、入所時の平均年齢は 6.7 歳、平均在所期間は 5.2 年となっているが、幼児期に入所して高校卒業までの約 16 年間という長い時間を施設で過ごす子どもも少なくない。また、2024 年の児童福祉法の改正により、それまで原則 18 歳、最長 20 歳であった年齢制限が撤廃され、子どもたちが自立できるまで在籍が可能となり、施設から専門学校や

大学に通う子どももいる。さらに、施設退所後のアフターケアも義務づけられており、児童養護施設の子どもの支援は長期にわたる。

あるとき、X 児童養護施設を退所してから何十年も経つ方から連絡が入った。末期癌を患っており、ターミナルケアとして自分史を作成するなかで、X 施設での生活を思い出したとのことで、その頃をわずかに知るケアワーカー（直接処遇職員）が入院先まで会いに行った。決して平坦ではなかった人生をふりかえるなかで「自分がもっとも人らしく生きられたのは X 施設にいたときだった」という思い出が語られた。このようなケースがあることを考えれば、児童養護施設における支援はその人が亡くなるまで続くと言えるのかもしれない。

3. 児童養護施設の子どもの抱える課題

児童養護施設は、もともとは親のいない子どもの保護を目的とした施設であったが、現在は両親ともいない子どもは入所児童全体の 3.3% に過ぎず、95.4% の子どもは両親または父母のどちらかがいる（こども家庭庁、2024）。しかし、児童虐待の問題をはじめ、親と一緒に暮らすことが困難なために分離され、施設に措置されている。入所児童の 71.7% に虐待経験がある（こども家庭庁、2024）とされているが、それ以外の子どもたちもはっきりと虐待とは言えないが過酷な出生状況や養育環境を経験しており、被虐待児の割合はもっと高いというのが施設職員の実感である。そのため、施設の子どもたちの多くは虐待によるトラウマの問題や、不安定な養育環境によるアタッチメントの問題を抱えており、それを起因として様々な心理症状や、生活上・対人関係上のトラブルが生じる。

トラウマやアタッチメントの課題についての詳細は他の論考に任せ、ここでは私が強く感じてきた子どもが抱える問題について述べたい。

小学生男子の心理療法の時間に、施設のホールで卓球をしていたときのことである。震度1か2くらいのごく小さな地震が起きた。私は何気なく「地震だね」と言うと、彼は血相を変えてホールから走り出た。追いかけると裸足で玄関の外まで逃げおり、顔面蒼白で立ちすくんでいる。話を聞くと「地震が本当に怖い。何か倒れたり、落ちたりしたら必ず自分の上に落ちてくると思う」と語った。また、「雷も怖い。必ず自分に落ちると思う」とも話した。確かに地震も雷も怖い。しかし、自分だけが被害にあうと想定する人は少ないのではないだろうか。

Erikson (1963) は、ライフサイクル論における最初の発達課題として基本的信頼の獲得を提示した。基本的信頼とは自分が存在している世界が常に同じ連続性を有していることへの期待とその世界で生きていく自分自身の能力への信頼から成り立っている。基本的信頼を獲得している人にとっては空気のようなものであり、意識されることは少ない。多くの人は電車で隣に座った知らない人が急に自分に殴りかかってくるとは思わないし、なぜ、殴りかかってこないかの理由について考えることもない。そんなふうに、この世界に対して漠然とした安心感や信頼感をもって生きている。そして、それは乳幼児期の養育者との特別ではないごく普通の関係のなかで無意識的に獲得されていく。

逆境的な養育環境にあった施設の子どもたちは、その基本的信頼が欠如しており、たとえ獲得していたとしても非常に脆弱である。自分が生きている世界の底が急に抜けてしまうような恐怖感、また、何か起きたときに自分以外の人たちはうまく対応できても、自分だけが対処できない不安感を抱えている。傍から見れば、普通の子どもとして楽しくにぎやかに生活していても、何かの拍子に基本的不信が顔を出し、それが様々な問題につながっていく。

4. 安心感のある安定した生活

そのような基本的不信の世界を乗り越え、基本的信頼を獲得するためには、安定した日々の生活の積み重ねが重要となる。いつもと同じ部屋で、同じ時間に起き、朝食を食べて、清潔に洗濯された服を着て、学校に行き勉強をして、帰ってきておやつを食べ、ケアワーカーに手伝ってもらいながら宿題をして、楽しく遊んで、夕食をとって歯を磨いて入浴し、いつもと同じ時間に寝る。その生活をいつもと同じ大人たちが支え、見守る。特別なことは何もない日常の繰り返しだが、それが子どもの基本的信頼を育んでいく。しかし、そんな生活経験のない子どもたちは、その安心感が本物なのか、いつまで続くのか怖くなり、あの手この手で破壊しようとする。いわゆる「ためし行為」である。それに対して、施設の職員たちは協働しながら、安定した生活を必死に守りぬき、安心感で包みこんでいく。もちろん、子どもが悪いことをすれば全力で叱る。しかし、悪いのは子どもがした行為であり、子どもは悪くない。自分が悪い子どもだから、自分がいらない子どもだから施設に入れられたと確信している子どもたちに「あなたたちは大切な存在である」というメッセージを言語的・非言語的に伝え続ける。ある子どもが心理療法の場で、「ねえ、なんでX施設の職員さんが僕を叱るのかわかったよ。僕が悪いことをしたからなんだね」と大きな発見をしたという顔で語ったことがあった。理不尽で予測不能な暴力に曝されてきた子どもにとって、自分の身に起こる出来事が予測できるようになることは大きな安心につながる。

安心感のある安定した生活を積み重ねることで、子どもたちにはこの世界は自分が生きていい世界かもしれない、そして、自分はその世界に生きていい存在であるという基本的信頼が少しずつ育まれていく。しかし、それに

は数年という長い時間がかかる。来る日も来る日も大きな穴の開いたバケツに水を汲むような徒労感がケアワーカーを襲う。だが、雪が降り続けば隙間の空いたネットの上にもだんだんと積もっていくように、日々のやりとりがゆっくりと重なっていく。そのような長期的な視点で子どもを支援できることが児童養護施設の強みである。

5. X児童養護施設における心理支援

そのような児童養護施設でのケアのなかで、心理職にできる心理支援や役割はなんだろうか。児童養護施設では、1999年に心理職（正式には心理療法担当職員）の導入が始まり、2011年には配置が義務化されたこともあり、多くの施設で心理職が子どもの心理療法やケアワーカーへのコンサルテーションを担っている。心理職が子どもの日常生活場面に入るか否か、ケアワークを担うか否かなど、働き方や心理療法のオリエンテーションに違いはあるが、複雑な問題を抱える子どもの心理支援において、短期的な心理療法だけでは不十分で、施設全体を治療的な環境にしていく環境療法や長期的な心理療法が必要となることは確かである。ここではX児童養護施設での心理療法の実践を紹介しつつ、長期的な心理支援の意義について考察していく。

児童養護施設の心理職には虐待を受けた子どもの心理療法のために導入された背景があるが、たとえ明確な虐待の既往がなくても、親と一緒に暮らせないことはどの子どもにとっても大変な状況であり、X児童養護施設では、すべての入所児童に対して心理職の担当を決めて、一部の幼児を除いて、子どもが希望すれば個別心理療法を中心にグループ心理療法などの心理療法を受けることができる。1年ごとの更新制度にしており、月に1～2回と頻度は少ないが、退所まで希望する心理療法を継続できる（塩谷、

2016）。私が担当した子どものなかには3歳から高校卒業までの14年のあいだ個別心理療法を継続し、セッション数が300回を超えたケースもある。とあるケースカンファレンスで幼児期の心理療法の経過を報告した際に、その問題の大きさから措置変更になるだろうとコメントされたこともあり、自立までX施設でケアできたことに大きな達成感もあった。

また、グループ心理療法も子どもたちの興味関心に合わせて選択できるように様々な種類を準備している。アートセラピーを行う「アートグループ」や、楽器演奏やバンド練習をする「楽器グループ」、その他にも「陶芸グループ」や「編み物グループ」「木工グループ」などを展開している。さらに、子どもが自由に来室できるフリースペースのような「オープンルーム」の時間も設定している。子どもたちは自分が選んだグループを1年間は続けるというルールのもと、担当心理職と相談しながら選択していく（塩谷、2016）。児童養護施設は治療施設ではなく生活施設であり、生活に身近な作業をとまなうグループ活動に心理療法的な意義をもたせていく方法はなじみやすいように感じる。また、夏休みには小学校高学年以上を対象に「性教育グループ」も実施している。

このような選択肢のなかで、個別心理療法だけを選ぶ子どももいれば、いろいろなグループ心理療法を順番に体験する子ども、また、両方を選択する子どももいる。なかには、まずはグループ心理療法に参加して、心理職へのアセスメントを行い、安心できる対象であると査定してから個別心理療法を希望する子どももいる。それぞれの子どもに合わせてオーダーメイド的に心理療法を準備するのがX児童養護施設の特徴である。

複数の心理職が働いているため、子どもの希望にそって個別心理療法の担当心理職を交代す

る場合もある。例えば、男子のケースでは、幼児期から小学生の時期を女性心理職が担当し、思春期に入った中学・高校時代を男性心理職が担当することがある。子どもの年齢に合わせて担当心理職が交代することで、それぞれの発達段階の課題に取り組みやすくなるように工夫している。

6. 長期の心理療法におけるテーマの変遷

個別心理療法を長期で継続する際、子どもの表現するテーマも発達段階によって変遷していく。幼児や小学生のときの心理療法は遊戯療法として進展し、遊びを通して自分の家族との関係や虐待体験が表現されることが多い。担当心理職に対して実親への感情を転移するケースも少なくなく、その関係性のなかで言語的・非言語的に子どもの家族への思いを理解していく。子どもたちは遊びを通してトラウマ体験を能動的に再体験し、解放し、再統合していく。

中学生時代は施設の子どもたちにとって潜在的な時期であり、それまで自分の過去や家族に向けられていたエネルギーが現在の生活における課題に向かい、部活動や学校での人間関係について話されることが多くなる。ときには恋愛が話題になるときもある。私は毎週日曜日に出勤しているが、この時期は部活動や友人との交流のために心理療法のキャンセルも多くなるなど、心理療法よりも現実生活に適応していくことが優先される。そして、中学3年生を迎えると、高校受験という施設の子どもにとって最大とも言える試練が立ちはだかる。現実場面では受験勉強や面接対策に懸命に取り組む一方で、心理療法では小学生の頃に戻ったようにやや退行的に遊ぶことも多い。受験という壁を乗り越えるためのエネルギーを補給しているようにも感じる。

高校時代の後半になると、退所後の進路選択の問題に向き合いながら、改めてエネルギーが自分自身に向かうことが多い。将来への期待や不安が語られるとともに、幼少期の思い出や家族への思いも言語化されていく。未来と過去を行ったり来たりしながら、最終的には自分がなぜ施設に入所することになったのかを中心に、人生の物語の再構成が行われる。乳幼児期のネグレクトにより入所していた高校生男子は、それまで「親からもらったものは何もない」と語っていたが、自分の名前を母親が希望をもってつけたことを思い出し、親から大切なものをもらっていたことに気づいていった。母親からの身体的虐待で入所していた高校生男子は、母親も児童養護施設出身であることを語り、「お母さんも普通の子育てがわからなかったんだね」と幼少期の自分の身に起きていた出来事の背景を理解していった。

社会的養護の子どもたちが自分の生い立ちや家族との関係を整理する取り組みにライフストーリーワークがある。才村（2009）は、生い立ちに関する質問の書かれたライフストーリーブックに職員と一緒に取り組む方法を紹介しており、「子どもたちに過去を認識させ意味を持たせること、現状とこれまでに起こったことに向き合い、気持ちの整理をつけることを助ける強力な方法」と説明している。X 児童養護施設でもライフストーリーブックを用いてライフストーリーワークに取り組んだケースもあるが、長期的な心理療法をしていると、ゆっくりではあるが自然と同じようなことが行われるような気がする。

7. 長期的な心理支援の意義

少数の心理職で多くの子どもを対象に長期的に心理療法を実施するとなると、その構造はどうしても月1～2回の低頻度となる。山口

(2022) は、成人の低頻度かつ長期の心理面接の意義についてまとめ、バラバラであった人生の物語が大まかではあるものの再構成され、今抱えている問題が何に由来するのかが見えてくるとしている。これは児童養護施設における長期的な心理療法でも共通しているように感じる。また、低頻度かつ長期の心理面接では「オープンエンディッドな終結」を迎えることが多いが、「いざとなったらまた会える」という感覚をクライアントが抱きながら終わることが重要であるとしている。これも施設での心理支援の実状に近い。X 児童養護施設では 18 歳で自立していく退所生を中心に、心理療法のアフターケアの案内を渡している。実際、退所後も施設を訪れて定期的な心理療法を受けたり、必要なときに電話を通して相談したりするケースもある。施設を退所したからといって心理職との関わりが途切れ、心理支援が完全に終結するわけではなく、オープンエンディッドに続いていく場合も多い。

施設においても、ターゲットとする心理的な問題を定めて短期の集中的な心理療法が必要になる場合もあるだろう。しかし、子どもたちが問題を起こしてから心理療法を始めようとする、子どもたちはそこに懲罰的な意味を感じ、心理療法への抵抗を示すことも少なくない。たとえ目に見える問題を抱えていなくても、その前から心理療法を受けていれば、その後、起こる問題についても、中立的な感覚で取り上げることができる。子どもたちが現実場面で起こしたトラブルを心理療法のなかで扱うかどうかは、その子どもの状態などを考慮してケアワーカーと連携しながら決めていくが、あまりにも大きな事件の場合は、施設職員として知らない方が不自然なため、「〇〇さんから聞いたよ」と話題にすることもある。もともと心理職と子どもとのあいだに信頼関係があれば、安心して扱う

ことができる。

8. 子育て支援という視点

施設内でどんなに優れた心理療法を実施しても、それだけで子どもが成長していくわけではない。先にも述べたように、子どもが基本的信頼を築いていくためには施設全体の生活が安定している必要があり、そのためには心理職もケアワーカーと協働して支援にあたる必要がある。そして、その手段としてコンサルテーションは欠かせない。

子どもにとって児童養護施設が「実家」の代わりだとすれば、子どもの生活を支えるケアワーカーは「親」代わりである。例えば、子どものケアにおいて安定したアタッチメントをもつことを目的とした場合、そのアタッチメント対象は月に数回しか会えない心理職ではなく、子どもの毎日の生活を支えるケアワーカーである必要がある。そのため、コンサルテーションにおいて、ケアワーカーへの子育て支援という視点をもつことは大きな助けになる。馬場(2010)は臨床心理士の子育て支援の内容として、(1) アセスメントと対応策の助言、(2) 養育者への援助、(3) 乳幼児への援助、(4) 保育、保険、医療など他職種への援助の四つをあげ、養育者を支えて養育能力を高める援助が重要であるとしている。これは施設心理職の仕事にそのまま置き換えられ、ケアワーカーの養育能力を高めるコンサルテーションが求められる。さらに、X 児童養護施設では施設全体のケア能力の向上を目的に、心理職が講師となって心理教育的な職員研修も実施している。

伊藤(2007)は全国の児童養護施設の若手職員を中心にアンケート調査を実施し、ケアワーカーの 8 割が子どもとの関わりに否定的なストレス(過度な不満や負担感)を感じていることを明らかにする一方で、9 割のケアワーカーが

子どもの成長を強く感じたときに喜びや充実感を感じていることを報告している。子どもにとって親代わりであるケアワーカーが、子どものことで悩み、子どもの成長に喜びを感じるのは自然なことである。

しかし、子どもから最も近い場所で、常に子どもと一緒に過ごしているからこそ、子どもの成長を感じにくいこともある。一般家庭においても、わが子の身長伸びに気づくのは、常に一緒にいる親ではなく、年に数回しか会わない親戚だったりする。それと同じような仕組みで、子どもに月に数回しか会わないからこそ、施設の心理職が気づきやすい子どもの成長がある。目で見える体の成長はもちろんのこと、心理療法は定点観測的に会うことで心の成長についても気づきやすい構造になっている。あるとき、私が心理療法を担当している小学校低学年の子どもの担当ケアワーカーから、「最近、周りの子どもの欠点ばかり指摘するのでトラブルになって困る」と相談を受けたことがあった。落ち着いた生活が送れない大変さを労いながら、「今まで自閉的な世界を生きてきたけど、成長して周囲が見えるようになってきたので、他の子どものことが気になってしょうがない時期かもしれませんね」と伝え、「ああ、成長してるんですね」と納得して、その子どもの問題を抱えやすくなったことがあった。

日々、迷いながら対応しているケアワーカーにとって、目の前の子どもがしっかり成長していると知ることは仕事への大きな活力となる。子どもの成長への気づきを促すようなコンサルテーションは、施設の心理職にとって重要な役割であると考えられる。そのためには、ライフサイクル論(Erikson, 1963)をはじめ、子どもの心理的発達についてケアワーカーにわかりやすく伝えられるように理解しておく必要がある。施設の子どもの心の成長は定型発達よりも遅れ

ていることがほとんどで、実年齢から大きく乖離した課題を抱えていることも多い。子どもが起こしている問題を発達段階と紐づけて理解し、どの段階に進むと収まるのかについての見通しがもてるとケアワーカーは安心して対応できるようになる。

9. 長期的な支援における施設心理職の役割

児童養護施設という疑似家族のなかでケアワーカーが子どもの親の役割を果たすとすると、心理職は子どもの祖父母や親戚のような存在かもしれない。Hall (1999) は、家族における祖父母の果たす「特別な役割」を、家族の状態に合わせてまとめており、「孫には、あらゆる機会をとおして、目の前にある障害を乗り越える勇気を与えてやる」などの具体的な役割が書かれている。この「孫」を「入所児童」に置き換えれば、そのまま施設における心理職の役割のヒントになるように思う。

あるとき、担当している子どもが担当ケアワーカーから厳しく叱られたあとに心理療法の時間になったことがあった。担当ケアワーカーは心理療法の時間があることがわかっていて、「セラピーでフォローしてくれると思って、がつつり叱っておきました」と引き継がれた。負のオーラに満ちた表情で面接室にきた子どもに、叱られたことを聞いたと伝え、「意味が分かんない!」と担当ケアワーカーへの不満が話された。肯定も否定もすることなく子どもの気持ちを受け止めると徐々に落ち着いていき、ケアワーカーが伝えたかったことを通訳すると、「そういうことか」と納得していくことがあった。親代わりであるケアワーカーがしっかりと叱ってくれるから、祖父母代わりである心理職は子どもの気持ちに寄り添うことができる。「オープンルーム」のようなフリースペースの

場が、ケアワーカーがかけるプレッシャーからの避難場所になることもある。上手に役割分担をするためには、心理職が「いいとこ取り」をしていると思われぬように、ケアワーカーと心理職の日ごろの信頼関係も大切である。

親代わりであるケアワーカーは、子どもへの責任感が強く、どうしても心配が先に立ってしまう。祖父母のような心理職は、少し無責任に子どもの力を信じることができる。子どもが成長していくためには、いろいろな距離感をもった大人の存在が大切であり、それがケアワーカーとは異なる心理職という専門職が施設にいることの意義であると考えられる。

10. さいごに

心理療法を担当していた子どもが施設内で大きな事件を起こし、他の施設に措置変更となってしまうことがある。施設を退所する日、担当ケアワーカーが児童相談所まで車で送りながら、「もしも、時間が戻せるならばいつに戻りたい?」と聞いた。ケアワーカーは事件を起こす前と答えると想定しての質問だったが、その子どもは「それは自分が生まれる前だよ」と答えた。施設の子どもたちの課題の根源を探るとその出生にたどりつく。なぜ、自分は生まれてきたのか。そして、なぜ、生きていかなければならないのか。その課題に心理職として答えることはできない。施設に在籍しているうちにその答えを見つけることも難しいのではないかと思う。答えの一つとして、子どもたちが施設を退所したあとに自分の子どもを授かる機会に恵まれ、その子育てを通して、その子どものために生まれてきたのだとを感じるような日がくるかもしれないと勝手に想像している。いずれにしても、そのくらいの長期的な視点で取り組んでいく課題であろう。

そうすると、児童養護施設でしなければなら

ない支援は、子どもたちの在籍中はそのような人生を送れるような土台を築くことであり、退所後もできるかぎりのサポートを続けることもかもしれない。心理職として、そのために何ができるのかを考え続けることが、児童養護施設における長期的な心理支援において必要となる。

▶文献

- 馬場禮子 (2010). 臨床心理士の子育て支援について
臨床心理士子育て支援合同委員会 (編) 臨床心理士
のための子育て支援基礎講座 創元社, 13-18.
- Erikson, E. H. (1963). *Childhood and Society*. New York:
W. W. Norton. 仁科弥生 (訳) (1977). 幼児期と社
会 1 みすず書房.
- Hall, C. M. (1999). *The Special Mission of Grandparents:
Hearing, Seeing, Telling* Praeger Pub Text. 吉井 弘
(訳) (2001). 祖父母の特別な役割——聞くこと・
見ること・話すこと—— 誠信書房.
- 伊藤嘉余子 (2007). 児童養護施設におけるレジデ
ンシャルワーク——施設職員の職場環境とストレス
—— 明石書店.
- こども家庭庁 (2024). 児童養護施設入所児童等調査の
概要 (令和 5 年 2 月 1 日現在). [https://www.cfa.
go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_
resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-
f0fd487fbe16/5c104d63/20240229_policies_shakai-
teki-yougo_86.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/5c104d63/20240229_policies_shakaiteki-yougo_86.pdf) (閲覧日: 2025.7.9).
- 才村眞理 (2009). 生まれた家族から離れて暮らす子ど
もたちのためのライフストーリーブック 福村出版.
- 塩谷隼平 (2016). 児童養護施設における心理支援の実
践についての一考察 東洋学園大学紀要, 24, 1-12.
- 山口貴史 (2022). 低頻度かつ長期の心理面接の意義
心理臨床学研究, 40 (2), 127-137.

Long-term psychological support in Japanese children's home

SHIOYA, Shumpei

Toyo Gakuen university

Journal of Child Welfare and Psychology 2025, Vol.2, 10-18

Abstract:

This paper examines long-term psychological support in Japanese children's home. Children there lack the basic trust, and in order to gain it, they need a stable and secure life for the long term. A long-term perspective is also important when providing psychological support in facilities. Children's home X provides customized psychological therapy, including individual psychotherapy. During long-term psychotherapy, the themes expressed by children change according to their developmental stage. In addition, psychologists at facilities need to provide consultations for care workers from the perspective of child-rearing support. Furthermore, for children to grow up, they need adults with various senses of distance. Therefore, it is important for psychologists to play the role of grandparents in children's home to provide long-term psychological support.

Key words: children's home, long-term, psychological support

【研究論文①】

多分野協働カンファレンスにおける ケース支援への気づき 促進をめぐる考察

古賀美由紀^{*1}
麻田 萌^{*2}

本論では、多分野協働の現場におけるケースカンファレンスで、参加者が気づきを得るプロセスを明らかにすることで、効果的な多分野協働カンファレンスを実施するための示唆を得ることを目的とした。A 母子生活支援施設のカンファレンス参加者へのアンケート及びインタビュー結果を M-GTA（修正グラウンデッド・セオリー・アプローチ）にて分析した結果、資料作成の段階でも気づきを促進し得ること、カンファレンスの目的を共有することがディスカッションを促すこと、スーパーヴァイザーとクローズドなメンバーは異なる気づきをもたらし得ること、他者からの意見は反芻し落とし込む過程を経る必要があることが明らかになった。カンファレンス内のコミュニケーションの工夫は当然必要だが、それに加えて準備と振り返りを丁寧に行い、資料や構成員等を工夫することでより気づきを促進し得ることが示唆された。

キーワード：多分野協働、ケースカンファレンス、母子生活支援施設

I. 問題と目的

母子生活支援施設とは、原則 18 歳未満の子どもを養育している母親と子どもが一緒に入所できる、唯一の母子共生の児童福祉施設である。職員は母子支援員（母子指導員）、児童支援員（少年指導員）を必須とし、規模や入所世帯の支援ニーズに応じて保育士、心理療法担当職員等も加わり、多分野の専門家が協働で支援にあ

たっている。施設数自体は年々減少しているものの、国が推進する妊娠期からの切れ目のない子育て支援において、地域で様々な生きづらさを抱える子育て家庭への支援ノウハウを普及していく役割が期待されている。

母子生活支援施設では、入所した母子が退所するまで、母子支援員を中心に、より豊かな生活に向けたケースワークを主とした様々な支援が行われる。自立に向けて、生活保護受給設定や家計管理の経済面に関する支援、離婚や就労の手続きに関する支援等、世帯全体の動きへの

*1 白百合パークハイム

*2 東洋学園大学

支援が入所直後から進められる。それらと並行して、母子関係への支援や、保育、学童保育、行事の企画・運営等、子どもの育ちを保障するための支援が行われる。加えて、複雑多様な背景を抱えて入所する母子が多くを占めるため、ケアの視点が重要である。それらの支援に、社会福祉士、保育士、心理専門職がそれぞれの専門性を生かして様々な局面で関わっていく。特に支援困難ケースに対しては、複数の職員が役割分担をしながら、チームで支援にあたる体制が必須である。一方で、それらの多職種がシフト制で勤務しているため、統一された方針に沿って連携できるチーム支援体制を組むには工夫も必要である。

このような多分野協働の現場においては、連携や支援方針の統一のためにケースカンファレンスが活用されることがある。ケースカンファレンスとは、医療、地域保健、教育、保育といった様々な対人援助の現場で活用されている、支援対象の理解を深め、支援方針や内容を検討する方法や場の総称である。医療分野でケースカンファレンスを実施した例では、参加者が患者に関する何らかの気づきを得て、より良い治療につながられた（黒田ら、2021）、カンファレンスの継続が職員の意識の変容を促し、治療の意味や患者のQOLを考える風土を創造した（服部・片山、2021）報告がある。また、医師や看護師といった職種の違いを問わず、自己成長を実感しチームアプローチの重要性を意識するようになった報告も挙げられている（横田・上村・小田、2011）。心理学の分野では、参加者がケースへの関わりをめぐる情緒体験に気づき、それをカンファレンス参加者全員で抱えることで支援にまつわる自分、他者、組織への気づきを促し、支援へのモチベーションを高める等の効果を持つ方法も提唱されている（鈴木、2015）。ケースカンファレンスを効果的に実施できれば、

支援対象や支援のプロセスに関して何かしらの気づきを得られる。さらに、多職種で支援方針を統一する「作業」に留まらず、チームとしての連帯感を生み質の高い支援を展開する効果も期待できると考えられる。

ただし、多分野の専門家が集ってケースカンファレンスが効果的に機能するよう実施することは、容易ではない（藤井、2018）。多職種協働は対人援助の各分野で今や当然とも言える支援体制である。しかしながら、高圧的なコミュニケーションや情報伝達のための対話のないやり取り、職種間交流の不足が協働の阻害要因に挙がる（松下・市川・藤谷・石川、2020）、一方の職種の助言を仰ぐだけの受動的なやり取りになる（浜谷、2005）等、各分野で効果的な協働には課題がある。多職種が協働する風土を促進するには、自由な意見の交わし合いや職種間のやり取り、相互傾聴や思いの共有が必要である（松下ら、2020）。また鈴木（2015）は、カンファレンスの場で展開される情緒体験を観察し、その意味を見出しながら体験の受け皿になる機能を参加者全員が担う重要性を主張している。これらから言えるのは、ケースカンファレンスはその効果を最大限に発揮するためには、支援対象や支援の情報が豊かに行き交うのはもちろん、その情報が持つ意味や情緒的体験についても参加者が関心を持ち、理解し合う場となる配慮やコミュニケーションが必要であろう。

母子生活支援施設においては、入所時アセスメントから自立支援計画策定とその実行、問題行動が表出した時の緊急対応時には、関わるすべての職員で情報を共有し支援方針を確認していく必要がある。同時に、日々の支援や緊急対応時には、職員の精神的負荷をケアし合わなければ、チーム全体での持続可能な支援は展開し得ないと言っても過言ではない。母子生活支援施設のように、利用者のトラウマにさらされる

ことが支援の中で多くなる職場では、単なる支援方針の統一が図られるだけでなく、支援にまつわる様々な情緒にも関心を寄せ、職員間でケアし合う風土を培うことが支援の充実につながる。それを達成し得るケースカンファレンスの実現が望まれる。しかしながら、児童福祉分野で多職種が協働して行うケースカンファレンスは、実施例やどのようにそれを実現し得るのかに関する知見が、極めて限られている。

そこで本研究では、著者らが所属する A 母子生活支援施設で実施されている多分野協働カンファレンスを取り上げ、効果的な場となるためにどのような工夫が必要かを検討する。カンファレンスによる様々な効果を最大化するには、参加者が対象ケースや支援にまつわる何かしらの気づきを得る体験が鍵となることは、先行研究から確認されてきた。そのため、本研究では A 母子生活支援施設で実施されている多分野協働カンファレンスにおいて、参加者の気づきがどのように促されていくのかを明らかにすることを目的とする。

II. 方法

1. A 母子生活支援施設のケースカンファレンスの概要

A 母子生活支援施設（以下、A 施設とする）では、月 1 回全職員が参加するケース会議を実施している。インシデント・プロセス法の形式で、世帯の現在の情報を共有し、今後の対策を検討することが主目的に行っていた。施設長が主催し、心理療法担当職員（以下、心理職）がファシリテーター（FT）を担当している。その他のカンファレンス構成員は、母子支援員、児童支援員、保育士である。X-3 年より、検討対象となる世帯のニーズにより合致した支援を検討する場となることを目指し、同法人研究所所長に、ファシリテーターである心理職がスーパーヴァ

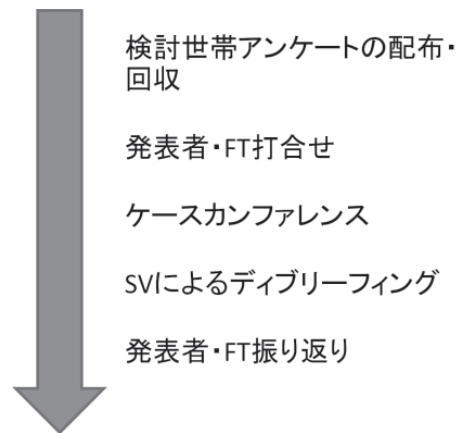


図 1 A 施設ケースカンファレンス

イズを受け改善に着手した。ケースカンファレンスにもスーパーヴァイザー（SV）として同所長を招聘した。効果的にケース検討を行うための構造化が重要であると考え、母子生活支援施設における効果的なケースカンファレンス実施のためのカンファレンスシートを開発した（古賀・青木，2021）。これを基に、X-3 年より次のプロセスでケースカンファレンス実施している（図 1）。

ファシリテーターは月初めに、検討ケースを決定するためのアンケートを職員全員に配布する。一人 2 票与えられており、最も票が多かった世帯をその月の検討ケースとする。選ばれたケースの世帯担当職員及び副担当職員は、カンファレンス 1 週間前までに資料を準備し、ファシリテーターと事前に打合せを行ってケース会議当日を迎える。カンファレンス実施後は、2 週間以内に発表者と副担当、ファシリテーターが、ケース会議の振り返りを行う。

2. 研究協力者

協力者は、A 施設のケース会議にて、自分の担当ケースを発表したことがある職員 7 名（男性 1 名、女性 6 名）であった。経験年数は 4 年から 13 年であり、全員発表者、参加者どちら

の立場でもカンファレンス（CF）参加経験があった。

3. 調査手続き及び実施方法

調査期間：X年2月～3月

A施設の施設長に本研究の目的、調査内容、及び倫理的配慮について説明し了承を得た後、職員会議にて同内容を説明した。ケース会議に参加したことがある職員7名にアンケートを配布し、回答をもって同意を得られたこととみなした。アンケートの項目は、次の三つである。
①次の各段階で、ケースについての気づきはありましたか。（あった場合のみお答えください）、
a）記入用紙へ書き込む準備段階、b）ケース会議中の参加者の発言を受けて、②ケース会議後、具体的に着手したことはありましたか。③ケース会議を進める各段階で課題に感じたことはありましたか。

アンケートの記述内容をより明確化するために、半構造化インタビュー（最短9分、最長26分、総インタビュー時間121分17秒）を実施した。インタビュー内容は、協力者の同意を得てICレコーダーで録音し、インタビュー終了後に逐語に起こして文字データ化した。アンケートの記述回答にインタビューの逐語起こしデータを補った記録を分析対象とした。

4. 倫理的配慮

アンケート及びインタビュー実施にあたり、研究の趣旨、協力は任意であること、匿名性は守られること、途中で協力を辞めても不利益を被らないこと、データの保管や破棄について文書、及び口頭で説明し、同意を得られた者のみ実施した。

また、本研究は白百合心理・社会福祉研究所の倫理審査委員会の承認を得て行われた（承認番号22004）。

5. 分析手続き

インタビューから得られた文字データは、多分野協働のケース会議において参加者のケースに関する気づきはいかに促しうるか理論生成を行い検討するため、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（M-GTA）（木下，2020）を用いて分析した。分析焦点者は「A施設のケースカンファレンス参加者」であり、分析テーマは「ケースカンファレンスにおいて担当ケースについて気づきを得るプロセス」とした。分析手順は次のとおりである。

録音したインタビューデータを逐語に起こし、文字化したデータのうち、分析焦点者の「気づき」について述べている発言、その気づきにいかにして至ったのかの語り、カンファレンスに参加している時の心情を語る発言を抽出し、分析ワークシート（木下，2020）を用いて概念生成を行った。インタビュー実施者の筆頭著者に第二著者が意図を確認し合意を得ながら概念間比較を行い、カテゴリー生成していった。生成したカテゴリーをもとにスーパーヴァイズを受け、カテゴリーの再構成を行った上で概念図を作成した。

Ⅲ. 結果と考察

分析の結果、22個の概念から、4個のカテゴリー、2個のサブカテゴリーが導き出された（表1）。これらの関係図を図2に示す。生成された概念やカテゴリーから見出された、多分野協働カンファレンスにより参加者が気づきを促されるプロセスについて説明する。なお、概念は【 】、サブカテゴリーは〈 〉、カテゴリーは〔 〕で示し、概念やカテゴリー名は、説明の文脈に即して随時助詞等を、本来の定義からの逸脱がない範囲で変更している。

表1 生成したカテゴリー概念と定義、その具体例

Category (Subcat.)	概念	定義	具体例
支援の変遷を振り返る内的整理	日々の支援の回顧	分析焦点者が、これまで自分が行ってきた支援を思い出す、当時の様子を振り返る。	もう当時は本当に手続きとか、やることが毎日ある。今日は区役所、今日はどこで、今日はどこという感じだった。かつお母さんのバタバタ感に巻き込まれてるなって感じもあったので…。
	支援への思いや意図の想起	ケースに対する各支援を実施しようと思った意図を再度思い起こすことに言及する。	支援記録とかを振り返っていく中で、ああそうだった。こうだった。こうだからこうしようと思ったんだったと。
	世帯の年表作り	ケースに起こった様々な出来事を、文章から時系列に起こす、あるいは起こったことをそのまま時系列に並べる作業に触れる。	文で読んでいるよりも、その表というか時系列にしていこうによって、もっと具体的にイメージができる。
	困りごとの仕分け	困っていることを、困り感を抱く主体別に分ける作業に言及する。	困っていることと心配なことを、母子と職員とで分けて整理できる。混同しがちになることが多いため、それも良い。
安心感のあるCFの場の構築	(発言の精査) 検討目的に見合うか逡巡	CF中の自分の質問や、他者からの質問への自分の返答が的外れでないか、本来知っているべきことだったのではないかと等とCFの円滑な進行に差し支えないかを揉む。	質問の意味も「ずれたらどうしよう。今、こういうこと聞いているんじゃないよね」とかで、今聞いていること、なんだろうって焦っちゃう。
	噛み合った議論への配慮	発表者が求めている意見が、CFの限られた時間内に、寄り道することなくやり取りされるように、自分が発言しようと思っていた内容を取捨選択する。	自分が発言することによって、何かそこにひっかかりを持たれてしまったとしたら、本当は担当の方としてはもっと違うことを話したいのとか。自分の一発言に関して、限られた時間の中で、そこにとられちゃうんだったらちょっと今はやめておこうかなっていうような頭が働く。
	CFの目的を意識	CFの場でどのような議論が展開されるべきか、発表者が検討したい点は何かを意識する。	(振り返りの場に関して) 自分の本当に気持ちの面、自分がただただ思っていることとか、支援どうこうの話じゃなくなってきたら、会議の場、みなさんがいるところはちょっとそぐわないのかなと思うんですけど。
	他者の視点との出会い	自分以外の参加者、発表者以外の職員から何かしら意見や発言を受ける。	違う視点から見ている人の意見を聞くと、確かにそうだなって思えるような、「そっかぁ」みたいなところはあります。
	他者の提案を反芻	他の職員から出てきていた支援のアイデアについて、頭の中でその内容を繰り返し思い出し、内容や意図を再確認する。	この支援をやってほしいんだなっていうことが、わかっているんですけど、「あ、こっってどういう意味だったっけ」というのが再度振り返りをするによって、再度もう一回こう、落ちる、みたいな感じです。
	ケースと支援との相互作用の理解	ケースと支援の現状との影響関係の解釈を理解する。	お母さんの言語量が多いので、それを聞くだけになると、お母さんもまとまらないからみたいな話があったと思うんですけど。当時は本当に手続きとか、やることが毎日ある。お母さんのバタバタ感に巻き込まれてるなって感じもあったので、確かにそれじゃあお互いが落ち着かないで一緒にバタバタしちゃうなって思いました。
(精神面のバックアップ)	同じ見解の発見による安心感	言葉は違えど、同じ考えを持っている人が他にもいることを知る、わかることにより安堵する。	発表した時に、おんなじように考えてる。でも違う言葉で言っていただけだったりすると、「そうそう」って自信につながったりとか、「こういう支援がいいかな、どうかな」って思っていたのを他の方から出していただけと、「良かった、私もそう考えてたな」という安心感につながる感じです。
	理解されている感覚	自分の日々の支援の意図や担当ケースのことを理解してもらえると信じられる感覚。	どういう感じで私が関わってるかとか、その世帯がどういう世帯であるかっていうことを、多分みんながわかってくれた上で出してくれる意見だから、腑に落ちるっていうふうには思うんですけど。
	支援・見立ての自信補強	自分のケースの見立てや支援を参加者に認めてもらえたことで、自分の考えていた見立てや支援に対して自信が補強される。	これでいいんだとか、自分の実践に対しての承認を得られるみたいなのは、本当に、それが見える化されるっていうのは安心できるんじゃないかなと思います。

ケースを支援する営みにまつわる気づきがあった感覚	自分の価値観の認識	自分の考え方や思い込みに思いを馳せる、それらを言語化する。	わりとこういうものっていうふうに思いがちで、多分そこにはめたがる傾向があるのかなって、自分はちょっと感じる部分があって。やっぱりそういうのってこう支援者側のエゴなのかとか、色々思う部分はあるんですけども、やっぱりこういう考え方が正しいんじゃないかとね。
	感情の主体の明確化	記録を読み解き資料で母子それぞれの様子や支援を記述していく中で、登場する一つひとつの思いや感情の主語を確かめられる。	職員側が困ってただけであって本人は思っていないかもとか、この困り事は誰かなっていうのは、わりと明確になりました。
	生育歴の文脈に沿った利用者理解	担当ケースに起こったこれまでの生育歴上の出来事を、自分の感覚に引き合わせて考え、理解する。	何かこういうふうにして、この翌年にこれがあったってこととか、これ何歳の時なんだみたいなのが一致して、なるほどと、腑に落ちるというか。
	変化の発見	それまで認識していなかったが、母子に変化があると感じられた。	特に長い世帯だと、最初の頃にあった支援だとか、どういう関わりしてたのかっていうのが、断片的にでしなくなって、改めてその記録見て、振り返ることでその時点から今のところまで、このぐらい変わったんだなとかっていう変化が、すごい見えるなあってところはありましたね。
	対象外職員と母子との関わり	個々の職員と対象の母子との関係性の違いによって、母子が職員との接し方を変えている、見せる側面に違いがあると認識する。	担当と担当じゃない職員との関わり。主にお母さん。私の時はこうだけど、担当じゃない時はそんなざっくばらんに話すんだとか。
	利用者の行動の背景理解	理解できなかった利用者の行動の意味や、その背景にある事情に関する手がかりを得る、あるいは背景にある事情を理解する。	こういうところって子どものこういうのにつながってるかも、とか。例えばお母さんの慌ただしさとかバタバタした感じとか、当時の長男の落ち着いたのさにつながってたんじゃないかなとかっていうのを文字にしてみても、わかったかなっていう。
支援の推進力	支援計画の補強	元々の支援計画自体の変化の有無を問わず、CFを経て新たな視点や方針等が+αされ、支援を進める準備が整ったり、より豊かな支援計画になる。	・新しく何かをやるっていうよりも、今の支援の継続が結局のところ大事なんだねっていうような再確認。 ・そういうのはどうかって言われた時に、必要なのは働くだけって思ってたから、そこに対して何もなかったですけど。そういう方法もあるんだなって、確かに気づけました。
	支援のタイミングの助言	様々な事情を考慮して支援を決める中で、このタイミングで支援を行った方が良く、と決断できるだけの必須のタイミングを自覚、認識する。	でもやっぱり会議の場とかで、こうこうですよ、ね、と言われてああそうですよね、やっぱりねっていうふうになるっていう。やっぱりスルーしちゃダメですよっていう。
	支援方針の共通認識	自分が感じていたケースに対する見立てや支援の方向性が、他者の意見と一致して、全体として統一された見解が出来上がることに触れる。	みなさんのその支援に対し、支援に対しての方向性が気持ちの面を、みんなこう同じ方向を向くと思うので、それでよりやりやすいというか。これってこういう意味あるよねみたいなところが、共通認識が持てるのでよしいかなって思います。

1. CFがもたらす効果に至るプロセス

分析焦点者である「A施設のケースカンファレンスに参加した職員」が「ケースを支援する営みにまつわる気づきがあった感覚」に至るには、発表者の立場で行う資料作成によって起こる「支援の変遷を振り返る内的整理」と、CF当日の参加者の〈発言の精査〉から起こる「安心感のあるCFの場の構築」がそれぞれ行われる。それらを基に、発表者、参加者どちらの立場でも【CFの目的を意識】することとなる。各回のCFで何を検討すべきか、何を議論すべ

きかといった目的を意識して初めて、CFのその場で発言が促され【他者の視点に出合う】体験につながっている。仲間内の意見との出合いは、発表者にとって〈精神面のバックアップ〉を受ける体験も生む。〈精神面のバックアップ〉が得られると、発表者は改めて様々な気づきを得られる自由な内的作業が促されるだけでなく、CF後取り組む支援が定まり実行に移す「支援の推進力」につながってもいる。効果的なCFのために心理的安全性の担保が重要であることは周知の通りである。臨床心理分野における

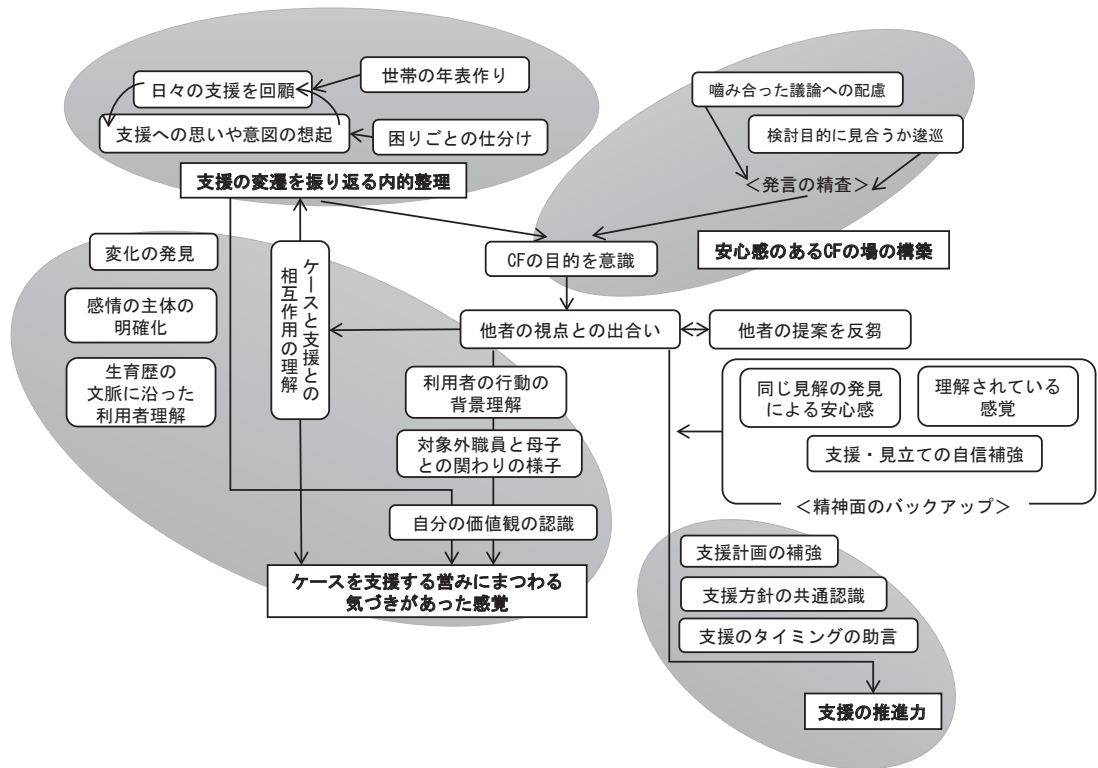


図2 各カテゴリーの関係図

ケースカンファレンスでは、それは枠の設定と遵守、ファシリテーターの運営、スーパーバイザーによる守られた場の監督等で実現する。多職種でのCFの場合、それらの構造よりも、CFの目的を共有することが、参加者全体の発言を促し、発表者がそれによってエンパワーされる〈精神面のバックアップ〉を得るためにも必要であることが示唆された。

分析焦点者がどのような立場でCFに臨むかによって、気づきに至る二つの異なるプロセスが成り立つ。一つは、発表者の立場である。発表者はCFの検討ケースの情報を資料フォーマットに則って整理していく。特に、自治体からの情報や記録システムにある入所後の出来事を時系列に並べる【世帯の年表作り】と、母子と支援者それぞれの【困りごとの仕分け】を通して、【日々の支援を回顧】し【支援への思いや

意図を想起】する。すなわち、資料作りは実質的なCF準備であるだけでなく、思考や感情を含めた「支援の変遷を振り返る内的整理」になっている。CFを迎えるまでのこの作業プロセスで、日頃見落としていたケースの【変化を発見】する、現在に至るまでに支援者や母子が抱えていた【感情の主体が明確化】する、【生育歴の文脈に沿った利用者理解】といった、母子や担当者自身にまつわる気づきが生まれる。発表者個人の資料作成の段階で、ケースや支援者としての自分に関する何かしらの気づきを得られるのである。この結果に基づけば、世帯担当者自身の情緒的な振り返りが可能となる資料作成を意図することで、CFでの気づきを深める工夫が可能となる。ただしそれは、CFで他者との議論を通して生まれる気づきが、資料作成により網羅されるということではない。発表者は資

料作成を通した情報と情緒の整理により、CFで何を検討したいかと【CFの目的を意識】することにつながり、参加者と意見を交わす準備が整う。

もう一方の立場は、参加者である。参加者は、CF当日まで特段作業を伴う準備はない。唯一アンケートによって検討ケースを選択する作業があるが、それ自体が参加者に与えている影響は、本論では見られなかった。参加者の場合は、CFまでの事前準備よりも、当日その場で適切なタイミングを見計らってどのような発言をするか検討することがCFの場作りに影響していた。質問意図や、参加者に求められているテーマに見合った回答を自分ができているか、不安にも近い感情を抱きながら【検討目的に見合うか逡巡】する。また、発表者の求める筋道でディスカッションが進行するよう、【噛み合った議論への配慮】をする。こうして〈発言を精査〉する個人内のプロセスを経て、CFで参加者全員の多様な意見が交わされるようである。このように〈発言を精査〉する中で、参加者は【CFの目的を意識】し、意見を発する判断基準としている。すなわち、発表者だけでなく全参加者にとって【CFの目的を意識】することが活発で豊かな質のディスカッションを行う上では重要だと考えられた。

以上のように、発表者の目指す検討課題が決められた時間内に満足に検討できるよう、参加するそれぞれの立場で資料準備や場に見合った発言を通して、個々人の内面での葛藤や逡巡、情報整理が行われていた。CFに向けて情報や感情を整え、アウトプットする準備をする発表者の資料作成のプロセスを「支援の変遷を振り返る内的整理」とした。参加者は〈発言の精査〉によって、発表者にとって「安心感のあるCFの場の構築」を行っていた。しかしそれが発表者以外の参加者にとっても、ケースを効果

的に検討するにあたり何をディスカッションすべきか【CFの目的を認識】することにつながっていた。これも、支援を進める上で今この時点で何を検討すべきかについての気づきである。同時に、この気づきを皮切りに参加者全体の発言が促され、【他者の視点との出会い】となり更なる気づきを促進していた。

2. 気づきの促進以外のCFの効果

CFで【他者の視点との出会う】があったからと言って、必ずしもその場ですぐに気づきが促されるわけではない。特に考え得なかったアイディアや異なる視点からの意見の場合、むしろ時間を置く、もう一度他者の視点をアウトプットしてその意味を確認する等【他者の提案を反芻】するプロセスが必要である。この丁寧なプロセスが保障されることで、気づきが促されていく。

ところで、【他者の視点との出会い】は気づきを促すだけでなく、直接「支援の推進力」になり得ることがある。例えば、発表者自身が考えていた支援計画がより豊かになるような【支援計画の補強】となるアイディアを得る、発表者の【支援方針の共通認識】を参加者全体で得られる、具体的な【支援のタイミングの助言】を得られる場合である。これらは、CFを通して支援内容やそのタイミングについて、職員間のコンセンサスを得られるということであろう。実際に承認を得られる意味合いを持つだけでなく、発表者自身の〈精神面のバックアップ〉になることでも「支援の推進力」になっている。他者が自分と同じような考えを持っていると【同じ見解の発見による安心感】を得る、伝えた内容が参加者にも伝わったことがわかり【理解されている感覚】を持つ、他者から支援内容について承認を得て【支援・見立ての自信補強】となる等である。これらは気づきを促すよ

りも発表者が支援に取り組む自信や意欲を掻き立てることで「支援の推進力」につながっている。クローズドなメンバーで展開されるCFでの、参加者間の相互の心遣いが反映されているものとも考えられ、職場風土の一部が反映されるものとも言える。また、ケースに対する担当制の支援体制は、難しいケースも多い母子生活支援施設のような現場では、それだけケース担当者にとって日々無意識のうちにプレッシャーを背負うという現状を表しているとも考えられる。

CFのもう一つの重要な機能として直接「支援の推進力」を生み出していた。本結果からは、実質的な「支援の推進力」につながる要因として、支援内容やそのタイミングといった知識はもちろんのこと、間接的な要因である仲間同士のつながりやケースを抱え込まない体制といった職場風土も十分に影響している可能性が示唆された。

IV. 総合考察

本論では、A施設の多分野協働カンファレンスで参加者の気づきが促されるプロセスを明らかにしてきた。これを通して、多分野協働カンファレンスを最大限に効果的に運営するために必要な工夫を検討したい。

発表者の自己理解やケース理解は、時系列上いくつかの段階で促されていた。最初は発表準備となる資料作成の段階である。本結果では、資料フォーマットに沿ってケースの情報を整理する中で、情報を系統立てて考え、合わせて情報に付随する情緒の整理もなされていることが明らかになった。続くカンファレンスのディスカッションの段階では他者の意見を通した気づきが得られていた。ここまでの二つの段階を通して得られる気づきもあれば、カンファレンスでの他者の意見を取り入れ、反芻することで時間をかけて得られる気づきもあった。本論では

気づきの質については扱っていないが、カンファレンス開催のプロセスでこの3段階で気づきが深まるよう構造化していくことは、カンファレンスをより効果的な営みにし得るだろう。実際には、発表ケースが決定した段階で、発表ケースの主担当者と副担当者にファシリテーターを交えた打ち合わせが実施されており、支援の意図や思いが整理されている。個人内整理だけでなく、事前に最小単位のクローズドなメンバーでのディスカッションがなされていることは、データに反映されてはいないが、発表者の内的整理に影響していた可能性もある。いずれにしても、単純に多分野協働カンファレンスを実施するだけでなく、その事前準備を丁寧に行う工夫が、気づきを促す、あるいは深める機能を最大化させる要因として考えることが重要であろう。

また、本結果からは、カンファレンスが発表者にとって二つの効果がもたらされていたことが示唆された。一つは、多くの先行研究で挙げられている通り、気づきを促進する効果、もう一つはその後の支援に直結する支援の推進力を得られる効果である。カンファレンスの場で特に前者を促していたのは、スーパーヴァイザーからのコメントであった。実際に行われている支援や支援者の思いと、ケースの動きや母子の思いとの関連を認識する、すなわち【ケースと支援との相互作用の理解】がスーパーヴァイザーからのコメントで獲得されていたのである。そして、後者はクローズドな参加者内で支援内容やケース理解について承認し合う等して〈精神面のバックアップ〉が得られることで得られる効果であった。すなわち、これらの効果にはカンファレンスの構成員の要因が影響してくる。様々な思いを持って行われる支援と、ケースの課題との関係を言及されることは、発表者にとっては時に精神的安全性を脅かされる感覚を

もたらず。あるいは、両者を包含する役割をクローズドな仲間内で担うことは必ずしも容易ではない。このような時、支援とケースとの関連については、外部のスーパーヴァイザーの方が見えやすく、伝えやすい。気づきをより深め、発表者が安心して自由に内的探索に臨み新たな気づきや視点を得るには、内部性と外部性の両者を兼ね備えた場作りも重要であると考えられる。

多分野協働カンファレンスを効果的に実施するための知見はまだ少ない。本論においても、多分野での協働ならではの要素は必ずしも十分ではない。しかしながら、気づきを深めるための過程や資料、構成員といった構造化による要因、支援に直結する心理的要因等は、心理臨床的な専門性の担うところである。今回は職員への回顧的インタビュー形式での調査に留まるが、今後は実際のカンファレンス記録の分析等により、より客観的な調査からも検討していく。

▶文献

- 藤井博之 (2018). 地域包括ケアと多職種連携 日本福祉大学社会福祉論集, 138.
- 浜谷直人 (2005). 巡回相談はどのように障害児統合保育を支援するか —— 発達臨床コンサルテーションの支援モデル —— 発達心理学研究, 16 (3), 300-310.
- 服部洋美・片山はるみ (2021). 特定機能病院の精神科病床における身体拘束に関する毎日の多職種カンファレンスの継続による効果 —— 身体拘束率の低下と参加者の気づき —— 日本看護科学会誌, 41, 866-875.
- 木下康仁 (2020). 定本M-GTA —— 実践の理論化をめざす質的研究方法論 —— 医学書院.
- 古賀美由紀・青木紀久代 (2021). 母子生活支援施設におけるケースカンファレンスシートの開発 —— 児童福祉分野の心理臨床④ —— 日本子ども虐待防止学会第27回大会, ポスター発表
- 黒田 格・大浦 誠・三浦太郎・小林直子・渡辺史子・黒田 萌・北啓一朗 (2021). 多職種倫理カンファレンスの質改善を試みREFLECT rubricで評価する事で、チームの省察力を育成する 日本プライマリ・ケア連合学会誌, 44 (2), 97-100.
- 松下博宣・市川香織・藤谷克己・石川弥生 (2020). 組織風土に関わる多職種連携の阻害・促進要因の検討 —— 組織風土パーセプションの共起ネットワーク分析 —— 保健医療福祉連携, 13 (1), 11-20.
- 鈴木 誠 (2015). 序章 ワーク・ディスカッションとは何か マーガレット・ラスティン, ジョナサン・ブラッドリー (編) 鈴木 誠, 鶴飼奈津子 (監訳) ワーク・ディスカッション —— 心理療法の届かぬ過酷な現場で生き残る方法とその実践 —— 岩崎学術出版社 pp.2-14.
- 横田宜子・上村智彦・小田正枝 (2011). Jonsen 4 分割表を用いた臨床倫理カンファレンスが医師と看護師に与える影響 日本がん看護学会誌, 25 (1), 14-23.

謝辞

本論文の執筆に留まらず、ファシリテーターとしてのカンファレンス運営から丁寧なスーパーヴァイズ、ご助言を賜った白百合心理・社会福祉研究所所長の青木紀久代先生、本論文の調査にご理解を示し許可してくださったA施設長の島田恭子先生、支援の合間を縫って協力くださったA施設の職員の皆様には、心より感謝申し上げます。

Considerations on promoting insights for case support in interprofessional collaboration conferences

KOGA, Miyuki, ASADA, Moe

Shirayuri Park Heim , Toyo Gakuen University

Journal of Child Welfare and Psychology 2025, Vol.2, 19-29

Abstract:

This paper aims to clarify the process by which participants gain insights in case conferences in interprofessional settings, with the goal of providing suggestions for conducting effective interprofessional collaboration conferences. The results of a survey and interviews with participants in a conference at a maternal and child life support facility (A facility) were analyzed using M-GTA. The analysis revealed that insights can be promoted even during the document preparation phase, that sharing the purpose of the conference encourages discussion, that supervisors and closed members can bring different insights, and that feedback from others needs to go through a process of reflection and internalization. While communication strategies within the conference are naturally important, the study suggests that, in addition to those, careful preparation and reflection, as well as thoughtful organization of materials and participants, can further promote insights.

Key words: interprofessional work, case conference, maternal and child living support facility

【研究論文②】

親子の新たな安全基地としての 日本の歯科内保育室

鈴木光海^{*}

本研究の目的は、患者の子の一時預かりを実施する歯科内保育室に着目し、親子の利用実態を明らかにするとともに、その意義および子育て支援効果についてアタッチメントの観点から考察することであった。20 日間のヘルス・エスノグラフィおよびインタビューのデータ分析の結果、歯科内保育室は、親子にとっての「Availability（利用可能性）」および「Responsiveness（応答性）」を有していることが推察された。このことから、歯科内保育室は、親子にとり Secure base（安全基地）となりうる可能性が示唆された。とくに、親の成人アタッチメント対象の一つとして、歯科内保育室が安全基地機能を果たすことが考えられた。さらに、歯科および歯科内保育室が、親子・家族全体への長期縦断的子育て支援拠点となり得る可能性も示唆された。

キーワード：歯科内保育室、一時預かり、親の自己ケア、Secure base（安全基地）

1. 問題と目的

2023（令和5）年4月、こども家庭庁が創設された。日本におけるこどもまんなか社会（こども家庭庁、2023）実現のため、子をもつ家庭に対する子育て支援政策が次々と展開されている。この2年間で、経済支援、物的支援、親の就労支援を通じた間接的な子育て支援など、さまざまな支援が考え出され繰り出されてきた。

近年増加するひとり親家庭、発達に特性のある親子、育児および介護のダブルケアを要する家庭、ワーキングプア家庭および貧困家庭、海外にルーツのある家庭など、さまざまな家庭のニーズに応える子育て支援の整備も急ピッチで進められていると言える。しかしながら、そうした子育て支援がすべての子育て家庭、とくに就学前の子をもつすべての家庭に行き届いているかと言えば疑問が残るところである。いかなる背景を有する家庭であれ、たとえば社会経済的地位（SES）の高い家庭であれ、子ども1人に

^{*} 東北大学大学院教育学研究科

両親と祖父母4人全員健在および近居といったような一見サポートに恵まれた家庭であれ、就学前の子を育てる時期は大きな課題がいくつも連なって訪れる時期であり、困難が訪れない家庭は皆無である。すべての子育て家庭に対する、それぞれのニーズに応じた長期縦断的かつきめこまやかな子育て支援が求められる。そうした支援が今後も確実に得られる確信があるとするならば、少子化に歯止めをかけることにもつながるかもしれない。

現在の日本では、全4歳以上児のうち99%以上の子どもが幼稚園・保育園・こども園・認可外保育施設（以下、これらを就学前施設とする）に通園しており（全国保育団体連絡会・保育研究所, 2024）、子の通園先を通じた、保育者による心理社会的な子育て支援も有効とは考えられている。保育所保育指針（2017）・幼稚園教育要領（2017）・幼保連携型認定こども園教育・保育要領（2017）にも、保育者の子育て支援の重要性および責務は明文化されており、保育者養成課程においてもこうした内容は必修となっている。しかしながら、就学前施設における子育て支援の実際としては、さまざまな家庭および親子に対し偏見なくきめこまやかに支援できる保育者はそう多くはないのが現状である。また通園先の保育者の子育て支援を、真に有効なものとして受け取り、信じ頼ることができていない親も少なくない。さらに保育者側からみたときには、介入の必要な親子は、園や付属の子育て支援拠点で開催される子育て支援イベントなどには誘われても参加しない様子も散見される。加えて日本においては、就学前施設が複数の種類にわたり存在し、どのタイプの園を利用するのか、また保育ニーズおよび心理社会的状況なども親によりさまざまであり（Suzuki, 2025）、親から求められる・また親が得ることのできる子育て支援内容もさまざまである。こうしたこ

とから、現在の子育て支援は、限られた条件を満たす家庭にのみ行き届いている様相となり、それ以外の子育て家庭では大小さまざまな困難を抱えたままの親が1人または2人で、静かに必死にこらえている現実があるとも考えられる。悲壮感は露呈しないにせよ、多くの親はサポートが得られないことで、それぞれに工夫をしながら子育てを行っており、仕事や家事との両立にも非常に疲弊している。

さらに、子ども・子育て支援新制度（内閣府, 2015）下において、一時預かり事業を親のリフレッシュ目的に利用する割合の低さが指摘されている（加藤・中坪, 2018）。このことから、未だ根強く残る、社会における子育てのアンコンシャスバイアス、母親の自縄自縛の子育て観の存在が示唆されている。一時預かりに限らず、通園においても園側は親の仕事の休みが平日と重なった場合には「お子さんをご家庭でお過ごしてください」という無言の圧力をかけてしまうことも少なくない。「（親が就労していない場合または時点では）子が3歳くらいまでは、親が・家庭で、子どもを育てるべきである」「私が（母親が）子どもを育てなければならない」といった誤った信念および思い込みを日本社会全体が未だ有している。こうした現実が、親自身を追い込んでいる現状も考えられる。親が子育てを1人または夫婦2人で抱え込み行き詰まる要因となりうるこうした状況は、早急に打開されるべきである。また親子の社会的孤立を防ぐ意味でも、親が子育てを誰かに頼ってもよい・助けてもらってもよいという経験および関係性の醸成および構築が求められる。そうした点からも親のリフレッシュおよび自己ケアを通じ、心身ともにゆとりをもった子育てを行うために、親子の生活および個別のニーズにより密着した新たな子育て支援方法が求められているとも言える。そしてそのためには、就学前施設

および子育て支援制度の外側すなわち実際の親子の生活における発達（無藤，2016）にまつわる支援に着目することが有用と考えられる。

母子健康手帳（新潟市，2019）によれば，その全頁のうち 20% の頁になんらかの記載があるのが，母子の歯にまつわる内容である。妊娠届出書提出とともに交付される母子健康手帳には，妊産婦歯科健診の受診無料券を添付する自治体も増えている。さらに近年日本においては，子の歯が 4 本萌出した時点からの継続的な歯科健診および 3 か月ごとのフッ化物塗布が推奨されている。歯磨きおよび仕上げ磨き場面，そして歯科受診行動・歯の見た目にまつわる行動場面は，子育てにおける授乳および食事場面（Ainsworth & Bell, 1969）同様に，すべての子育て親子が共有する場面であり，子育て支援における介入ポイントともなりうる重要な場面である。また，歯を予防するための口腔保健行動についての歯科学的・医学的・保健学的な研究は，これまでも研究の蓄積が存在する一方，たんに歯予防にとどまらず，健康およびウェルビーイングを目的とした歯にまつわる自発的行動すなわち向歯科行動（鈴木，2023）についての発達心理学的な研究はほとんどなされていない。発達心理学的な観点からも，親子がどのように歯を磨き磨かれているのか，どのように歯科受診を行うのか，子の顔の重要なパーツである歯を親がどのように認知し扱っているのかを明らかにすることは，向歯科行動を通じた親子の心理発達支援にもつながりうるという点で，社会的意義があると考えられる。そこで本研究では親子の歯科受診に着目し，調査を行った。

本研究の目的は，1. 患者の子の一時預かりを実施する歯科内保育室に着目し，その実態を明らかにすること，2. 親が子育て支援を求め受け取るという観点から，アタッチメント，とくに親の成人アタッチメントの概念をふまえて考察を

行うこととする。そして，子育て支援および介入ポイントとなりうると考えられる親子の歯科受診および歯科内保育室について考えていく。

2. 方法

本研究では，国家資格保育士を有する者を当該歯科内に配置し，保育士または保育にまつわる資格を有するスタッフ（以下，両者をまとめる場合は保育者とする）が，患者の子の一時預かりを行う保育室を歯科内保育室と定義する。研究方法は，A 歯科クリニックにおける計 20 日間の歯科内保育室のヘルス・エスノグラフィによる観察調査およびインタビュー調査であった。ヘルス・エスノグラフィ（道信，2020）とは，医療および福祉の領域に発生する問題解決のための研究知見を得るべく，より短期間で行うことも可能となるよう開発された新たなエスノグラフィ手法のことである。道信によれば，とくにヘルス・エスノグラフィック・インタビューにおいては，対象者と十分に，丁寧に，明確に，研究の目的を共有する必要がある。本研究ではまず歯科内保育室の実態を明らかにしていくことが重要と考えられたため，対象者にその意味を十分に，明確に，書面および口頭にて説明するよう努め，同意を得られた者に対し丁寧にインタビューを行った。インタビューは，基本的にはインタビューガイドに基づいて行い，行動観察および自然に発生する会話の中で，筆者の中で起こる発見や会話の流れも重要視し，適宜質問を広げる形も採用した。同意が得られた場面およびインタビューは録画および録音も行い，それらのデータをフィールドノートおよび逐語録として記録した。対象は B 市 A 歯科クリニックおよびクリニックスタッフ・利用者・歯科内保育室利用者親子 10 組，計 35 名とし，研究の説明および同意を得て実施した。なお，本研究は筆者の当時所属である大学の倫理審査委

員会の承認を得て行った（倫理審査番号 2021-55）。個人情報およびプライバシーの保護には厳重に注意を払い、本論文においても、個人が特定されないような配慮を行っている。なお、本研究に関し、開示すべき利益相反はない。

3. 結果と考察

3-1 歯科内保育室の実態

A 歯科クリニックは、政令市 B 市内において最も早期に歯科内保育室を設置したクリニックである。B 市は歯学部を擁する大学が 2 つ設置された政令市であり、歯科クリニックの数も多く、子どものう歯の少ない地域として有名である。そうした地域で、自らも子育て親である院長夫妻の発案により設置、運営が行われている。成人の歯科治療のみならず、子どもの歯科治療および健診・フッ化物塗布も積極的に行っている。歯科医師 2 名、歯科衛生士および歯科助手が 10 数名、受付が 2 名というメンバーおよび規模で運営され、B 市中心部にある。歯科クリニック周辺には住宅街やショッピングセンターも密集しており、転勤を要する家庭および核家庭も多い。こうした環境の中、いわゆる

「少し先まで予約のとりにくい」人気歯科クリニックとして歯科診療が日々行われていた。

歯科内保育室は、クリニックの玄関からすぐの受付に隣接しており、入り口から入って一番奥（とは言え、子どもからも目視が簡単に可能な近距離のところ）に、2、3 畳程度の広さの空間が用意され設置されていた。選りすぐりのおもちゃや絵本が並び、子どもたちが喜んで遊べる空間として環境設定がなされている（図 1）。子どもが遊びに熱中できるよう、また場合によっては子どもの声が治療中の親に届くことがないよう配慮され、この保育室の配置および設計がなされたという。保育室スタッフは、国家資格保育士を有する者が 1 名、保育系民間資格を有する者が 2 名であった。歯科助手と歯科内保育室における保育業務どちらをも担う者もあった。

月に 1 回発行のクリニック通信である A4 紙による「A だより」には、院長はじめ全スタッフの日常や思い、スタッフ自身の子育ての様子などが記されるコーナーがあり、患者が手に取る様子もみられた。

歯科スタッフからは、子どもの一時預かり開始時には、歯科内保育室利用者以外の患者からのクレームが散見されたことも語られた。歯科内保育室を有する歯科は子どもの泣き声をするなど、子どもが好きでない患者にとっては苦痛の多い環境とも考えられる。しかしながら、受付スタッフおよび歯科医・歯科衛生士間でそうした情報の共有も細かになされており、子どもが苦手である患者が来院する際には、一時預かりの実施時間が重ならないよう配慮がなされるなど、すべての患者および利用者にとって、気持ちのよい歯科受診となるような計らいがなされていた。2 人の子育てにも奮闘されている院長のモットーは「みんなに優しくしたい」であり、歯科治療によりう歯を予防および治癒させるだけでなく、歯科受診を通じ、患者の健康お



図 1 A 歯科クリニック歯科内保育室

よびウェルビーイングのための歯を通じた自発的な行動すなわち向歯科行動の支援および治療を実際に行っていることがうかがえた。

3-2 歯科内保育室利用の流れ

患者である親は、自身の歯科治療または歯科健診の予約時に、同時に子どもの一時預かりの予約をとることが可能であった。また親の急患診療時には、柔軟にその子どもを歯科内保育室にて預かってもらえる場合もあった。記入の必要な書類もなく、料金もかからず無料である。必要とされる荷物や準備物なども一切なく、気軽に子どもを預けることが可能であった。キャンセル料ももちろんない。さらに、預かり可能な子の月齢の指定なども存在しないため、最小で0か月すなわち1か月健診前の子も丁寧に大切に預かる状況も見受けられた。土日および平日の夕方以降には、小学生以上の子どもも歯科内保育室の中で喜んで遊ぶ様子もあった。首のすわる前から通う場所であるからこそ、小学生以上となっても、祖父母や親せきの家に行ったときのような「勝手知る感」とともに慣れ親しんだおもちゃで遊び込む子どもたちのほほえましい様子がみられていた。むろん、子どもたちにとってA歯科クリニックは、ただ単に遊んで楽しい場所というだけでない。タイミングによっては子ども自身も歯科健診および治療を受ける場所である。にもかかわらず、子どもたちは過度にこわがったり不安になる様子もなく、落ち着いた様子であった。

開院時刻から夕方の遅めの時刻（19時ころ）まで、平均1日5組程度の預かりがあるとのことであった。利用の親子が多いときには、同時間帯に3組同時に一時預かりを実施するような場面も見受けられたが、その際には適宜保育者を増員するなど柔軟かつ適切に対応がなされていた。

就学前、とくに0、1、2歳児の預かりが多く、

本研究における観察時にも小さな子どもが預けられ、泣いて親と別れる場面に何度も遭遇した。しかしながら、子どもの方も時間を経るごとに、回を重ねるごとに、理解を示し、笑顔で親を待ってられる時間が伸びていった。さらに保育士は、子どもひとりひとりの性格および発達、好みなどをよく把握および記憶しており、3か月ぶりに会う子どもであってもすぐに対応し毎日会っているかのようにきめこまやかに対応をしている様子であった。

こうした利用のしやすさにより、子どもを普段預けることのない親であっても、歯科内保育室にならばと自身の歯科受診に紐づけ、子どもを預ける経験を得ることも可能であった。来院受付時には顔色が良くなく、元気もあまりない様子の母親が、歯科受診を終え歯科内保育室に子どもを目がけ戻ってくるときには、ほおが紅潮し、いくぶん肌がつやめいて、表情が明るくなっていた事例というのは1つではない。何人もの母親に同様の状況が見受けられた。このことから、歯科内保育室を利用したの歯科受診が、親の自己ケアの1つとなっていることもうかがえた。

3-3 歯科内保育室における親子の利用実態

上述のように、生後1か月未満から小学校高学年の子どもまで、さまざまな年齢や状態の子どもとその親が利用していた。利用料は無料で、預かりを妨げると考えられる煩雑な手続き（加藤・中坪, 2018）もなく、持ち物に決まりなどもないことから手ぶらでの利用も可能であった。このことについて、すべての親が利便性や感謝を述べていた。さらに、たとえ泣き声であっても子どもの声がきこえる距離感であることに關する安心感についても語りが得られた。一時預かり未経験または不慣れで不安の強い親は、子どもと一時的に離れて自身が休みたい自己ケアをしたいという気持ちをもつ一方で、子どもが

心配・不安であるから離れずにいたい、という両価的な状況および感情を有していることも示された。こうした親は、歯科受診を含めたさまざまな理由により、子どもを一時的に預かってもらいたいときにも「別れ際に子どもが泣くくらいなら……」と自身の都合、自己ケアおよび休息を後回しにしてしまうようであった。また、歯科内保育室以外の場所での預かり中は子どもの様子が可視化されないことによる不安から、一時預かり利用そのものを躊躇してしまうこともあることが語られた。こうした不安の強い親も一定数存在する中で、歯科内保育室の環境は、分離場面における親の不安にも対応可能であることが考えられた。同じ歯科クリニックの建物内において、親の歯科治療と子の一時預かりが同時に行われることによって、保育室と歯科治療ブースという距離を置いたとしても、なにかあればすぐに子どもの様子を知ることができ、また、子どもの泣いている声であってもきくことができ、場合によってはその様子を感じ、また見ることができることで、ありのまま知ることが可能ということが親の安心につながっていた。さらにそのことがかえって一時預かり利用を促進していることも示唆された。歯科内保育室を利用し、初めて子どもを預かってもらった親が一時預かり利用における成功体験を得ることにより、歯科内保育室以外の場所であっても親の自己ケアのために、一時預かりを利用することが可能となるとも考えられる。

3-4 親の自己ケアおよびリフレッシュ

歯科内保育室を利用する9割以上の親が、妊娠出産以前に好んで行っていた趣味の活動は行なえていない、と語った。歯科内保育室を利用する親の多くでは、自身の趣味の活動を目的とした一時預かり利用はほぼなされていなかった。自身の趣味および余暇の活動は「我慢している

という意識はないけれど、結果的に我慢している（原文ママ）」ことが多いとのことであった。一方、歯の重要性を論じた上で、歯科受診のための一時預かりなら「あり」とする親の語りがあった。この母親Cは、自宅で転倒した際、尾てい骨を骨折したのでは？ と思うほどの痛みを感じた（インタビュー時も痛みを感じていた）にもかかわらず、整形外科は受診していない。Cは医療および保健関連の資格を有し、普段は専門職として勤務しており（当時は育休中）、医学的な知識および理解は十分に有している。整形外科受診の必要性も感じていた。しかしながら、知識があるとしても、自身のケアはどうしても後回しとなり「なんか我慢してしまう（原文ママ）」とのことであった。こうした親にとっても、「あり」であるという歯科の特異性および有用性は、着目されるべき重要な視点である。なぜ、子育て中の自身の他科受診は許されないにもかかわらず、歯科は許されるのか、その要因および背景にも迫る必要がある。親が「あり」と自身に許可を出し、自己ケアを行うことによって、子育て家庭における困難な状況が改善することも考えられるためである。Cによれば、Cの自己ケアの1つである「おいしいものを食べる」という食事に関連する重要な身体部位（＝歯）であること、そして、取り換えのきかないものであること、職場でも自身が周囲に推奨し今後義務化されるほど重要なのが歯科定期健診であることなどを、歯を重要と考える点として挙げていた。こうした歯の重要性も、親が自己ケアとして「あり」とする理由として考えられる。しかしながら、尾てい骨も人間の体にとって重要な部位であることになり、親の自己ケアにおける、歯科のもつ特異性にはさらに迫る必要があろう。また、推奨される歯科定期健診が3か月ごとであると定められ周知されていることによって、半ば強制的に、

また自然に、親の歯科受診がなされることも、「あり」とする理由として推察された。今後、歯科健診の受診が事業者に義務化されることにより、労働者兼子育て親に対しても自己ケアの好機となり、よい影響を与えていくことも期待できる。

3-5 子育ての専門家である保育士のサポート

歯科内保育室の利用目的は、親の歯科受診であり、子どもの成長発達のための質の高い保育の享受ではない。にもかかわらず、親たちからは、子の発達を保障する保育士の専門性およびサポートの有用性についての語りが多数得られた。保育士が親子のこまかな様子およびニーズを記憶しており、それらを適宜取り入れながら保育および子育て相談に応じていたことが親にとっては大きな安心につながっていた。子どもに幾分慣れている親であっても、子どもが泣くということは、親の感情が崩れる状況（遠藤, 2024）すなわち危機的状況であることも語られており、そうした中で、保育士がすぐさま子どもを笑顔にしてくれる、または、よいタイミングで歯科ブースに抱っこをして連れてきてくれる（図2）、子ども本人および親を安心させてくれるという保育および技術への信頼は厚かった。

親からすれば、自分や自分の子どものことを



図2 治療中の母を見て泣き止む5か月児と安心する母親

よく覚えて知っていてくれて、子どもひとりひとりに合わせ、楽しく遊び込ませてもらえて、自身の治療の前後には話の中でさりげなく助言および勇気づけをしてくれる保育士の存在は、心強いものであることも明らかとなった。歯科内保育室で行われる支援には、就学前施設や子育て支援拠点で行われるような「親子を教育しなくては」「発達をアセスメントしよう」「子どもの発達に寄与しよう」といった保育士の力みや圧力を有する支援はなく、また当然それらが親に伝わってはならず、このことがかえって親子―保育士間の継続的な関わりや、親子の発達を促している可能性をも示唆している。専門性および資格、免許を盾に、上から目線でアドバイスをするような保育士よりも、こまかな事柄を覚えていてくれて対等な目線でさりげなくサポートを繰り出してくれる保育士の存在が、歯科内保育室においてはとくに求められ重宝がられていると考えられた。これは、誰のことも信じ頼ることができないという成人愛着トラウマケア（工藤, 2024）における「行動で示す」支援者のあるべき姿（フォナギー, 2024）とも重なる。フォナギーの言うように、支援者と相談者が一緒になって今の現実を探索する姿が重要であり、権威主義的でも支援者自身の価値観の押し付けでもないことが、親の信頼する力すなわち子育てで誰かを頼ってもいい・助けてもらってもいいと思える力を育てることにつながるのではないだろうか。歯科内保育室の保育士の「行動で示す」支援者としての態度が、間接的に親の子の一時預かりを促進し、ひいては親の自己ケアおよび歯科受診を促しているとも考えられた。

3-6 子育てを終えた世代における子育て支援

歯科内保育室と隣接する待合室では、子どもたちと積極的に関わる患者の存在が観察された。

例えば、疲れ切った表情で子どもを抱き来院し、待合室に座りスマートフォンに夢中になる母親と、母親を笑顔で見つめ喃語を発する0歳の子どもの存在に気づいた隣席の高齢の歯科利用者が、そっとその子に声をかけほほえみあやす、といった自然発生的な子育て支援が数多くみられていた。また、親の親すなわち子の祖父母が遠方に在住であったり、関係性が良好でなかったりする事例についての親の語りも多数得られたが、そうした事情のある親子にとっても、子育てを終えた世代における名もなき子育て支援（鈴木，2024a）が有用であることも考えられた。子育て支援制度として明文化されない子育て支援，すなわち名もなき子育て支援の重要性が示唆される。「誰でもいいから大人と話したい」という母親たちの語りのように、とくに就学前の子どもをもつ親は心理的に孤独を感じやすく、追い詰められやすい状況がある。必要にかられ訪れる歯科内保育室および歯科待合室の中で生まれるささやかなコミュニケーションが親の心を癒し、育児への新たな活力の源となりうることも考えられる。

3-7 親子にとっての口腔保健教育としての意義

親は、歯科および歯科内保育室において、歯科医や歯科衛生士そして保育士から、乳歯や永久歯が初めて萌出する子どものケアについての教育を受けることが可能であった。とくに第一子の子育てにおいて親は、歯に限らずあらゆることについて不明点を有することにより不安になることがあって自然である。低月齢児の親においては、授乳および子の体重増加に関する問題、夜泣きに関わる疲れおよびモヤモヤが生じる場合もよくある。さらに月齢が進むにつれて、子の成長発達の個人差が大きくなることによる不安や心配も増えてくる。そうしたすぐには答

えの出ない問題や悩みにも、歯科受診後の親に対し保育士がおだやかに応じる姿や、そこから安心を得たという親の語りもあった。これは保育士の専門性および人間性・感性の賜物である。それぞれの親の抱える複雑かつケースバイケースな問題にも対応可能な保育士の様子が観察された。就学前施設でも同様に保育士は適切に対応している場合も散見される。ただし、そうした対応があったとしても親子の抱える問題の複雑性や保育者個人の問題によって、状況が改善されないことや不満や保育者－親間の葛藤が生まれることも少なくない。しかし一方で、向歯科行動に関するアドバイスは「う歯にさせない」という単一の目標を共有でき、比較的シンプルでわかりやすい内容である場合が多い。例えば、仕上げ磨きのときには親はつい怖い顔になりがちであるから、にこやかに子どもの顔を適宜みながら、磨く強さはこのくらい、歌いながら、などがその例である。親はその指導通りに素直に実行することでよい状況を作り出しやすく、その結果、親の育児における自己効力感および自尊感情の向上や保育士への信頼にもつながり得ることが推察された。保育士の共感および支持に基づく支援と同時に、口腔保健教育という方法および結果が明確な指導および支援とそれによる現実場面および状況の改善が親子の心理発達に良好に作用していることも考えられた。

また子ども側も、上述のように首のすわらない時期から親と共に歯科に訪れ、保育室で楽しく保育者と遊ぶ経験を積み重ねることで、歯科自体への恐怖心が薄れ、自らの歯を大切にする習慣が自然と身についている様子であった。このことは、子どもの歯科治療へのプレパレーション効果（Schwartz & Albino, 1983）とも言える可能性がある。実際、3歳の子どもDの3回の歯科健診およびフッ化物塗布の観察、およ



図3 お気に入りのドレスを着て励まされながら
のフッ化物塗布

びDの母へのインタビューによると、Dは姉たちとも常に共に歯科に通っていたこともあり、歯科に慣れており「A 歯科はおもちゃがあって遊べて、がんばればおまけのもらえる（院長のアイデアで、フッ化物塗布などの治療のあとにはご褒美の小さなおもちゃがもらえる）場所とDには認識されている」とのことであった。フッ化物塗布時には、おさえつけられる状況や普段とは異なる音および道具が登場する状況に恐怖および不安を感じた様子で、3回とも泣いて動き回ろうとするDであったが、その都度、歯科衛生士および保育士そして母親が丁寧にDに応答していた。Dの恐怖感、不快な味への

嫌悪感、拘束への不満などを受け止め、丁寧に言語化して返し共感する大人たちの声は、泣き叫ぶDの耳にも届いているようであった。1回目より3回目、塗付の開始時より終了際の方が、落ち着きが増しており、D本人の納得感や達成感がみられた。また歯科内保育室において遊ぶ際にDが好んで着ているドレスを着せたままフッ化物を塗布するなど（図3）、D自身の気分やモチベーションを向上、保持させるさりげない支援がいくつも張り巡らされていた。この積み重ねにより、歯科治療およびフッ化物塗布への抵抗感は軽減していくだろう。さらにDは今後、なんらかの危機を感じる時には周囲に助けを求めてもよい・頼ってもよいと感じ、自ら行動を起こすことにもつながるかもしれない。そうだとすれば、歯科治療およびフッ化物塗布に慣れ継続する効果以上のものがここに存在するとも考えられ、歯科内保育室のもつ心理発達の重要な機能が推察された。

3-8 一時預かりの比較検討

複数の親から語られた一時預かりに関する重要な内容として、通常の一時預かりの利用申し込み手続きおよび持ち物の多さ、煩雑さが挙げ

表1 一時預かり比較

	一時預かり事業の保育室	歯科内保育室
料金（1時間あたり）	300～1000円	無料
保育者・子どもの比率	1：1ではない	1：1
保育時間	0.5～12時間（それ以上も）	約1時間
子どもの食事	給食・おやつ	なくてもよし
持ち物	おむつ着替えなど多い	なくてもよし
申し込み書類	非常に多い	なし
申し込みタイミング	約1か月前から予約	親の歯科受診が必要ならばいつでも
キャンセル料	ある場合も多い	なし
受け入れ側の保育資格	必要	必ずしも必要ではない
親の利用目的	仕事・用事・リフレッシュ・学習・受診・美容など	歯科受診限定
子どものいる場所	親から見えない離れた場所	親と同じ建物の親から見えない場所または見える場所

られる（表1）。上述のように歯科内保育室は申し込み手続きの書類記入および持ち物がほとんどなく、身軽および気楽に子どもを預けることができる。ただし、利用目的は親の歯科治療と限定的である。しかしこのことが、かえって親の一時預かり利用を促進していることが推察された。さらに同じ建物で子どもの声がきこえる距離に、保育室があるということもあり、他人に子どもを預けることに抵抗があり預けられない親であっても、自身の歯科受診のために、子を思い切って預ける経験が可能となっていた。こうして他人を頼る・預かってもらう経験を得ることにつながっていた。これは美容室における一時預かりも同様の要素をもつと考えられるが（図4）、髪を切る・洗髪および染髪する・パーマをかけるといった行為は親によっては歯科よりも優先度が高くなく、より後回しになったり、結果的に親が我慢し続ける状況が生まれやすいことも語られていた。上述の歯科以外の他科受診と同様に、美容室は自己ケアや他の親の日常タスクと比較しても必要性の高さも有する一方で、歯科受診の方がなぜか優先されやす

いことも親の語りからは散見された。前髪はセルフカットが可能であるが、う歯の治療および予防は自宅で自己流では不可能だといった意見もあった。自分でできることはなんでも自分でしてしまう親と周りを上手く頼りながらの親の違いが、一時預かりを利用しない親とする親の差異となってあらわれている可能性も示唆された。しかしながら、自分でなんでもしてしまう親であっても、歯科内保育室ならば我が子を預けてもよいと感じ、預ける経験を結果的にもててしまうことも示唆された。

4. 総合考察

4-1 利用可能性と応答性を有する歯科内保育室

親からは、子育ての楽しさも語られる一方で、その大変さおよび困難さについてもさまざま語られていた。とくに、子育てにおいて短時間、気軽に我が子を預かってもらうことのできる相手がいない、またはそうした存在が遠方である親の語りからは、心の中では支援を強く求めているも助けてとは言えない複雑な状況が垣間みられた。このように日常的にサポートの得づらい親であっても、歯が痛む、心配だ、不安だ、疲労している、歯の色や口臭が気になる、歯並びや口元の見た目に問題があるなどといったきわめて個人的な内容を、医師や歯科衛生士に当たり前に相談することができ、実際にそれを共に解決してもらえ助けてもらえる歯科、そして、子どもの育ちを共に喜んでもらえ子育ての不安をも吐露可能な歯科内保育室は、親子にとっての利用可能性（availability）と応答性（responsiveness）を有するとも考えられる。

Bowlby（1973）は、物理的には存在するが心理的には頼りにならない親の例を挙げ、物理的な親の存在の有無とともに親が子にとって情緒的に利用可能性を有することの意義を説明し、

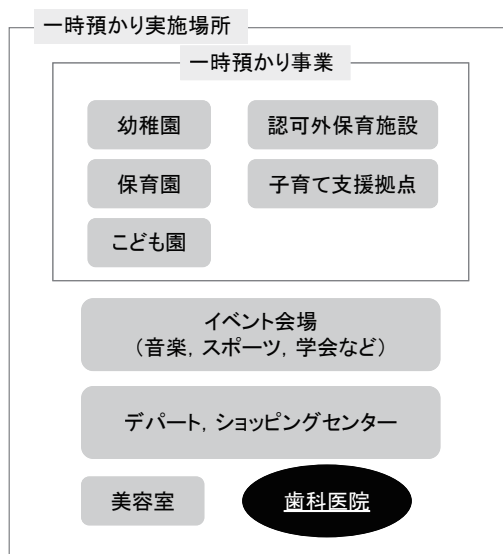


図4 一時預かり実施場所

アタッチメントのセットゴールを説いた（レビューとして Dushinsky, 2020）。アタッチメントとは、子どもが危機を感じたときに特定の大人に接近し安心して落ち着くという一連の流れを指す用語であるが、これは親である成人にも同様に存在する。成人アタッチメントも子どものアタッチメント同様に、不安や脅威を感じる危機的状況の際に、特定の他者に接近し安心するという一連の流れを指す。子どもであっても大人であっても、アタッチメント形成のためには、人が不安や心理的な揺れを経験する中で助けを求め、実際に助けを得ることができるという確信を得られる存在およびその利用可能性をもつ安全基地の重要性が語られている。

現代の日本の親には、一時預かり事業や就学前施設における子育て支援は存在しているものの、親にとってのそれらの情緒的利用可能性は低いということが考えられる。一方で、歯科における親の受診および歯科内保育室における一時預かりは、親自身および家庭内においては自力で遂行できない歯科治療および健診を、痛みや不安といった心理的な感情の崩れを感じる中で、実際に歯科医師および歯科スタッフから助けてもらって行いながら得ることが可能である。そうした点で、この人ならば、この場所ならば頼っても大丈夫であるという利用可能性を高く感じやすいことが推察される。さらに、痛みや不安を感じ、特殊な匂いおよび機械音を感知し感情の揺れを生じやすい危機的な場面において、応答的に関わってもらふことにより、親は歯科に近接し頼ることにより得るサポートを実感し、安心するため、親一歯科間のアタッチメントが形成および活性化されることも考えられる。つまり歯科が親子にとり安全基地（Secure base）（Bowlby, 1988）となりうると言える。

さらに近藤（2024）は、子どものアタッチメントの形成についてコミットメントの重要性を

述べているが、親の成人アタッチメントにおいてもこれを援用すれば、歯科では親の口元および歯の悩みにコミットメントを得ることから歯科受診が始まる。そして、歯科受診後に子どもを迎えに保育室に入れば、子どもや親自身の子育てへのコミットメントを保育士から親が得ることもできる。こうしたことが、親の安心や親一歯科間のアタッチメント形成につながっていると解釈することも可能であろう。

4-2 親のアタッチメントスタイルと関連している可能性

そもそも、親の中にもさまざまなアタッチメントスタイルをもつ人がいることが知られている。アタッチメントの質が子育て支援におけるサポートを受け取るか受け取らないか、自己ケアが可能か不可能かとも関連することが当然に考えられた。これまで述べてきたように、通常の一時預かりは利用できない・したことがない、すなわち、通常の一時預かりは信頼できず頼ることができないといった一般他者観が低い（Bowlby, 1973）親であっても、身近なパートナーおよび親・義親が信頼できず頼ることができないといった親であっても、歯科内保育室は利用できていた。この自己観および他者観との関連は、歯科内保育室の利用および子育て支援サポートの受け入れの程度、親自身の自己ケアへの積極性とも関わっていることが推察される。

Bertholomew & Horowitz (1991) は自己を肯定的にみるか否定的にみるか、他者を肯定的に捉えるか否定的に捉えるかの4つのアタッチメントスタイルについて測定可能な Relationship Questionnaire を作成した。これを援用して考えれば、歯科内保育室の利用親は、他者観が低く自己観も低いことが考えられ、恐れ型に分類されることが推察される。もしこの仮説が正しいとするならば、歯科内保育室の利用親には、

より応答的なケアおよび接し方を歯科内保育室および歯科が繰り出すことで、親が歯科内保育室を利用可能性のより高い安全基地として利用し、安心を得て、育児という名の探索にも再び取り組むことが可能となることが推察される。

4-3 長期縦断的かつきめこまやかな子育て支援拠点としての歯科内保育室

A 歯科クリニックには最小0か月児から90代と思われる方まで、年齢も性別もさまざまな人が利用に訪れていた。なかには3世代で通う家族もあり、歯科内保育室の保育者は家族システムにおける相互作用的ジェスチャー（若島, 1997）をも考慮した保育および支援を行っているように見受けられた。転職の多い父親、その母親である祖母、その妻である母親、その子と3世代で通う家族において、子が不安定なときには、それに連動して母親の不安定さも観察される事例があった。保育士はあえて子の「もっと遊びたい」という想いをききいれ、歯科受診および会計終了後にも長時間保育室で遊ぶ時間や機会を自然とつくり、母親の話をさりげなく傾聴していた。そして子の歯並びやおやつ、生活および発達についての母親の心配や苦労を丁寧にきいて応えるなどしていた。さらに、娘の祖母（父親の母親）にも視線を送りつつ、存在を認めていた。父親にはあえて接触していないようであった。それにもかかわらず、父親は転職における困難も時間の経過とともに自然と乗り越え、家族の不安定さも認識し抱えつつ、3世代でA 歯科クリニックに通い続けていた。これは、家族の中に問題を抱えていたとしても、そこには保育士はダイレクトにアプローチを行わず、あえて親子の意識を保育室における遊び、向歯科行動および歯科受診を円滑に行うことに向かわせることで、自然な形で家族問題の解決へと向かわせるアプローチとも通じる理にか

なったものと言えるかもしれない。

このように、歯の萌出時から、または、母親の妊娠中から通い続けることができる歯科内保育室を有する歯科は、生まれたばかりの赤ちゃんのいる家庭にとり、長期縦断的かつきめこまやかな子育て支援を受けることができる重要な拠点となりうる可能性があると考えられる。上述したように、困難を抱えていない家庭はなく、どのような家庭でも子育て中にはさまざまな課題に直面し、家族関係も揺らぎを経験しやすい。そうした場合であっても、3か月ごとと定期的に通い、利用する歯科および歯科内保育室において、継続的に得られる子育て支援は親子および家族を着実に支えていくと言えるだろう。家族システム論に基づく子育て支援を考慮しても歯科内保育室の可能性が示唆されている。

5. おわりに

歯科内保育室における一時預かりは、通常実施されている一時預かり事業とは異なる性質をもつ。親子の一時預かりの利用および親子の心理発達を促すことが示唆された。歯科内保育室のもつ利用のしやすさは、親にとって歯科内保育室が利用可能性（Availability）を有していることと関連していると考えられた。歯科内保育室およびA 歯科クリニックでは、親子が歯科および保育に関し感情が揺れるような危機に瀕した際には、確実に応じる姿＝応答性（Responsiveness）がみられていた。

このような利用可能性および応答性を有する歯科内保育室は、日本の自縄自縛な子育て観をもつ親にとって、安全基地（Secure base）機能を有すると結論することができる。むろん、身近なパートナーや親・義親が確かな安全基地として機能している親も多数存在し、多くの人の助けを得て子育てを行うことができている場合も多い。しかしながら、それら重要な他者との

関係性においてはさまざまな問題が幾度となく訪れ、親個人のもつ成人アタッチメントスタイルも影響し、重要な他者であっても助けを求めることが一時的に難しくなり安全基地として利用できないときもあるだろう。そうした場合であっても、歯科健診および歯科受診という、誰からも合意の得られやすい向歯科行動は、親にとっての自己ケアとしても自然に取り入れられやすい。そのうえで子育てを助けてもらうという経験が得られることは、親が他者を信頼しサポートを得ながら子育てを行うことができる好循環を作り出す好機となることが考えられた。こうした歯科内保育室のもつ安全基地性が親子および家族全体の安心とよりよい探索につながることが期待されている。

本研究では、観察およびインタビューによって以上の仮説を述べてきた。しかしながら、この仮説を立証できるだけの数量的な根拠は得られていない。今後は、本研究によって得られた知見を数量的に検討することにより、より実証的かつ新たな子育て支援および介入ポイントを探ることが求められる。

さらに、本研究で対象となったA歯科クリニックおよび歯科内保育室の保育者の実践は、上述のように歯科利用者の歯のみならず、心理面および社会面に寄り添うものであった。こうした全人的な歯科医療実践が行われている歯科は稀有であるとも考えられる。そうした中で得られた知見であるという限界をふまえ、今後は歯科内保育室の運営にまつわる詳細な実態および歯科内保育室における保育者の専門性および専門スキルについても明らかにしていく必要があると言えるだろう。

少子社会において、子どもを産み育てることに困難さがますます伴う中で、親が孤立せずに子育てを楽しむことができるための子育て支援が求められている。歯科内保育室は、歯科健診

義務化に伴い、今後重要な子育て支援拠点としても期待される。こども家庭庁（2023）が導入を試みるベビーシッター事業、こども誰でも通園制度、伴走型の子育て専門職派遣事業などに比しても歯科内保育室を通じた子育て支援は親子にとり有効と考えられるだろう。

本研究では、歯科内保育室の実態および親子にとっての安心安全の基地としての考察、そして一時預かり事業および就学前施設における子育て支援との比較による子育て支援効果について、親の成人アタッチメントの観点から明らかにしてきた。歯科内保育室が日本にさらに広まり認知され、歯を通じて、すべての家庭への子育て支援がさらに展開されていくことにより、健康かつ良好な親子の心理発達にも寄与していくことが望まれる。

▶文献

- Ainsworth, M. D. S., & Bell, S. M. (1969). Some contemporary patterns of mother-infant interaction in the feeding situation. In J. A. Ambrose (Ed.), *Stimulation in early infancy* (pp. 133-170). London : Academic press.
- Bartholomew, K., & Horowitz, L. M. (1991). Attachment styles among young adults: A test of a four-category model. *Journal of Personality and Social Psychology*, 61, 226-244.
- Bowlby, J. (1973). *Attachment and loss: Vol.2. Separation: Anxiety and anger*. New York: Basic Books.
- Bowlby, J. (1988). *A secure base: Parent-child attachment and healthy human development*. Basic Books.
- Duschinsky, R. (2020). *Cornerstones of attachment research*. Oxford University Press.
- 遠藤利彦 (2024). まとめと展望 病棟保育を考える 発達保育実践政策学センター (CEDEP) セミナー (2024.12.8) 公開資料 (pp. 43-51) https://cedep.meclib.jp/report_20241208seminar/book/index.html#target/page_no=1 (閲覧日: 2025.3.19).
- フォナギー, P. (2024). 推薦の辞 岩壁 茂 (監修)

- 愛着トラウマケアガイド (vii-xi). 金剛出版.
- 加藤 望・中坪史典 (2018). なぜ日本の乳幼児子育て期の保護者はリフレッシュ目的で一時的預かり事業を利用しにくいのか? 広島大学大学院教育学研究科紀要, 67, 57-64.
- こども家庭庁 (2023). こどもまんなかアクション <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-mannaka> (閲覧日: 2024.12.30).
- 近藤清美 (2024). 社会的養護下にある子どものアタッチメントとその評価方法. 子どもの福祉と心理, 1, 39-47.
- 厚生労働省 (2017). 保育所保育指針. https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00010450&dataType=0&pageNo=1 (閲覧日: 2024.12.30).
- 厚生労働省 (2017). 幼保連携型認定こども園教育・保育要領. https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00010420&dataType=0&pageNo=1 (閲覧日: 2024.12.30).
- 工藤由佳 (2024). 愛着トラウマを癒す——「3つのセオリー」 岩壁 茂 (監修) 愛着トラウマケアガイド (pp. 3-29). 金剛出版.
- 道信良子 (2020). 序章ヘルス・エスノグラフィへの招待 道信良子 ヘルス・エスノグラフィ——医療人類学の質的研究アプローチ—— (pp. 2-14) 医学書院.
- 文部科学省 (2017). 幼稚園教育要領 https://www.mext.go.jp/content/1384661_3_2.pdf (閲覧日: 2024.12.30).
- 無藤 隆 (2016). 生活における発達 田島信元・岩立志津夫・長崎 勤 (編集) 新・発達心理学ハンドブック (pp. 560-570). 福村出版.
- 内閣府 (2015). 子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK (平成 28 年 4 月改訂版) https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/event/publicity/naruhodo_book_2804.html. (閲覧日: 2024.12.30).
- 新潟市 (2019). 母子健康手帳.
- Schwartz, B. H., & Albino, J. E. (1983). Effects of psychological preparation on children hospitalized for dental operations. *The Journal of pediatrics*, 102 (4), 634-638.
- 鈴木光海 (2023). 母子向歯科行動と母親の自己の発達——母親の自尊感情に着目して—— 日本理論心理学会第 69 回大会発表予稿集, 70.
- Suzuki, K. (2024). Dental nursery rooms in Japan as “a secure base for parents and children”. International Attachment Conference 2024, Poster Abstract.
- 鈴木光海 (2024a). 歯科における名もなき子育て支援——歯科スタッフおよび歯科利用者の子育て支援観—— 日本質的心理学会第 21 回大会抄録集, 127.
- 鈴木光海 (2024b). 歯科内保育室の意義および子育て支援効果. 日本子育て学会第 16 回大会発表論文集, 66-67.
- Suzuki, K. (2025). Differences in the Psychosocial Status and Childcare Needs of Parents Using Kindergartens, Nursery Schools, and Children's Centers in Japan. The Asian Conference on Psychology & the Behavioral Sciences (ACP2025), Poster Abstract.
- 若島孔文 (1997). 非言語的マネジメント・コミュニケーションと対話者間の関係性の認識の影響——家族システムにおける第 2 次変化を求めて—— カウンセリング研究, 30, 227-233.
- 全国保育団体連絡会・保育研究所 (2024). 保育白書 2024 年版 ひとなる書房

謝辞

本研究への調査にご協力をいただきました A 歯科クリニックのみなさま, A 歯科クリニック利用者のみなさまに厚く御礼申し上げます。また 2022 年より 3 年間に渡り, 大変難しく興味深いアタッチメント理論について, ご多用のところ勉強会を開催してくださり, 懇切丁寧にご教授くださいました青木紀久代先生, 近藤清美先生, 査読・編集に際し, 適切なご指導をいただきました先生方にも心より御礼申し上げます。

付記

本研究論文は「Dental nursery rooms in Japan as “a secure base” for parents and children」(Suzuki, 2024)「歯科内保育室の意義および子育て支援効果 (鈴木, 2024b)」を大幅に加筆修正したものである。

Dental nursery rooms in Japan as “a secure base” for parents and children

SUZUKI, Komi

Graduate School of Education, Tohoku University

Journal of Child Welfare and Psychology 2025, Vol.2, 30-44

Abstract:

This study clarifies the current condition of nursery rooms at dental clinics in Japan and discusses their desirable functions from Bowlby's concept of a "a secure base". We made an observational and semi-structured interview study of the dental nursery rooms, from which we consider their social function as "a secure base" for desirable child-rearing. Based on the availability and responsiveness of these dental nursery rooms, dental clinics can become “a secure base” (Bowlby, 1988) for parents and children. We conclude that dental nursery rooms in Japan would be a secure base for parents and children and a pivot for family support.

Key words: Dental nursery room, Secure base, Temporary Childcare System, attachment, family support

【研究論文③】

乳児院における 社会・コミュニケーションの アセスメントの重要性

近藤清美^{*1}
青木紀久代^{*2}

里親養育が進められているとはいえ、2歳未満の子どもでは圧倒的多数が乳児院に措置されている。その多くの子どもの心身の問題があり、虐待を受けていたり、養育環境に不備がある子どもも多い。養育環境の影響は社会・コミュニケーションの発達に顕著に表れることがわかっているため、入所時にその発達状況をアセスメントすることは、不十分な養育環境からの回復を図り、健全な発達を目指すために重要である。しかしながら、社会・コミュニケーションの発達をアセスメントするためには心理検査などのフォーマルアセスメントでは十分ではなく、様々な文脈での行動観察が不可欠である。そのために考案された方法としてCrowell Procedureを紹介する。入所時の社会・コミュニケーションのアセスメントでは、人と関わる力やアタッチメント、三項関係を形成する力が行動観察の評価の観点として重要である。

本稿の最後に、「入所時行動アセスメント」として、乳児院の入所時に行われた社会・コミュニケーションのアセスメントのための行動観察手続きならびに評価法を紹介した。この結果を担当養育者にフィードバックし、職員間で個別支援計画が共有された。今後は、アセスメントから支援計画へと事例が積み重なることで、乳児院における発達支援としての役割が明らかになることが期待される。

キーワード：乳児院入所児、社会・コミュニケーション発達、入所時行動アセスメント

1. はじめに

親が子どもを育てることができない場合の代替え養育の場として、里親が進められているとはいえ、2歳未満の子どもの場合、圧倒的多数が乳児院に措置されているのが現状である。

2023年の児童養護施設入所児童等調査（こども家庭庁、2024）によると、全国で2,404名の子どもが乳児院で過ごし、その平均年齢は1.6歳である。入所児の約27%に心身に何らかの問題があり、半数に罹患傾向があるという状況で、これらの子どもたちには入所当初から養育に困難が伴うことが予想される。さらに、入所前の養育状況として、約半数の子どもが何らかの虐

*1 帝京大学・発達と子育ての相談室こころころ

*2 白百合心理・社会福祉研究所

待を経験しており、親が精神的疾患をかかえている場合も多く、十分な養育を経験してこなかった子どもが多い。したがって、乳児院は単に年齢に応じた適切な養育を子どもに提供するだけでなく、子ども自身の心身の問題の手当てと、不適切な養育によって形成された発達上の問題を回復することも、重要な役割と言えるのである。

特に、不適切な養育による子どもの発達への影響として、近年、脳の機能形成が注目されている（友田，2016）。不適切な養育による発達への影響は、第二次世界大戦以降、戦争孤児や不適切な施設養育児に生じる問題として様々に研究されてきた。最も初期には、Spitz & Wolt（1946）のホスピタリズムの研究がある。この研究では、いくら良好な栄養や衛生状態を備えても、特定の養育者が個別に子どもを養育しない状況では、子どもの死亡率が高く、正常に発達しないことを明らかにした。Spitz & Wolt の研究を受けて、Bowlby は独自に行った入院による母子の短期分離の研究結果と合わせて、母性的養育の重要性を主張した（Bowlby，1951）。つまり、物理的条件をいくら整えても、子どもの心理的ニーズに応える「母性的養育」が子どもの正常な発達に不可欠なのである。その後も、社会の動乱やその時々の方針で、子どもが親から離され、母性的養育が保証されない劣悪な条件で不適切な養育を受ける事例が後を絶たない。近年ではルーマニアで生じた事例が有名である。独裁政権の施策により大量の子どもが劣悪な施設に収容されることになったが、その政権が倒れた後、これらの子どもたちは救出され、国際養子になることを含めて養育環境が改善された。彼らにおしなべて見られた発達上の問題は、①対象に区別のないアタッチメント行動（脱抑制型対人関係障害）、②自閉症様の対人関係の問題、③注意欠如・多動障害に見られるような多動性・衝動

性、④知的発達の遅れ、の4点があげられた（McCall, van IJZendoorn, Jaffer, Groark, & Groza, 2011）。これらの子どもに見られた発達上の問題は、①を除いて発達障害の子どもに見られる問題との区別は困難とされている。つまり、虐待から救出された子どもに見られる知的な発達や社会・コミュニケーションの問題、問題行動の発現は、虐待による脳の機能形成不全によるものとも言え、それと発達障害との鑑別が困難なのは当然とも言える。したがって、養育困難から救出された子どもの発達支援において、発達の状態、特に、発達障害に顕著に見られる社会性とコミュニケーションについてアセスメントすることは重要となる。

ところが、社会・コミュニケーションの発達は、個別の発達検査において調べることは困難である。コミュニケーションについて、言語発達として話せる単語や概念を調べて発話の状態を調べたり、質問による応答から言語理解を調べることがなされているが、相互的なコミュニケーションの能力は行動観察や保護者などからの聴取に頼るしかない。また、社会性については、それを発揮する場面を検査場面に作することは容易ではなく、様々な場面を設けての行動観察や聴取に頼るしか方法はない。

2. 社会・コミュニケーションのアセスメントに必要な要件

社会・コミュニケーションの発達のどちらの側面も、相手がいて発揮される能力である。社会性については、個別の二者場面もあれば、複数の人がいる集団場面もある。つまり、様々な文脈があり、それに応じて発揮される能力が異なる。したがって、心理検査というフォーマルなアセスメントだけでは不十分ということになる。同じことはコミュニケーションについても言える。語彙数であったり、言語理解、象徴機

能のレベルを調べるには個別の心理検査は有益と言える。しかし、コミュニケーションについても文脈によって発揮される能力が異なる。文脈によって異なることを前提とすると、検査場面というフォーマルアセスメントだけではなく、様々な場面での行動観察が社会・コミュニケーションのアセスメントには不可欠と言える。

行動観察は、一見すると、様々な場面で誰でも行えるように見えるが、「観察の軸」をもっていないと何も見ることなく終わってしまう。観察の軸の一つが、発達に関する知識である。まず、発達のマイルストーンを頭に入れて、対象者の発達がどのレベルにあるかを見ることである。その次に大切なことは、個体の行動は環境との相互作用で規定されるということで、環境に対する行動観察も必要となる。ここでいう環境とは主に人的環境のことを指し、子どもの場合は保護者を含めた大人の対応ということになる。対象である子どもと大人との関係性を込みにして行動観察を行う必要がある。最後に、どの子どもも同じような発達の道筋をたどるが、そこに速い遅いがあり、場合によっては側面ごとに発達の速さが異なり凸凹の発達をしていることがある。発達上の問題にとらわれて、そこだけを見ようとすると、特異な行動に目を奪われて子どもの全体像を見失ってしまう。

すでに述べたように行動は文脈により現れ方が異なるので、行動観察は複数の文脈で、社会・コミュニケーションの発達であれば相手を変えて見る必要がある。問題は、どのような文脈を備えるかである。ただし、日常の自然観察場面を考えても、遊び一つとっても室内遊びや戸外遊び、一人だけの遊びもあれば、大人と一緒にする遊びもあると様々な場面が想定される。日常生活では遊びだけでなく、食事をしたり排せつを行ったりといった生活場面もあれば、遊びを終えて食事の準備をしたり、戸外から室

内へ移動したりという移行場面もある。こうした場面ごとの行動の異同に注目することで、個体と環境との相互作用という観点から行動観察をすることが可能である。もちろん、文脈として、保護者と一緒の時と一人だけの時、子ども同士でいる時、場合によっては保育者などの保護者以外の大人と一緒に時というように相手が異なる時の行動の違いに注目することが大切である。特に、社会・コミュニケーションの発達をアセスメントする時には、場面や相手による行動の違いが重要な手掛かりになる。

ところで、時間的余裕があるのであれば、場面や相手が異なる文脈が自然に生じるのを待つこともあるだろう。時間さえかければ、子どもの日常には様々なことが生じる。しかし、限られた時間内で社会・コミュニケーションの発達をアセスメントするためには人為的な工夫が必要である。つまり、必要な行動が生じる場面を作り出し、社会・コミュニケーションの発達の重要な側面をあぶりだすことである。

そのために考案された方法として、Crowell Procedure (Crowell & Fleischmann, 1993)があるので、これを紹介したい。この方法はそもそも親子の相互作用を調べて親子関係不全の支援のために考案された方法である。この方法の優れている点は、親子の関係性の様々な側面が短時間で出現するように作られていることである(表1)。まず、親子の情動交流やコミュニケーションを明らかにするために二者で初めてのおもちゃを探索しながら遊ぶ場面が最初の場面として設定されている。それが突然、「お片付け」となって中断されるが、もっと遊びたい気持ちをコントロールして親が言う通りにお片付けができるかが問われる。親の方ではリミット・セッティングのうまさを見ることができる。その次に、情動交流遊びが続く。二者で遊びの楽しさを共有して気持ちを通い合わせることがで

表 1 Crowell Procedure

第 1 場面	自由遊び (5 ～ 10 分)	設定されたおもちゃで親子が自由に遊ぶ。
第 2 場面	お片付け (終わるまで)	親が指示をして親子でおもちゃを片付ける。
第 3 場面	情動交流遊び (3 分)	シャボン玉で親子で一緒に遊ぶ。
第 4 場面	課題遊び (3, 4 課題を各 2 分程度)	パズル, 積み木積み, ボール遊び, などなど, 「あ」の付く言葉など, 子どもが一人でできない課題を親が教えることで達成する。
第 5 場面	分離再会場面	「待っててね」と言って親が退室する。3 分後に, 子どもの名前を呼びながら入室する。子どもが泣いた場合, 分離時間を短縮する。

きるかである。この場面で、シャボン玉遊びをすることが推奨されているが、わが国で室内で実施する場合、シャボン玉では不都合を生じやすいので、風船に変えたり、絵本読みにするなど、工夫が求められる。また、年齢にふさわしい気持ちを交わし合う遊びを提供することが大切となる。その次に課題遊びをしてもらう。課題遊びは、何かの課題を達成してもらうもので、子ども一人では達成できないような課題を提示する。たとえば、パズルや積み木でモデルと同じものを作るといったことである。できれば認知的な課題だけでなく、などなどや特定の属性の言葉を言うなど、言語的な課題も用意したい。課題は様々な種類で 3 ～ 4 課題を行う。それぞれの課題の持続時間は 2 ～ 3 分で、達成できなくても次の課題に移行する。子ども一人ではできない課題を提示されるので、子どもが親のサポートをどのように求めるのか、親が子どものニーズにいかに応えるか、また、うまく教えて課題を達成できるのかを見ることができる。場合によってはうまく課題が達成できなかったり、子どもが他の遊びをしたがって親子の葛藤場面になったりすることもありうる。Crowell Procedure の最後は 3 分間の分離再会場面であり、ここでアタッチメントの様子を調べる。アタッチメントについては、ここまでの流れで探索と安全基地のバランスや、親の子どもの信号への敏感性、子どもの親に対する信頼感と安心感を

見ることができたが、最後に、子どもにとってストレスがかかる場面を設定することでアタッチメントについて明確にする。

この一連の行動観察手続きは 20 ～ 30 分を要する。お片付けで時間がかかったり、課題をいくつにするかで所要時間は左右される。実は、この方法は手続きが明らかにされているだけで、評定方法については紹介されていないが、emotional availability (Biringen, Derscheid, Vliegen, Closson & Easterbrooks, 2014) の尺度などを利用して評定することが可能である。社会・コミュニケーションの発達として、乳児院に入所する年代で重要な観点は次の 3 点と言えるだろう。

一つ目は、人と関わる力である。入所前の養育環境の中で親と関わる経験が乏しかったり、適切に反応を返してもらうことがなかったりすると、人に対する関心が育っていないこともある。人への関心は発達障害や知的障害のある子どもでは問題があることがわかっているが、虐待を受けた子どもでもその力が育っていないと言える。どちらが原因であるかを鑑別することはむずかしいとはいえ、入所時に確認することは重要である。

二つ目はアタッチメントの安定性についてである。アタッチメント形成の生後 8 か月以前では調べても無理があるが、1 歳を超えた入所児ではアタッチメントがどのように形成されてい

るかを調べることは、人との関わりの基盤を確認するためにも重要である。確かに、入所したばかりでは、担当養育者へアタッチメントがすぐに形成されるわけではないが、里親の研究で有名な Dozier らによると、里子と里親間に新たなアタッチメントが形成されるのに約2か月を要するとされている (Stovall & Dozier, 2000)。それほど待つことなくアタッチメントは形成されるので、新しい養育者へのアタッチメントの安定性を調べることができる。また、このアタッチメント・パターンは、それまでに形成されたアタッチメントを継承していると予想され、対象児のアタッチメントの内的作業モデルの在り方を探ることになる。アタッチメントは様々な対人関係形成の基盤となるのであるから、最初に抑えておきたいものである。

三つ目は、乳児期の終わり、9か月の赤ちゃん革命と言われる時期から出現する三項関係であり、人と物事や情動を共有する力である。三項関係の形成には認知的発達も不可欠であり、指差しや身振り、言葉として対人コミュニケーションの基盤となる。その力がどの程度、発達しているのか見ることも乳児院に入所する子どもの状態を把握するための重要な側面と言えるだろう。確かに、1歳を超えた子どもでは、9か月で形成されるとされる三項関係は、すでに発達のマイルストーンとしては過ぎている課題であるが、そこができていのかどうかの確認は、社会・コミュニケーションの発達のアセスメントにとって不可欠であり、その時期を超えているかどうかを見極めることで、支援の目標をどこにもっていくかを見極めることになる。

こうしたことを考慮したうえで、乳児院に入所した子どもの入所時での社会・コミュニケーションアセスメントの方法を考案したので以下に紹介したい。

3. 入所時行動アセスメント

乳児院には様々な理由で措置され、一時保護として短期間しか利用しない場合もある。しかし、当初、元親が引き取りを願っていても諸般の事情で入所期間が長引いたり、引き取りの時期が未定になることも多い。その間にも子どもはどんどん成長し発達するわけで、手をこまねている暇はない。たとえ短期間に結果的になるとしても、入所期間中に対象児の状況を明らかにして、対応できるところは対応して、入所に至る発達上の不利益からの回復を図るためにも支援計画を立てて対応を図りたいものである。そこで、以下の入所時行動アセスメントが考案された。

1) 実施対象者

このアセスメントは、アタッチメントが形成され、三項関係ができるはずの時期以降に入所した子どもが対象となる。つまり、1歳を超えた子どもを想定している。すでに保護者との関わりを1年以上経験しているため、その養育の影響を受けていると考えられる。

2) 実施時期

入所直後は子どもにとって大きく環境が変わり、保護者が不在となり子どもにとって混乱の時期である。入所時行動アセスメントは、乳児院滞在中の支援方針を決めるために早期に行うのが望ましいが、子どもが環境に慣れ、先に示したように新しい養育者とアタッチメント関係を結べる入所後2か月過ぎてから行うのがよいだろう。したがって、入所後、2～3か月目に行うことになった。

3) アセスメントの場所と設定

子どもが慣れ親しんだ場面であることと、行動観察の場面を容易に作れることを考慮して、子どもの居室のリビングルームにカメラマンが隠れるスペースを作り、心理職が教示者として入室した。普段は居室にいない人が入室して、

いつもとは少し異なる場面となった。そのため、場面に緊張する子どもも出現したが、子どもに適度なストレスを与えてアタッチメント関係を明確にする「新奇な場面」ということになり、特徴的な行動が出やすくなったとも言える。

カメラマンは居室の出入り口付近についてを持ち込んで姿を隠したが、子どもが近づいて関わることも可能であった。教示者はおもちゃの箱を脇に置きながら、担当養育者と子どもから1m程度のところに位置し、姿を現しながら関わるようにした。最後に養育者が退室する場面があるが、リビングルームに隣接する部屋に移動してドアを閉めることで、養育者が子どもから姿を隠すことになった。

4) 実施手続き

二者関係の社会的相互作用を調べる目的で考案された Crowell Procedure (Crowell & Fleischmann, 1993) を参考に社会性やコミュニケーション、遊び方、アタッチメントが以下の手続きで調べられた。

対象児は、担当養育者と一緒に隣室からリビングルームに入ってきて、教示者から渡されたおもちゃで遊ぶことから観察が開始された。

第1場面（自由遊び：5分）

養育者と一緒に所定のおもちゃで遊ぶ。おもちゃは1歳代の子どもにふさわしいもので、音のなるものや見て楽しむもの、ままごとセットや車、ぬいぐるみが含まれていた。

第2場面（お片付け）

養育者が指示して所定の箱におもちゃを全部入れる。原則として、子どもにお片付けを手伝わせるが、完了しそうな時は養育者に全部を片付けるようにという教示がなされた。

第3場面（課題遊び：各1分半）

- ・ボールのやり取り：ボールを養育者と一緒に投げたり取ったりする。やり取りのタイミングを養育者に任せて、ボールの往復がなされ

るようにという教示がなされた。

- ・パズル：動物の型はめパズルを養育者が教えながらする。教え方は養育者に任せた。
 - ・名詞の理解：養育者が名前を言って、子どもがサルのぬいぐるみとコップ、スプーンの中から該当するものを取る。18か月未満の場合、省略することもあった。
- 第4場面（情動共有場面：適宜、飽きるまで）
- ・くるくるチャイム：球を入れると音がして下から出てくるおもちゃで、球が出てくる音が出たり、球が飛び出す楽しさを共有する。数回やった後、球を入れる場所を養育者が邪魔をした時の反応も見る。
 - ・イナイナイナイバー：布を使って養育者から仕掛けた後、子どもにもやらせてみる。

第5場面（養育者との分離再会場面）

養育者が「待っててね」と言って退室する。3分後に戻ってくる。分離で泣いた場合はすぐに戻ってくる。

5) 評定方法

行動観察の評定として、emotional availability (Biringen, Derscheid, Vliegen, Closson, & Easterbrooks, 2014) や Erickson, Sroufe & Egeland (1985) の問題解決課題の評定を参考にした評定基準によって社会性や社会的相互作用の評定が行われ、分離再会場面の評定は Crowell & Feldman (1991) を参考にして作られた基準によって行われた。また、コミュニケーション能力が発達心理学の知見に基づいたチェックリストにより調べられた。

すべての行動はビデオカメラにより記録され、後に視聴して分析された。まず、時間経過に即した行動の詳細な記述が行われ、それに基づいて各側面について行動評定が行われ、子どもの行動のプロフィールが作成された。

①社会的相互作用の行動評定（7件法）

評定の基準はそれぞれの評定に該当する行動が記載された詳しいマニュアルに従って行われた。

1. 子どもの反応性：大人からの社会的働きかけへの反応性とそれに対する喜びを見る。
2. 大人への関与：大人への遊びかけや活動への巻き込み方を見る。
3. 受容：大人の働きかけに対する怒りや嫌悪がなく、肯定的に大人と関わる程度を見る。
4. 従順：大人の教示にどのくらい従うのか、うまく合わせて調整するかを見る。
5. 子どもの経験：大人との遊びでどの程度楽しく、うまく過ごせたかを見る。
6. 自律性：子どもがイニシアチブをとって場面を制御している程度を見る。
7. 大人への愛情：子どもが大人を好きで肯定的な感情をもっている程度を見る。

以下の項目については、特記事項として自由に記述した。

遊び方の表象レベル：見立てやごっこがどの程度見られるのか。意図の共有があるのか。

指示への理解：片付けの言語や身振りなどの指示を理解しているのか。

妨害への反応：妨害した相手を意識しているのか、何らかの拒否の伝達行動をするのか。

イナイイナイパーへの反応：隠れる－現れるを楽しむことができるか、役割交代をして、自分からも働きかけができるか。

②分離再会反応の評定（7件法）

1. 分離不安：養育者が立ち去ろうとした時にどの程度の不安を示すかである。泣いたりしがみついたりいやがった場合、7点となる。不安を示しても分離ができるなら5点である。
2. 分離の容易さ：お互いが納得して分離が行われれば7点であるが、一見、スムーズな

分離でも状況の把握ができていないなら5点である。分離不可は1点となる。分離における行動として、固まったり強い混乱などの行動を特記事項として記述した。

3. 分離中の抗議：分離ができない場合はつけられない。分離しても泣いてすぐにやめなければならない場合は、7点となる。
4. 再会での回避：再会時に目をそらしたり、無視したり、抱かれても横を向いている時に高くつける。そうした行動が全くない場合は、1点となる。
5. 再会の拒絶：分離に対する怒りの程度を見る。なかなかだまらな場合も含める。
6. 再会時の葛藤行動：固まったり、前進しながら突っ伏したり、抱かれてもしがみつかない（ヒトデ様姿勢）、泣いているのに養育者の方に行かない葛藤行動を記述する。

③アタッチメント・パターンの評定

Ainsworth, Blehar, Waters, & Wall (1978)やMain & Solomon (1990)のDタイプの記述に従い、再会時に養育者にしがみつきの、すぐに泣き止んだ場合をBタイプとした。養育者に淡々としていて抱き上げられても脇を向いていた場合をAタイプとした。分離時に固まったり、非常に混乱した行動を見せ、再会時にしっかりと抱きつかなくなったり、無気力を見せた場合を非典型的アタッチメントとみなした。なお、再会時にMain & Solomonが示すDタイプ様の行動を示すこともあったが、Granqvistら(2017)の警告に従い、ストレンジ・シチュエーション法とは手続きが異なるのであるからDタイプとはみなさなかった。

④コミュニケーション行動（3件法：ある、曖昧だがある、ない）

1. 他者に何かを伝える発声
2. 他者に何かを伝える指差し（指差すだけなら2点）

3. 他者に何かを伝える身振り
4. アイコンタクト（視線を向けると視線で返してくれるか）
5. 対人的な微笑み（微笑み返すか）
6. 他者に向けた表情（他者に表情で何かを伝えるか、表情がないか）
7. 何かを伝える時の視線（伝達の時に視線を向けてくるか）
8. 喜び共有（情動共有ができて喜び合えるか）
9. 要求（3点となるには視線を向けて要求してくこと、要求がないなら1点）
10. 自発的共同注意（子どもから見てほしいものを伝える）
11. 共同注意への反応（大人が仕掛けてきたことに反応する。3点は視線の移動だけで可能）

以上のリストを総合的に見て、三項関係ができていのかどうかを判断した。

6) アセスメントから支援計画へ

心理職による行動評定の後、担当養育者に結果がフィードバックされた。その際、子どものもつ社会・コミュニケーションの能力の内、資源となる点に注目して伝え、問題点だけを伝えるものではない。資源としては、入所時行動アセスメントの手続き中に見せた子どもの明確な社会的反応やコミュニケーションの始動といった肯定的な行動であり、それがどのような場面で何をきっかけに生じたのかに注目した。特に、情動の共有といった協働的な活動に応じる点について丁寧に見た。また、担当養育者の働きかけについてうまくいった場合を特に取り上げ、そうした関わりが子どもの支援として重要であることを伝えた。入所時アセスメントとして、近い時期に発達検査も行われているため、その様子と合わせて、支援計画が立てられ、養育者がどのような関わりをしていくのか、また、どのような遊びを子どもに提供していくのが文書化されて職員間で共有された。

入所時行動アセスメントの実施により、子どもたちの発達レベルだけでなく、対人関係やコミュニケーションにおける状況が明らかとなり、関わり方や遊び方を通じての支援として意識されることになった。今後は、実際のアセスメント結果をもとにどのような支援が行われたのかの事例を集めることで、子どもが入所までに経験している様々な発達上の問題からいかに回復していくのかを明らかにしたいものである。そのことにより、これからの乳児院の役割として、子どもの世話をするだけではなく、専門職が集約的に働く子どもの発達支援の場としての位置づけを検討することができるであろう。

▶文献

- Ainsworth, M. D. S., Blehar, M. C., Waters, E., & Wall, S. N. (1978). *Pattern of attachment: A psychological Study of the Strange Situation*. Routledge : New York.
- Bowlby, J. (1951). *Maternal care and mental health: A report prepared on behalf of the World Health Organization as a contribution to the United Nations programme for the welfare of homeless children*. World Health Organization.
- Biringen, Z., Derscheid, D., Vliegen, N., Closson, L., & Easterbrooks, M. A. (2014). Emotional availability (EA): Theoretical background, empirical research using the EA Scales, and clinical applications. *Developmental Review*, 34, 114-167.
- Crowell, J. A., & Feldman, S. S. (1991). Mothers' working models of attachment relationships and mother and child behavior during separation and reunion. *Developmental Psychology*, 27 (4), 597-605.
- Crowell, J. A., & Fleischmann, M. A. (1993). Use of structured research procedures in clinical assessments of infant. In C. H. Zeanah (Ed.), *Handbook of infant mental health* (pp. 210-221). New York: Guilford Press.
- Erickson, M. F., Sroufe, L. A., & Egeland, B.

- (1985). The relationship between quality of attachment and behavior problems in preschool in a high-risk sample. In I. Bretherton & E. Water (Eds.), *Growing points of attachment theory and research. Monographs of the Society for Research in Child Development*, 50 (1-2, Serial No. 209), 147-166.
- Granqvist, P., Sroufe, L. A., Dozier, M., Hesse, E., Steele, M., van IJzendoorn, M., Solomon, J., Schuengel, C., Fearon, P., Bakermans-Kranenburg, M., Steele, H., Cassidy, J., Carlson, E., Madigan, S., Jacobvitz, D., Foster, S., Behrens, K., Rifkin-Graboi, A., Gribneau, N., Spangler, G., Ward, M. J., True, M., Spieker, S., Reijman, S., Reisz, S., Tharner, A., Nkara, F., Goldwyn, R., Sroufe, J., Pederson, D., Pederson, D., Weigand, R., Siegel, D., Dazzi, N., Bernard, K., Fonagy, F., Waters, E., Toth, S., Cicchetti, D., Zeanah, C., Lyons-Ruth, K., Main, M., & Duschinsky, R. (2017). Disorganized attachment in infancy: a review of the phenomenon and its implications for clinicians and policy-makers. *Attachment and Human Development*, 19 (6), 534-558.
- こども家庭庁 (2024). 児童養護施設入所児童等調査の概要
- Main, M., & Solomon, J. (1990). Procedures for identifying infants as disorganized /disoriented during the Ainsworth Strange Situation. In M. T. Greenberg, D. Cicchetti, & E. M. Cummings (Eds.), *Attachment in the preschool years: Theory, research, and intervention* (pp. 121-160). Chicago, IL : University of Chicago Press.
- McCall, R.B., van IJZendoorn, M. H., Jaffer, F. Groark, C. J. & Groza, V. K. (2011). Children without permanent parents: Research, practice, and policy. *Monographs of the Society for Research in Child Development*, 76 (4).
- Spitz, R. A., & Wolfs, K. M. (1946). Anaclitic Depression: An Inquiry into the Genesis of Psychiatric Conditions in Early Childhood, II. *The Psychoanalytic Study of the Child*, 2, 313-342.
- Stovall, K, C., & Dozier, M. (2000). The development of attachment in new relationships: Single subject analyses for 10 foster infants. *Development and Psychopathology*, 12, 133-156.
- 友田明美 (2016). 被虐待者の脳科学研究. 児童青年精神医学とその近接領域, 57, 719-729.

Significance of assessment on social and communicational development in the baby-home children rescued at one year old.

KONDOU-IKEMURA, Kiyomi, AOKI, Kikuyo

Teikyo University / Counseling room kokorokoro, Shirayuri Research Institute for Psychology and Social Work

Journal of Child Welfare and Psychology 2025, Vol.2, 45-54

Abstract :

The children rescued from maltreatment/child abuse suffered from deficit of social and communicational development. So at the entrance of baby-home, assessment of social and communicational development is important in order to recover the adverse effects of rearing history and support their healthy development. However it is necessary to conduct behavioral observation in various situations to assess social and communication development. We showed the Crowell Procedure as one of the behavioral assessment procedures. It consists of several episodes including free play, clean-up, emotional sharing play, task play, and separation-reunion. After the Crowell Procedure, we established assessment procedure named “Behavioral assessment in entrance of baby-home” in order to evaluate social and communicational development. This article described this assessment procedure in detail.

Key word: baby-home, social and communication development, Behavioral assessment in entrance of baby-home

【講演】

ライフストーリーワーク

才村真理*

今回の講演内容は乳児院にフォーカスしています。ライフストーリーワーク全般を理解する機会として、乳児院での支援に役立ててもらえたらと考えています。

ライフストーリーワークとは？

ライフストーリーワーク（以下、LSW）とは日本語にすると「人生・物語・作業」となります。里親・養親の分野では真実告知という言葉が使われていますが、LSWとは違いがあります。

大人から子どもに話をするだけでなく、子どもからの質問に応え、子どもたちの心に落としこむために LSW の実施者と共に子どもの気持ちの面も扱い、楽しいワークをしながら生い立ちの整理を行っていきます。日常の中に少しずつ点滴のように入れていけたらよいと考えていて、LSW は、誰から生まれたのか？ なぜ今ここにいいのか？ これからどうなるの？ などを子どもの人生に組み入れられるよう、話し合いの場を提供する作業（プロセス）です。

乳児院においては、LSW を視野に入れたアルバム作りをしてほしいです。ライフストーリーブックとは、生い立ちの整理をする際に使う記入式ノートあるいは冊子、アルバムのことです。乳児院で作成していただいているアルバムはライフストーリーブックとしての機能もあります。

親との面会時に、親は子どもにこのように話しかけてくれたよ、と吹き出しでコメントを入れるなどして、支援者や親の思いの語りを入れて作ってほしいです。またセッション型の LSW で、子どもが乳児院を訪問する際に役立つ内容を組み入れてほしいと思います。ワークでどのようなことをやったかが分かると自分を理解することにつながっていきます。ブックを作成した場合、その先の児童養護施設や里親、あるいは家庭復帰へとつながっていった際にそのブックがなくなった場合に備えて、コピーして保存することも同時にしてほしいです。

* 元帝塚山大学教授。元大阪府児童相談所・児童福祉司。ライフストーリーワーク相談室代表。ドナーリンク・ジャパン社員。社会福祉士。

ライフストーリーワークとは？



- 「ライフストーリーワーク」(LSW)は、誰から生まれたのか？なぜ今ここにいるのか？これからどうなるの？などを子どもの人生に組み入れられるよう、話し合いの場を提供する作業(プロセス)
- 「ライフストーリーブック」(ブック)一生い立ちの記録。生い立ちの整理をする際に使う記入式ノートあるいは冊子、アルバムのこと。
- 乳児院で作成していただいているアルバムはライフストーリーブックとしての機能もありますね！

ライフストーリーワークの意義

- 施設や里親宅で暮らす子どもたちに対して、信頼できる大人のサポートのもとに、ブックを作成することを含むライフストーリーワークを実践すると



- 子どもたちは自身の過去を取り戻し、現在の状況を理解・納得し、未来に生きる力を得る！

どんな赤ちゃんだったか。。。は誰も記憶がない！

ライフストーリーワークの意義

信頼できる大人のサポートの下で、つまり、子どもが話をできる人と作成していくことが重要です。児童相談所の職員が行う場合には子どもの日常的なケアをしている人が横について日常生活との橋渡しをしていく必要があります。

信頼している人が誰もいない状況など、子どもにとって不安な状況下で実施するのは適していません。実施の一番の目的は、「ここにきてよかった」と子ども自身が思えることです。子どもにとって過去は変えられないけれど、未来は自分の力で変えていくことができるという自信につながります。自分がどのような赤ちゃんであったかは、アルバムや家族が語ってくれるからこそ分かることです。写真や語りがなければ分からないままで、これらを埋めるために乳児院でのアルバム作りは大きな役割と価値があります。乳児院は生まれて間もない自分にとって、自分がどのような赤ちゃんだったかを語れる良い材料を持っています。それが分かるような五感(見る・聞く・触る・におう・味わう)に訴えるアルバムを作って欲しいと思います。子どもが開いて五感で感じた時に、子どもが生きる力を得たことになるのではないのでしょうか。

理論的背景として…

対象の子どもをしっかりとアセスメントしてそれぞれ実施することが大切です。例えば入所間もない時期や、問題行動が出ている時期に実施することは適しておらず、現在抱えている問題などが落ち着いたり解決することが先決です。

日常生活とリンクさせていながら実施します。福祉的援助と心理的援助の協働で実施されるもので、トラウマ治療の土台としての役割を担うこともあります。またトラウマ治療だけではなくアタッチメントや発達にも関わる取り組みで、どのような言葉があれば入所理由が伝わるのかを考え、アイデンティティを築いていけるストーリーを作り上げていく必要があります。

子どもの生まれた事情はその親の個人情報ではありますが、「知る権利」の観点からも必要な情報です。社会的養護における子どもの権利擁護の視点は、実施する時期や状態を見極め、子どもにとって最善の利益に合致しているかという視点も必要です。実施するに至った見立てそのものを記録しておくことも、裁判などになった際にも役に立ちます。LSWはどのような子どもであっても必要で、過去はどのようにできなかったけど、未来は変えていけるという「意見表明権」を支えるものにもなります。

理論的背景として・・・

- ソーシャルワークとケアワークのコラボ
- 福祉的援助と心理的援助のコラボ
- トラウマ治療・アタッチメント・発達
すべて関係する取組み

社会的養護における子どもの権利擁護の実践活動

知る権利, 最善の利益を確保, 意見表明権

ライフストーリーワークを行うと

自分の生い立ちや家族の状況, 家族から離れて暮らさなければならない理由がストンと落ちると, 今ここにいることに納得できます。生まれてきてよかったと思えるきっかけにもなり, 自己肯定感につながります。全部調べてもわからないこともあります, ここまで調べたけど, ここはわからなかったということを伝えることで, 子どもはこれだけ大人が自分のために動いてくれたのだということを理解し, 自分にはそれだけ価値のある人間なのだと理解できます。そのことによって未来を考えていくきっかけになります。

ライフストーリーワークを行うと

- 自分の生い立ちや家族の状況, 家族から離れて暮らさなければならない理由がストンと落ちたら⇒現在ここにいることに納得できる
- ⇒自己肯定感・アイデンティティの確保, 生まれてきてよかったと思える
- ⇒未来について考えられる!

「ライフストーリーブック」の構成

イギリスではみんな作っているという話を聞いたことをきっかけに大阪ライフストーリー研究会を立ち上げ, ライフストーリーブック日本

版を作りました。特徴として「過去・未来・現在」が全部入っています。現在はこのブックの様式をそのまま使わず, 白い紙をバインダーに入れていく, 自由に作るような様式にしています。例えば, 6の「わたしの考えと気持ち」のところは気持ちの表現を扱っています。

「ライフストーリーブック」の構成

- 目次
- 1 わたしについて知っていること
- 2 わたしの健康
- 3 わたしの生まれた家族
- 4 生みの親と家族に連絡をとる
- 5 地図と移動
- 6 わたしの考えと気持ち
- 7 特別な思い出
- 8 今のわたしについて
- 9 わたしの学校
- 10 わたしとわたしのからだ
- 11 わたしの生まれたところと今住んでいるところ
- 12 わたしのある1週間の生活
- 13 未来

ブックの内容：例えば

LSW をきっかけにして過去のことを思い出してショックを受けたり怖さを感じたりすることもあります。このようなことも想定して最初に気持ちを発散できる準備をしておく必要があります。深呼吸や心理教育, どのようなことでもよいです。紙を破るとか歌うとか, 自分が落ち着く方法を知っていく必要があります。どのような感情を抱いても自由です。親に対して憎い気持ちを持つことも自由です。いろいろな感情を出してもよいということを保障します。感情の盾のワークもやることがあります。(紙に十字を書き)4つに割って, 親に似ているところ, ちょっと嫌いなところ, などと書いていきます。年齢が大きな子であれば, より感情の表現の言葉を書いていく中で, いろいろな気持ちがあってよいということを共有していくことが大切になります。

ブックの内容；例えば

6 わたしの考えと気持ち

わたしのしていること；

- わたしが調子のいい時にしているのは、どんなこと？
- わたしが調子の悪い時にしているのは、どんなこと？
- 腹が立つのは、どんなこと？
- 腹が立った時、あなたはどうしているの？
- いい気分になるのは、どんなこと？
- いい気分になった時、どんなことをしているの？
- 悲しい気持ちになるのは、どんなこと？
- 悲しい気持ちになった時、どうしてきたの？
- 他にどんな気持ちを感じているのかな？

気持ちについて
考え・表現
する安心に
つながる

子どもが感情について語れるようになるための援助

乳幼児であっても性格があります。あまり音楽に反応しない子や、音楽が好きな子もそれぞれ個性があります。LSW を実施する中で、声掛けを好きなものを通して掛けてもらえると、心のこもったものになります。否定的な感情を持ってよいと伝えることは LSW の中でも実施しています。

子どもが感情について語れるようになるための援助

- 「子どもには、よい/わるい、幸せ/悲しい、肯定的/否定的な感情があるということをあなたは初めからしっかりと気づいている必要」
- 「あなたの大好きな色は何色？
あなたが嫌いなのはどの色？」
- 気持ちの表現に興味を持つ
- 否定的な・肯定的な ことを言うことに慣れる
- 絵を用いて自分の気持ちを話せるようになる



「こんにちは」と「さようなら」

施設に来た日を大事にしてほしいです。ここに来て、「こんにちは」をして、前のところでしっかりと「さようなら」をしたかどうか大事になります。入所当時の写真や、こんな風に抱っこされてたねとか、その日の天気とか、食べたおやつとかも伝わるようにしていきます。乳児院での1ページ目がどのような中で始まったのかを大切にします。児童養護施設も同じで

す。「なぜ施設を移動するのか」ということを、自分が厄介者だからではないということを年齢に関係なく赤ちゃんでも語り掛けることが大事です。声を掛けたことも記録に残しておくことが大事です。「こんな声掛けをされてきた」ということを、例えばアルバムの隅に書いたり吹き出しにしたりすることで、後から子どもが見て分かるようにしておくといいです。

こんにちは と さようなら



○乳児院に来た日のこと

- 誰と来た？どんな服で？雨が降っていた
- どんなおやつを食べた？
- どんな遊びをした？(記録と写真を残す)

○移動する日

- なぜ移動するのか？(説明)誰と移動する？
- 車で？電車で？

イギリスから学ぶ

LSW は、「私って誰？」「どうしてここにいるの？」「これからどうなるの？」という3つの疑問に話し合う場を提供することです。やみくもに生い立ちに触れていくのではなく、施設全体の合意を経た上で実施していくことが重要になります。施設長自身・チーム全体が、子どもにとって必要だという価値観を共有することが必要です。

また児童相談所との連携も必須です。LSW を行うことでケースワーク自体も動くことが多くあります。実施に向けた計画会議を行い、仮に問題行動が出た時にどのような対応をしていくかなども話し合います。「1, 2 回告知して終わり」の形は、私たちは LSW ではないと考えています。日本では「LSW」の名称は広がってきていますが、実践内容はバラバラという事態がおこっています。

「事実+感情」も含めて実施します。子ども

自身が乗り越えていく力、回復力（レジリエンス）を持っていることを皆さんが信じられないと LSW はできません。子どもの力を信じると子どものレジリエンスが出てきます。

イギリスから学ぶ

- 私って誰？
- 私はどうしてここにいるの？
- これからどうなるの？



イギリスから学ぶ

- LSW計画会議
- 子どもとの遊びを通して信頼関係
- 事実+感情も含める
- レジリエンス(回復力)—自分のことを知れば知るほど自分の人生を自分のものにできる

ライフストーリーワークはなぜ必要か

法的根拠としては、国連で採択され、日本も批准している『児童の権利に関する条約』では、第7条で、子どもは誰でも「出自を知る権利」を持っていて、それが確保されない時は国がこの権利の実現を確保するとしています。また、第8条では、子どもは誰でも、家族関係を含む身元関係事項について知る権利を持っており、同じく、確保されない時は国がこの権利の実現を確保するとしています。これは、自分はどこから来たのか、祖父や祖母は誰なのかといった、子どもが自分のジェノグラムが書けるのかにつながります。

また、児童福祉法（2016年改正）では、第1

条に「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、（中略）（その他の児童の）福祉を等しく保障される権利を有する」と規定していますので、先に述べた、児童の権利に関する条約の7条8条の内容も、児童福祉法の立場からもこの権利は護らねばならないものと解釈できます。

- ・児童養護施設運営指針（2012年）を見ますと、その1・その2にLSWの実施の必要性が書かれており、里親の養育指針や児童心理治療施設運営指針にもほとんど同じく、LSWの実施の根拠が説明されています。

ライフストーリーワークはなぜ必要か

● 法的根拠として

● 児童の権利に関する条約第7条

- 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

子どもの出自を知る権利の擁護活動＝LSW

法的根拠つづき

● 児童の権利に関する条約第8条

- 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
- 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

ジェノグラムが書けるか

児童福祉法 2016年改正

- 第1条に「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と規定している！

児童養護施設運営指針(2012. 3)に入った内容 その1

● 第Ⅰ部 総論 5. 養育のあり方の基本 (2) 養育のいとなみ

- ・社会的養護のもとで養育される子どもにとって、その子にまつわる事実は、その多くが重く、困難を伴うものである。しかし、**子どもが未来に向かって歩んでいくためには、自身の過去を受け入れ、自己の物語を形成することが極めて重要な課題である。**



児童養護施設運営指針(2012. 3)に入った内容 その2

● 第Ⅱ部 各論 4. 権利擁護

③子どもの発達に応じて、**子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせる。**

- ・子どもが自己の生い立ちを知ることは、自己形成の視点から重要であり、子どもの発達等に応じて、**可能な限り事実を伝える。**
- ・家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることも考慮し、**伝え方等は職員会議等で確認し、共有し、また、児童相談所と連携する。**

里親の養育指針や児童心理治療施設運営指針にもほとんど同じ内容が載っています！

● 第Ⅱ部 各論 4. 権利擁護

③子どもの発達に応じて、**子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせる。**

- ・子どもの発達**段階や治療過程**に応じて、可能な限り事実を伝える。
- ・家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることも考慮し、伝え方等は職員会議等で確認し、共有し、また、児童相談所と連携する。



過去が現在にもたらすことについて知ることが必要

子どもの中で、過去が過去になっていないから、現在も夢でうなされたりすることになります。なぜ親から離れなければならなかったのか、ここに来る前にはどのような生活を送っていたのかなど、子ども自身がもやもやしていたり、いらいらしていたりすることもあるでしょう。まず、子どもはこのことを聞いていいのか（だ

めじゃないのか）と思っています。まずはその気持ちを日常生活の中でキャッチする力が職員に必要となります。そのような質問が子どもから出た際に正しい解答を言わなくていいので、まずは気持ちと質問を受け止めることが大切です。

子どもが疑問を持った時に、その子の中でファンタジー（自分が悪い子だから、ここに来たのでは？）を作ってしまうのも子どもの特徴です。そのため生い立ちを点滴のように少しずつ……ということの大切さをイギリスから学びました。少しずつ話をする場を作っていくことが原則です。

過去が現在にもたらすことについて知ることが必要

- なぜ親から離れなければならなかったのか？
- ここに来る前の生活はどうだったのか？
- きょうだいはいいるのか？……いらいら・もやもや……
- このことを聞いていいのか？
- **自分が悪い子だったから、ここに来たのでは？**
……ファンタジー……

生い立ちを 少しずつ(点滴のように)
子どもと話す場を作っていく

ライフストーリーワークの原則

子どもに自尊心を持たせる

子どもが自分の過去について知らないまま、整理ができないままであると嫌な過去は消えません。「どんなに過去が過酷であったと知っても、信頼できる大人がいれば、子どもは乗り越

えることができる」と、職員が思えるかどうか
が大切です。仮に子どもが動揺したとしても、
その動揺を施設職員や里親が受け止めようとい
う姿勢が大切です。事実の評価は子ども自身が
するので、それを支えていくことになります。

子どもに自尊心を持たせる

- 過去について知らない、根なし草
- 嫌な過去、怖い過去のままだと、
未来へ進めない
- 過去は消え去るものではない、整理の必要
- どのような過酷な過去を知っても、**信頼できる大人がいれば**、子どもは乗り越えていける
- しかし、**子どもとの信頼関係**ができてスタート/
大前提・・・子どもの動揺等を施設職員・里親が
受け止めてくれる



事実の評価は子ども自身がする！



ライフストーリーワークの3段階

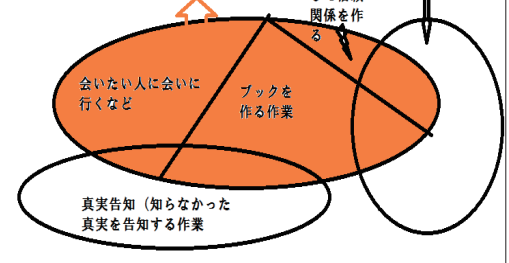
さまざまな技法

- ブックを使う方法
- その他の技法
- ・生まれ育った場所を訪問
- ・家族・親族と接触
- ・かつての担当者に聞く
- ・写真を見る、アルバムを見る
- ・カバーストーリーを作る(子どもとともに他者
に説明するためのストーリーを作る)



ライフストーリーワークの構造 (才村眞理作成)

真実を子どもの人生に組み込む作業＝
ライフストーリーワーク



LSW は、3 段階あります。

〈LSW の視点での日常的な関わり〉

LSW の視点を持って、日常的な関わりをし
たりアルバムを作っておくこと。また、子ども
のライフストーリーにまつわる疑問の声を
キャッチすることなど。

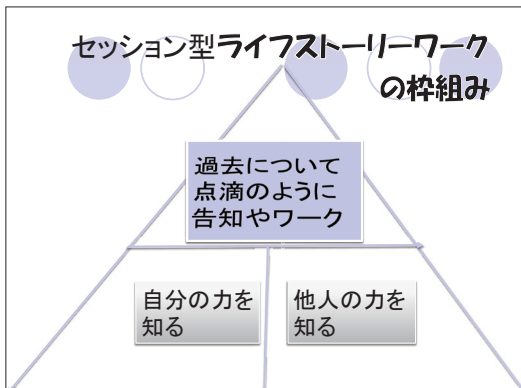
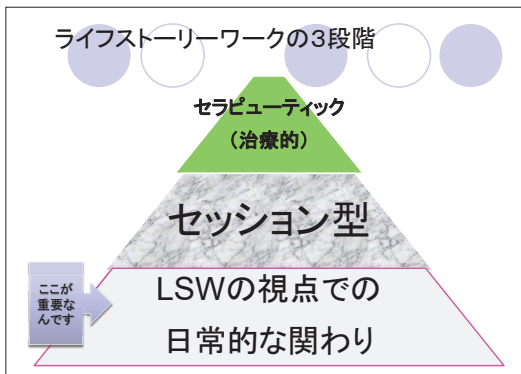
〈セッション型〉

時間と場所を決めて固定した人で行うこと。

〈セラピューティック (治療的)〉

セッション型をセラピーと連動して集中的に
行っていく方法で、まだ日本では十分導入でき
ていない。

セッション型であれ、日常型であれ、LSW
では、まず、子ども自身が自分の力を知る→ス
トレngthsを体感していくことから始めていま
す。そして、他人の力を体感できることも入れ
ています。人に SOS を出せる能力は生きてい
くのに必要です。そのため、ちょっとした他人
の力を体感できるエピソードと共に、他人の力
を伝えることで、未来に子どもが SOS を出せ
るようにします。他の人を頼ってもよいとい
うことを子どもが知っていきます。例えば子ども
が体調不良の時に、職員が夜間に車を出してく
れたなど、身近なエピソードから伝えていきま
す。そして、「自分の力を知る」「他人の力を知
る」ワークを土台に、「過去について点滴のよ
うに告知やワーク」をしていくことが、セッ
ション型 LSW の枠組みと言えるでしょう。



親について

入所理由や生まれた事情の告知では、嘘を伝えてはいけません。真実をもとに、子どもがアイデンティティを築けるストーリーにしていく必要があります。被虐待児だとしても、親は子どもを虐待するために親になったわけではありません。子どもが「自分が悪い子だったから預けられた」といった話にならないように虐待に至った背景や環境要因を調べ、子どもに説明する言葉をしっかり考えることが大事になります。

親について

- 生まれた事情をどのように告知する？
- 入所理由をどのように告知する？
- 実施者は、親についてのストレングスを見出せるか？やむを得ない事情と考えられるか？
- 親を非難しないで告知できるか？

児童福祉法改正

LSW はどのような子どもにも必要です。子ども自身が自分のことについて聞いていいと思えて、大人と話し合うことができてこそ、子どもの知る権利が保障され、2024 年度より始まった「意見聴取等措置」や「意見表明等支援事業」の「意見」が言えるようになるのだと思います。

2024年度より、児童福祉法改正

「意見聴取等措置」の義務化
「意見表明等支援事業」の努力義務

⇒LSWの実施により、子どもが自身のことについて、聞いていいのだと思え、大人と話し合うことができてこそ、子どもの知る権利が保障され、結果、子どもが自分の意見を言うことができるのでは？

親子再構築支援との関係性

子どもにとって親子再構築支援のどのような段階であっても LSW が必要です。

1. 引き取りが可能な事例であれば親を交えて実施することが可能です。これからの家の生活を予想しながらのワークになります。
2. 一定の距離をもって関係構築する親子では、親が「引き取ります」と口では言っても現実には引き取られないことがあります。この場合、引き取りたいという気持ちは真実です。現実的な実行力があるかないかは見立てをしていく必要があります。そして、子どもに親を見立てる力をつけていくことが必要です。
3. 親が行方不明や児童福祉法第 28 条で親の同意なく入所した子どもの場合、この LSW は、親には恵まれなくても、周りの人にこんなに応援されているんだ、ということを示す方法を考える必要があります。

親子再構築支援との関係

1. 引き取りが可能な親子・・・親が参加するLSW
2. 一定の距離をもって関係構築する親子・・・
LSWの場で、子どもが親の状況を客観的に
把握できたら・・・親を見立てる力
3. 行方不明・28条で再構築不可能な親の場合
親は頼れないがサポートしてくれる人たちが
いることを実感

虐待を受けた子のライフストーリーワーク

←例えば

子どもが自身のストレングスを体感できるようにします。その土台を作ってから、どのようなことが、どのような事情で、あなたの人生に起きたのか、を順序立てて知っていけるように援助します。そして、親にも親の事情があったこと知ることができるよう進めます。そうすると、「自分が悪くなかった」と思え、過去が整理され、未来を考えられるようになることにつながります。そして、子どもが親を見立てる力を持てるよう援助していきます。LSWを通してアタッチメントの再構築、未来への意見表明にもつながってほしいと思っています。

虐待を受けた子のLSW←例えば

- 自分にはこんないいところがある、他人を信じてもいいのね⇒過去のバラバラとなった、空白の時間、怖い体験など；どんなことが、どんな事情で、あなたの人生に起こったのかを順序立てて知る⇒自分は悪くなかったと知る＋親にも事情があったと知る⇒ここにすることに納得⇒未来について考えられ、話し合うことができる
- 安心・安全の場の用意 親を見立てる力
- アタッチメントの再構築⇒未来への意見表明

セッション型ライフストーリーワークの例

「現在」から始め、今の生活や自分のことを

知っていくというプロセスが基本的な流れになります。いきなり過去を扱うと、子どもがしんどい思いをする可能性があります。そのため「現在」からスタートします。勉強のこと、友だちのこと、好きなこと、苦手なことなどです。児童養護施設での生活をアルバムで振り返るのもよいでしょう。措置変更で乳児院から移動してきた日のことを振り返ります。児童養護施設での1ページ目をブックを作成しながら確認し、振り返ります。

子どもによってストーリーの構築過程は異なりますが、現在からスタートとすることが多いです。この事例では、週末里親が関わった経緯があるので、そのことを説明する必要があります。「来てくれた人は里親で、実の母親ではない」ということをセッションの初めの時期に伝えたら、生んでくれた母親のことを伝えるのももう少し後のセッションにした方がよいでしょう。なぜなら核心に触れる内容だからです。

乳児院から来た子どもであればアルバムをどのように活かすかも検討しましょう。アルバムがあれば一緒に振り返ることができます。子どもに不安がないようであれば、一緒に乳児院へ行ってみることも必要です。もしここで母の状態や様子を伝える可能性があるなら、そのことをしっかりとアセスメントしてから伝えましょう。子どもは父親母親という言葉は知っていても、自分にも父や母がいるということを知らないこともあります。生命誕生の絵本を使って話をすることもあります。父親と母親の馴れ初めがわかるなら、それを入れ込むこともあります。まず一般的に、赤ちゃんが生まれたら親がしなければならない仕事を一緒に考えてみます。ミルク、お洗濯、おしめ、などの具体的な子どもが育っていくイメージが湧き、いかに子育てが大変かについてわかった上で、母の年齢を伝えていきます。「お母さんは16歳で、子育てを助

けてくれる人もなく、お金もなかったので、安心安全にあなたを育ててくれる乳児院にあなたを託してくれたのよ」と事実を伝えていく中で、親を責めないで説明することができます。そして、あなたのせいではないということをしっかりと伝えます。

セッションのイメージ(8歳ゆみちゃん、0歳の時に乳児院、その後現在の施設へ入所、5歳頃面会に来た里親を母親と思こんでいる、母は16歳で出産、現在は行方不明)

- 1 今の生活一友だちや学校生活のこと、自分の長所短所を知るなど
- 2 今の施設に**来た日**のこと、その後、5歳の頃の里親の記憶について話す
- 里親宅の記憶について話す、お母さんではない
- 3 **ここに来る前**の乳児院のこと
- 乳児院を訪問、お母さんが面会に来ていたことを聞く

つづき

- 誕生からここに来るまでの **ものがたり**
- 生命誕生の絵本、お母さんとお父さんが出会って、ゆみちゃんが生まれた…父母と一緒に暮らせなくて、お母さんが一人であなただを産
- 実母が育てられなかった理由の説明「お母さんは16歳であなただを産、助けてくれる人もなく、お金もなく、安心できる赤ちゃんのお家に預けてくれたのよ」含められたら…あなたのせいでないよ

移動の変遷

生まれた産院（これは無理な場合もあります）や乳児院と一緒に訪ねていきます。この子の人生を線路と駅にして描くことができるようにします。その時の様子や気持ちも書き入れます。単に真実の告知ではなく、子どもの「現在・過去・現在・未来」をつなぐワークです。その後の養育者がセッション型LSWを実施できなくても、乳児院からきたアルバムがあれば、それを引き継がれますし、足跡をつなげられるものを児童養護施設・里親に引き継ぐ必要があります。乳児院から次の場所に移動の際、その先の場所でLSWを続けていくことができる

ように、その土台作りを乳児院でしていくことが大切になります。重篤なケースであればあるほど親の引き取りは難しくなるため、社会的自立を見越した内容を引き継いでいくことが大事です。セッションの最後は「未来」を扱います。未来の自分について、子どもが話す場となるよう、支援していきます。

LSWには、ブックを使う方法や、ブックを作成していく方法以外に生まれ育った場所を訪問したり、家族・親族と接触したり、アルバムを見たりして気持ちの共有をするなど、さまざまな技法があります。

つづき

4. 移動の変遷

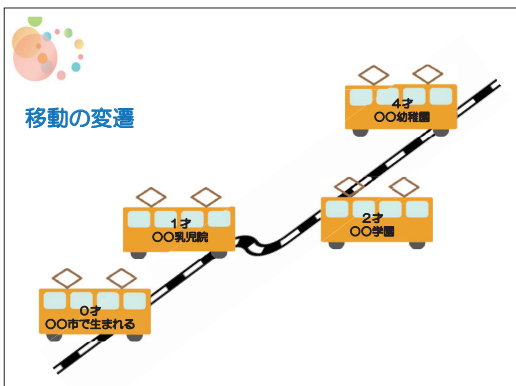
一生まれた産院・乳児院と一緒に訪ねる。

線路と駅でこれまでの人生を描く

* 乳児院で準備(写真、記録、遊んでいたおもちゃ・遊具、当時を知っている職員が望ましいが、入所した日の様子、どんな赤ちゃんだったのか、実母との面会状況などを話す準備、室内を案内の準備、ここへ来てよかったと思える情報など)

一ふりかえりのセッション

5. 未来—未来の自分について話す機会



このようなコラージュでライフストーリーを表現する方法も...



ライフストーリーワークの構造

LSW の構造とは、才村の私見ですが、真実を子どもの人生に組み込む作業であり、それには、遊びを通して信頼関係を作る、会いたい人に会いに行く、ブックを作る作業をするなどのプロセスがあります。心理療法そのものではありませんが、気持ちを話せるよう援助していくなど心理的アプローチは欠かせませんし、また、何より、知らなかった真実を告知する作業を伴うこともあります。それは全体の中のほんの一部を占めているにすぎません。

以上、LSW について説明してきましたが、LSW は「単に真実の告知ではなく、子どもの現在から始まって、過去について少しずつ振り返り、現在に戻ってきて、最後は未来について子ども自身が話してみるという一連の流れであり、現在－過去－未来をつなぐワークと言えるでしょう。

* 単に真実の告知ではなく、子どもの
現在・過去・現在・未来をつなぐワーク



※以下は、講義の間に入れたワーク内容です。

○ワーク 1 4つのボックス

・「名前と由来」「好きな食べ物」「今日の元気度 (1-10) その理由」「ほっとできること・ところ・もの」(時間があったら絵も描いてみる) 以上、4つの箱に自身を自己紹介する内容を書き、2人一組で自己紹介をするワーク。

〈感想〉

- ・好きな食べ物の話など、共通点があると盛り上がった。
- ・落ち着くところで家と答えられた人が多かった。みんな元気いっぱいだった。
- ・自分の認識で元気度は変わる。睡眠不足とかで変わる。

〈才村よりのコメント〉

LSW で、セッションを始める時に、子ども、実施者、ケアの担当者の3人で、このワークを実施することができる。子どもは名前の由来を知らないで、自分の「名前の感想」にする。LSW では大人も少しこれにより自己開示することになる。子どもが対等な感じを少し持てばよい。

○ワーク 2 おゆきの物語¹

物語を読んで、どの人が一番悪い人か順番をつけ、その理由も書くワーク

これは自己覚知のワークであり、グループ数が10人くらいだとそれぞれの良い人悪い人の評価基準が違い、それぞれの価値感が自己覚知できるワークとなっている。

〈実施後の感想〉

- ・おもしろいぐらいにみんな違って、理由そ

1 才村真理・大阪ライフストーリー研究会編著『今から学ぼう! ライフストーリーワーク——施設や里親宅で暮らす子どもたちと行う実践マニュアル——』(福村出版, 2016, p. 122)

れぞれに納得できる。自分の持っている何に価値を持っているかが暴かれる。何を罪と重くとらえているかがわかる。

- ・違っていてもおもしろい。5人の登場人物の評価がそれぞれ違っていて、何が許せないかで分かれた。家族構成や成育歴によって変わってくる。男女・年代によって変わる。

〈才村よりのコメント〉

- ・同じような職場の人間でもこんなに評価に違いが出た。それぞれ、ご自身の価値感、何に自分は反応するのか、例えば、性にとっても敏感な人、暴力に反応する人など、ご自身で自己覚知してほしい。自己覚知ができると、施設に子どもを預けている人の何に自分は許せない感覚が起こるのかなど、自己覚知をしておくことは日ごろのケースワークに重要だ。そして、子どもの親のアセスメントする際にも親と関わる際にも、LSWで親子の歴史を扱う際にも、この自己覚知を役立ててほしい。

本論は2024年9月12日（木）に社会福祉法人 真生会が開催したタウンミーティングの講演録をもとにしたものである。

【実践現場の声】

措置の中で置き去りにされる 子どもの「声」とともに在りたい

高木眞裕*

はじめに

—— 児童心理司に抱いていた希望

私は大学進学を機に上京し心理学を学び始めました。当初はどちらかと言えば実験系の内容に興味関心があったのですが、とある授業にて実際のカウンセリングの事例を用いながら臨床を学ぶ機会があり、人と人とが関わりを持つことでこんな変化が起きるものなのかと衝撃を受けました。元来から人の役に立つ仕事がしたいという思いがあったので、この授業を機に大学院に進学し本格的に心理臨床を学んでいこうと決めました。大学院では色々な実習がありましたが、中でも特に印象に残っているのは乳児院におけるフィールドワークでした。生後間もない赤ちゃんが泣くことで様々な意思表示をしていること、それを大人がびったり合った形で受け止めて照り返していくことで赤ちゃんが発達していくこと、現場の中に入って今まさに生じている事象を取り上げながらアタッチメントの勉強をさせていただいた時間は私にとってかけ

がえのないものになりました。その後、大学院を卒業し、縁があって地元である福井県に戻ってきました。大学院で学んだことが生かせる場所で子どもを対象にした心理職になりたいという思いがあったので、配属先が児童相談所の児童心理司と決まったときにはそれが叶うととても嬉しく思ったものでした。児童相談所という場所に対しては虐待対応というイメージがあったため、アタッチメントの視点が重要だと感じていました。子どもが発する言葉や言葉に留まらない多様な表現に寄り添い、私にできる精一杯で子どもの安定した育ちを育んでいく営みに貢献したいと思っていました。そして、子どもと一緒に未来の道を見つけて進んでいく臨床家を目指して入職しました。

しかし、児童相談所の現場を本当の意味で理解したのは自分が実際に一職員になってからで、心理士の卵からかえったばかりの私にとっては打ちのめされることばかりでした。児童心理司となってから5年目が終わろうとしています、当時の経験を振り返ってみたいと思います。

* 福井県嶺南振興局敦賀児童相談所

児童相談所の人材不足の現状

近年の児童相談所は、児童虐待の増加に伴い、児童虐待防止対策に係る業務の比重が高くなっています。それに伴い急速に人材確保を進めてきており、今後も更なる人材確保が課題となっています（こども家庭庁，2024a, 2024b, 2024c）。経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高く、児童相談所経験がない所長が一定の割合いると言われています。心理的な負担も大きいため、心身の不調や業務上の悩み・不満で退職する者が多くを占めています。指導的立場を担う職員を求める声もありますが、スーパーヴァイズ経験が浅く業務過多で、こちらも人材確保や資質向上が難しい状況です。

福井県も例外ではなく、近年児童相談所職員の増員をはかっていますが、経験の少ない若手がすぐに現場に出ていかなければならない現状があります。さらに、経験が浅いま次の若手の育成を行わなければならぬ現状もあります。異動だけではなく突発的に発生する人材不足によって担当するケースが変更することも少なくはありません。子どもや保護者と安定した関係性を築くこと、継続していくことが簡単ではない実情が、児童相談所の人材確保や人材育成体制によっても起こっている点は、大きな課題であると思われます。

児童心理司の専門性にまつわる葛藤

現在私が務める児童心理司とは、心理に関する専門的な知識と技術を必要とする児童相談所の専門職です。子どもや保護者等からの相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって、子どもや保護者等に対する心理診断、心理療法、カウンセリング、助言指導等を行うことが法律で求められています。実際の日々の業務は、子どもの緊急時、一時保護時、在宅援助時、措置後のアフターケアの各時点で変わってきます。

例えば、通告を受ける等の緊急時には、子どものもとに赴いて状態像を行動観察し、一時保護の適否に係る情報収集や意見聴取を行います。一方、在宅援助においては、家庭訪問によって経過観察をしたり、通所によって子どもに対する心理療法や保護者に対する子どもへの関わり方の助言を実施したりする等ケアの色合いが強くなります。

面接と言ってもその主訴や状況によりスタイルは様々で、面接自体が突発的、不定期に設定されることも珍しくありません。子どもに安心を与えることと実際の事態が動くテンポとの落差がある中で、心理的な側面を扱う難しさがあります。また、「心理職」と聞くと想像されやすいいわゆるカウンセリングを行う個人面接よりもむしろ、アセスメントを行う機会の方が業務の多くを占めます。会議への参加等によって他職種や関係機関にアセスメントを共有しながら、物理的にも心理的にも連携の調整を行うといった役割を求められます。これほどまで柔軟な場面で関わりを持ち、他職種に意見していく機会に直面したことは初めてで、大学院までに培ってきたはずの心理士としての技術では歯が立たない現実途方に迷いました。

たとえ周囲から「心理職」としてのニーズがあっても、職場において自分が期待されている役割とのギャップを感じることもありました。児童相談所ではケースの担当者に児童心理司がつかず児童福祉司のみでの対応となることがあります。それは例えば、乳児や重篤な障がいがある児童等言葉での面接が不可能であるケースの場合や、非行や精神症状の程度が強く深く介入するのは困難だろうと想定されているケースの場合等、心理療法が通用しないと考えられるようなケースで起こる傾向にあります。しかし、このような状況ほど、精神病理の専門知識や子どもの状態の観察から意味を紡ぐ専門性が

必要となります。福祉司の割合の方が多い職場において、自身の未熟さも相まって「心理職」として自身が行いたいと希望する心理支援の理解を得られず、意見を取り合ってもらえない、専門性が発揮できないと感じて葛藤することがありました。

また、子どもたちと関わっていく中で、彼らが抱えている背景の重さを知ったときにはショックを受けました。子どもたちの傷つきを想像しきれていない自分に気づいて憤り、子どもたちにとっての「当たり前」「普通」を理解していくことから始めなければケアの役割が務まらない状況に焦燥感を抱きました。児童相談所の支援が短期間であることも私の不安につながっていたと思います。子どもたちの予後想像することが難しく、どこをゴールとして目標設定していけばよいのか、子どもだけでなく家族全体をどう見ていけばいいのか、ひいてはこの社会においてどう生きていくのか、ケースに対する包括的な支援をしていくことの難しさを痛感しました。

こうした難しさがありながら、児童心理司は任用資格であるため、臨床心理士や公認心理師といった資格が必須ではありません。児童心理司に共通しているのは、大学等で心理学を専修する学科等を修めて卒業していることに留まります。講義による知識だけでは、児童相談所で出会う複雑なケースの理解やマネジメントはあまりに難しいものです。資格取得者の場合、主に大学院のカリキュラムの中で、実践のトレーニングを積んでいます。それで十分というわけにはいきませんが、様々な事情を抱えたクライアントに出会った経験を持ち、「臨床」を生身で理解する機会を持っていることは、現場で専門性を持って対応を検討していく上で大きな意味があるだろうと思います。

大学院時代までには経験できない業務内容を

実践していくこと、心理士としてのアイデンティティがゆらぎやすい現場であること、新人のうちから重篤なケースを扱い高い専門性が求められること。私はこれらに危機感を覚え、とにかくスーパーヴィジョンを受けたいと思いました。しかし、福井県に戻ってきたばかりでそうしたつながりもなく、まずは職場で先輩の児童心理司に状況を尋ねることにしました。ところが、ケースの検討は担当の児童福祉司と行うのが基本であり、処遇や方針に関わる困難な状況に陥った場合には上席に相談を持ち掛けるようでした。大学院の頃に学んだような、クライアントとの関係性や面接に関する直接的な指導を受けることでケースを理解し、心理職としての専門性を高める場となるスーパーヴィジョンを、日々の業務の中では確保することが難しいように感じました。次に所内の研修の状況を確認しました。福井県では心理を専門とした外部講師を招いて担当者や関係者ととともに事例検討を行う研修が年に3回あることが分かりました。これが私の探していたスーパーヴィジョンだと思いましたが、自分が1年のうちに一度でも発表者になれるかどうかの頻度です。この機会だけでは到底間に合わないと思いました。一方児童福祉司には、全員を対象とした任用後研修があることが分かりました。また、児童福祉司として3年以上勤務した者（3年未満であっても職務の行うことが期待される者）に対しては児童福祉司スーパーヴァイザー研修が受けられることになっているようでした。

学部の心理学を学んだだけでは、こうした危機感を抱き、状況をカバーする体制をどう整えるかさえも分からないと感じました。児童心理司の業務は高い専門性を要すると思われますが、それを担保する仕組みは作られていないと感じました。児童心理司として勤めることになった者は、児童相談所という過酷な現場においてど

のように自分の活動を組み立て、役割を果たしていけばいいのでしょうか。職種の専門性が生きる体制作りと、安全にキャリアを重ねていく仕組み作りが、児童相談所の課題として残っているように感じています。

事例から¹

私がこうした児童心理司の立場に関する課題を痛感し、一方でこの状況でも踏みとどまる覚悟を決めた中学生 A さんとのケースを紹介します。

A さんは母子家庭で、きょうだいと生活をしていましたが、心理的虐待を主訴に一時保護されました。一時保護期間中の 2 週間、2～3 日に 1 度程度の頻度で A さんとの面接が実施されることになりました。A さんは初対面時、私への緊張も不安もなくあっけらかんとした態度でした。机の上に突っ伏しながら顔を上げて、私と視線だけを合わせ、「毎日じゃないけど突然ガオーガオーって現れるの。おうち是不気味で雷が鳴りそう。頑張って怒られるんだ」と遊ぶような口調で訴えました。その言動から、私は A さんの体験している“本来家庭にあるはずの機能が存在せず、安心しきれない不安定な日常”を感じました。その後のプレイセラピーで、A さんは毎回“家”を作り、実際の家での様子をぼつぼつと語りながら戦う物語を展開していました。当初 A さんは外傷がないため重篤な虐待を受ける可能性は否定され、本人も家に帰りたい意思がありました。それでも、プレイセラピーでの様子からは母子の関係による影響は見られており、支援方針を改めて検討したいと考えていました。しかし、子どもの言葉に表された意向が重要視される児童相談所において、

新人の私の抽象表現の理解から懸念を訴える自信はありませんでした。担当の児童福祉司は腑に落ちないながらも私が必死に訴える姿を見て、児童心理司としての意見を尊重してくれました。学部で学ぶ心理学の知識だけではこの抽象表現を理解する知識は得られません。また、児童福祉司の専門性がカバーしている内容も異なります。こうした現状を鑑みれば、一時保護された子どもの体験を支援につなげられる体制は十分に確保されているとは言えないと感じました。

その後 A さんは一時保護解除となり、家庭に復帰しました。A さんは私に「やったー!」とハイタッチをして「私は家族のことが好きだけど、先生と遊ぶの楽しかったからこれからもいいよ」と言って帰宅しました。担当の児童福祉司と相談し、母子ともに隔週で来所にて並行面接を行っていく形で、心理の見立てが反映された支援計画を立てることができました。母親は児童相談所に対して低姿勢で、プレイセラピーに対しての理解を示し、母子ともに児童相談所との関係を前向きに受け入れてくれました。

ところが、面接予定日当日に母親から連絡があり、母子での来所が困難になったため、A のみを家庭訪問や学校訪問で対応してもらえないかと求められました。担当の児童福祉司と私は通所での面接の日程再調整を提案しましたが、母親は A が面接を楽しみにしているという理由で断りました。次の面接から、母親は面接を直前でキャンセルするようになり代わりに予定ではない日に突然来所するようになりました。全く面接ができなくなったわけではありませんでしたが、予期せぬ事態として面接が発生するので、A さんが面接内にて私に約束をしてきてもそれが果たせなくなるようになりました。私は、A さんとセラピストである私の関係性が脅かされているような感覚を抱きました。良いセラピーができたと思ったときほど次にはキャン

1 本事例を扱うにあたり、所属機関の承認を得ています。事例は個人が特定されないよう、差し支えない範囲で内容に変更を加えています。

セルの連絡がくるのが常でした。突然来所して「Aが行きたいって言うから連れてきた」と満足そうに語る母親に憤りを感じることもありました。想像していた以上に母親は手ごわく、無力感に陥る自分に危機感を抱いた私は、この状況を担当の児童福祉司と相談することにしました。児童福祉司もこうした母親とほとんど面接できておらず、キャンセルの電話でようやく母親と話ができる状態でした。これまで児童福祉司は、児童相談所に対する母親の態度は好意的だと判断し、積極的にセラピーの枠組みを確保しようとしてくれていました。しかしこの時点で、面接を継続しない方が良く私が説得されるようになっていました。スーパーヴァイズを受けられないという状況は、こうした異なる専門性を持った者同士のチームが目の前の状況に翻弄され判断に困った際、ケース全体を見渡して助言してくれる存在がいない、ということです。

本ケースの場合は、幸いにも、仕切り直しの場が設定され、再度母親に対して支援計画の中での現在の面接の目的を説明し、母親の意向を確認することになりました。母親は私たちの説明を聞くとため息をつき「私も、Aも、“児相”と関わりたくないんですよ」と言いました。その後、面接に来たAさんは「せっかくこれをしようと思っていたのに！」と面接が続かないことについて私に怒りをぶつけました。私はAさんと面接の在り方について取り扱おうと、作戦を立てようと投げかけました。Aさんは私の提案を受け入れながらも、「でもいいんだ。ママがきつとダメダメって言うよ。雷落ちる」と笑いました。

たとえ関係性により子どもへの影響が懸念されていたとしても、母子にとって児童相談所は自分たちを引き離れた当事者であり、毎回の面接は、母子にとっては再分離の可能性を捨てき

れないものだということに思い至っていませんでした。当時の私は、目の前の子どもの表現を重視し、児童相談所が当事者に与えている影響に思い至らず、保護者や関係者と子どもを最優先にした共同作業ができる現場であると考えていました。しかし現実には、子どもの思いが置き去りにされているからこそ児童相談所が関わっているのであり、思い描いている「協働」は、そう簡単には実現しないのでした。

こうして、ケースを通してこの母親と子の思いをどう捉えるか考えられるようになってきた一方で、具体的にどう面接を進めていくべきか方向性が分からなくなっていました。そこで、心理職の上司に相談したところ、「母親との交渉内容ではなく、交渉自体を取り扱うことだってできる。母親と児童相談所で綱を引っ張り合うのではなく、母親が綱を引っ張ってきたらあえてその力に乗ってあげて意味を見出すことが心理としてできることだと思う」と助言をもらいました。この言葉で、Aさんの悲しみや無力感を一緒に見届けていこうという覚悟が決まりました。母親の希望を尊重しながら面接を設定していくことでケースを途切れさせないことがAさんにとって最も良いのではないかという結論に至りました。

その後は、こちらが特定の日時を確保し、来るかどうかは母親に委ねるよう呼びかけました。すると、キャンセルする日もありながら母親は確実に連絡をくれるようになり、次第に毎週継続的な面接が実現していました。担当の児童福祉司からは、母親は児童相談所を以前より頼る発言があり、プレイセラピーのことを話題に挙げるようになったと聞きました。母親の思いをどう扱うか定まったことで、ようやく安定したセラピーが実現するようになりました。想像もしていなかった展開になりましたが、ここまで来て初めて、私は児童心理司としての最初の一

歩を踏み出せたような気がしました。

事例を通して学んだこと

私は、児童心理司という職業はもっと子どもに寄り添ってセラピーができると思っていました。今となつては、大学院の学内実習等で実現していたそのような環境がいかに恵まれ、整えられた環境であったか、よく理解できます。ですが、このケースに出会った当初は、枠組みの守られなさやスーパーヴァイズ体制が確保できない状況、自身の専門性とは何かといった様々な葛藤に、子どもに寄り添う臨床心理士でありたいと思う自分のアイデンティティさえもゆらいでいました。同時に、ここで出会う子どもたちは変化を望みながらも一緒に過ごす家族を背負って毎日を生きている現実、ようやく向かい合う準備ができました。

子どもたちは自分の家族とともに生きていくのですから、その環境の中で自分たちは何ができるか、何が子どもの最善の利益につながるのか、考えなければなりません。児童心理司としては、子どもの言動全てに耳を澄ませ、心の代弁者になることができると思いました。

そして、児童相談所でできないこと、児童心理司という立場ではできないことを理解する力も必要だと考えられるようになりました。その上で、児童相談所という組織やクライアントが生活する環境を念頭に置いて、受けとめたクライアントのニーズをどう扱うか、他職種とともに検討し、選択していけることが望ましいと思います。臨床心理学をバックグラウンドとする有資格者として、「枠」の重要性を知っていても、それが通用しない現場は少なくありません。児童相談所はその一つですが、有資格である児童心理司として、子どもが再演する日常を汲み取って家庭を理解し、その上で子どもを中心とした支援につなげていけるよう自分にできるこ

とからやっっていこうと思っています。

まとめ

そうは言ってもまだまだ、親子の関係性を扱う現場であるケースの対応や、見立てを共有して方針を検討していく処遇決定において「心理職」がない場合があることは、僭越ながら児童相談所における課題であるかも知れないと感じています。家庭にとってある一時、指導する立場として関わる児童相談所で児童心理司としてできることを考えると、「心理職」はどこか置いてきぼりにされてしまうと、今でも感じます。しかし、思いが置き去りにされてしまっている生活を送る子どもたちの健やかな育ちを長く保障するためには、児童心理司自身がこうした葛藤について扱っていくことも大切なのではないでしょうか。新人だった私は、こうした葛藤に出会った時に、自分の担当の子どもたちのことを考えて歯を食いしばってきたように思います。私がこれに押しつぶされてしまったら誰があの子のことを伝えるのかと、がむしゃらに走ってきました。まずは児童相談所における子どもの措置が判断される機会に児童心理司がその場にいること、目には見えない心がある場所を探して信じ続けていくこと、そして、「心理職」として居られるようにしていけるよう考えていくことが、関わる子どもたちや家族を理解しすくい上げていくことにつながるのではないかと信じています。

▶文献

- こども家庭庁 (2024a). 令和4年度児童虐待相談対応件数 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/b45f9c53/20240926_policies_jidougyakutai_26.pdf (閲覧日: 2024.11.1).
- こども家庭庁 (2024b). 社会的養育の推進に向けて

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/bd79fb76/20250228_policies_shakai-teki-yougo_125.pdf (閲覧日：2024.11.7).

こども家庭庁 (2024c). 児童福祉司等の児童相談所の人材確保・育成・定着 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8267a354-6862-442d-8c7f-51a1ba1cd0fd/566c4125/20241225_councils_shingikai_gyakutai_boushi_8267a354_02.pdf (閲覧日：2024.10.25).

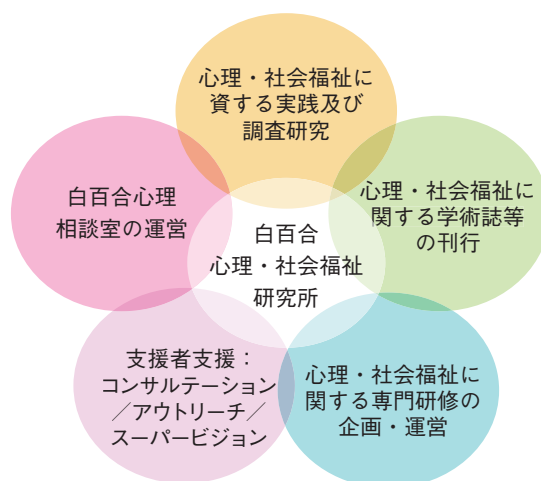
白百合心理・社会福祉研究所 令和 6 (2024) 年度活動報告

白百合心理・社会福祉研究所（以下、研究所）は、平成 31 年度以降、「心理・社会福祉に資する実践及び調査研究」「心理相談室の運営」「支援者支援」「心理・社会福祉に関する学術誌等の刊行」「心理・社会福祉に関する専門研修の企画・運営」主要な 5 つの活動を中心に運営されている。

以下、各項目の今年度の活動を報告する。

I. 心理・社会福祉に資する実践及び調査研究

令和 6 年度、研究所では 6 つの研究プロジェクトが進行している。各プロジェクトの進行状況は、下記の通りである。



白百合心理・社会福祉研究所の運営

(1) 愛着形成過程の縦断的観察

本プロジェクトでは、生後 3 か月までに入所した子どもの愛着形成の様相の縦断的観察を行い、生後 14 か月になった時点での愛着パターンを調査し、乳児院の子どもの愛着形成の実態を把握し、支援法を模索している。

開始から令和 6 年度までに累計して 11 ケースの SSP (Strange Situation Procedure: ストレンジシチュエーション法) が完了した。令和 6 年度は 6 ケースの縦断的観察を実施し、そのうち 1 ケースが SSP の実施に至った。なお、1 ケースは家庭引き取りにより SSP 実施には至らずに終結し、2 ケースは、里親委託に向けた交流を開始した。

これまでの成果を、青木研究所所長（以下、所長）が International Attachment Conference（7月フランスにて開催）で発表した（Aoki, K., & Kondo-Ikemura, K., The First Strange Situation Procedure Report of Japanese Infants Reared in Baby-home after Birth.）。

（2）乳児院における入所児アセスメント法の開発

本プロジェクトは、生後12か月以上の子どもが入所した直後の、他者との関係構築の能力をアセスメントし、養育者との関係性支援に生かす方法を検討している。令和6年度は、施設内のデータ収集を3件行った。これまでの成果は、昨年度に引き続き近藤氏のリーダーシップのもととりまとめ、International Attachment Conference（7月フランスにて開催）にて発表した（Kondo-Ikemura, K., & Aoki, K., Development of Maltreated Infants Rescued at 12-18 months old in the Baby-home in Japan.）。

（3）母子生活支援施設における多分野協働カンファレンス方法の開発

当法人母子生活支援施設白百合パークハイムでは、毎月1回多分野協働のケースカンファレンスを実施されている。カンファレンス内容を充実させ支援の質向上を目的に、ファシリテーターが研究所と協働し、資料フォーマットの改善、実施前後の発表者との打合せや振り返りといった構造の改善を行ってきた。今年度は、資料フォーマットの第1次改変後の影響を職員へインタビューによって調査し、その結果をその後の改善に反映させた。この成果は本誌『子どもの福祉と心理 Vol. 2』（古賀美由紀・麻田萌、多分野協働カンファレンスにおけるケース支援への気づき促進をめぐる考察）にて報告した。

（4）乳児院におけるビデオフィードバックカンファレンス方法の活用

当法人乳児院白百合ベビーホームでは、養育者や家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員らと子どものアタッチメントの育ちを共に見守る体制を構築するため、ビデオを用いたカンファレンスを、様々な場面で活用してきた。

今年度は、入所後カンファレンスを4ケース、育ちの振り返りを4ケース、計7ケースのビデオフィードバックカンファレンスを行った。また、昨年度より養育ケア会議においても、所長の提案により、子どもの育ち、ケースの状況等の検討のためにビデオを活用するようにした。（表I-1）

（5）乳児保育における表現（アート・読み聞かせ・ダンス）促進

子どもの興味関心・経験の幅を広げる保育環境の構築を目的に、様々な子どもの表現プログラムを取り入れている。

令和6年度は、アートプログラムを11回（12月のアートプログラムは講師の体調不良等で中止）、おはなしの会を11回（8月のおはなしの会は台風のため中止）、ダンスプログラムを11回（9月のダンスプログラムは講師の体調不良等のため中止）実施した。（表I-2）

これらのプログラム講師に保育の質向上委員会で計画した年間遊び計画を伝え、できるだけ普段の遊びとも連携したプログラム構成となるよう講師と連携を図った。また、今後のプログラム改善

表I-1 白百合ベビーホーム カンファレンス実施状況とその内容者

入所後カンファレンス					
No.	日程	対象年齢	参加者人数	カリキュラムへの反映状況	内容
1	7月8日	1歳10か月	7	8月のカリキュラムに反映	入所後2か月時の児の理解と今後の養育及びケースの方針について
2	10月2日	1歳10か月	7	11月のカリキュラムに反映	入所後2か月時の児の理解と今後の養育及びケースの方針について
3	2月10日	1歳10か月	5	2月のカリキュラムに反映	入所後2か月時の児の理解と今後の養育及びケースの方針について
4	3月22日	1歳7か月	6	次年度以降のカリキュラムに反映していく	入所後3か月時の児の理解と今後の養育及びケースの方針について
育ちの振り返り					
1	4月17日	3歳3か月	9	—	退所児の育ちの振り返りと措置変更先への引き継ぎ
2	6月24日	4歳8か月	9	—	退所児の育ちの振り返りと里親への引き継ぎ
3	10月16日	2歳7か月	11	—	退所児の育ちの振り返りと里親への引き継ぎ
4	10月18日	4歳1か月	10	—	退所児の育ちの振り返りと措置変更先への引き継ぎ
5	3月19日	3歳1か月	9	—	退所児の育ちの振り返りと里親への引き継ぎ
SSPフィードバックカンファレンス					
1	3月26日	1歳8か月	8	—	愛着形成の様子の振り返りと今後の関わり方について
養育ケア会議					
1	5月27日	3歳2か月	14	7月のカリキュラムに継続的に反映	発達をさらに促す支援と関わりについて
2	6月24日	3歳7か月	15	カリキュラムや発達検査の記入に反映	家庭引き取りに向けて父母に伝えられること、院内で取り組めることについて
3	7月22日	1歳4か月 (退所時)	13	—	退所児の愛着形成の過程の振り返り
4	9月25日	2歳6か月	15	11月のカリキュラムに反映	里親交流に向けた関わりについて
5	10月23日	2歳2か月	16	11月のカリキュラムに反映	遊び込める環境、養育者の援助について・里親委託に向けて
6	11月11日	3歳3か月	17	12月のカリキュラムに反映	衝動性のある児の環境調整や関わりの工夫、敏感で不安を感じやすい児への対応、里親委託に向けて
7	12月16日	1歳1か月 (修正月齢) 0歳11か月	14	カリキュラムに反映	担当者と情緒的な関わりを検討する。また里親委託に向けて
8	1月20日	1歳10か月	14	2月のカリキュラムに反映	担当者と関係を深めていくための関わりについて

表I-2 アートプログラム・おはなしの会・ダンスプログラムの実施状況

※ 8月のおはなしの会は台風のため中止, 9月のダンスプログラム, 12月のアートプログラムは講師の体調不良等で中止

実施年度	アートプログラム実施回数	おはなしの会実施回数	ダンスプログラム実施回数
令和6年度	11回	11回	11回

のための評価を行うため、養育部門の職員もプログラムの振り返りを実施した。

(6) 学童保育での遊びのプログラムの企画・運営

令和6年度より、母子生活支援施設の学童保育にて、子どもの育ちを保障するための遊びの風土づくりを目指し、心理職による遊びのプログラムの企画を始めた。

上半期は学童への参与観察を非常勤心理職3名で13回行った。子どもたちの様子や集団づくりの課題といった参与観察の結果を職員にフィードバックした。2月には、それらの結果を踏まえて構成的エンカウンターに基づくプログラムを企画し実施した。子どもは計11名参加し、職員からも一定の評価を得られた。

II. 白百合心理相談室

地域貢献の一つとして心理相談のニーズに応える目的で開室している。今年度は、里親、家庭支援として、フォローアップのための相談を無料で行う試みや、NPO ドナーリンクジャパンへの協力として、必要なカウンセリングに応じる試みを開始した。ドナーリンクジャパンを通しては、AID（非配偶者間精子提供）に関連するオンラインカウンセリングも実施した。

今年度は親子並行面接を1ケース行った。また、ホームページより、地域の親子の相談も申し込みが3ケースあった。そのうち2ケースは、所長が対応し、今後の子育ての道筋が見えたことで、初回面接で終了した。1ケースは継続面接を予定している。

III. 支援者支援

乳児院白百合ベビーホームと母子生活支援施設白百合パークハイムの心理職が、現行のケースや心理専門活動全般について、所長にスーパーヴァイズを受ける体制が構築されている。今年度は、白百合ベビーホームは主に入所児アセスメントについて、白百合パークハイムは心理職それぞれの担当ケース2件や学童プログラム実施について助言を受けた。

継続的かつ複数回のグループスーパービジョンに応じている団体は、八王子市社会福祉協議会主催の学童保育所施設長研修、鎌倉市教育委員会、相模原市教育委員会、座間市保育士園長会、横浜市子育て広場などである。これらの団体にスーパーヴァイザーとして所長が招聘されている。

保育コンサルテーションは、旭区の公立保育園、八王子市、相模原市、茨城県の私立保育園などである。研究員らが巡回に応じている。また東京都の母子保健事業に協力し、新島・式根島の巡回相談を所長が実施した。

IV. 心理・社会福祉に関する学術誌等の刊行

令和6年度にVol.2の刊行準備を整えた。

V. 心理・社会福祉に関する専門研修の企画・運営

(1) 障害児への発達促進プログラムの企画・運営

乳児院の障害児の割合が増えている現状を受け、障害児への発達促進プログラムをカリキュラム

表V-1 発達促進プログラム実施状況

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
認知発達支援	3	9	6	10	8	8	7	6	6	63回
運動・プレイセラピー				7	6	6	3	3	5	30回

に導入し、白百合ベビーホームを中心に実践している。入所中の児の発達の伸び具合を確認し、伸びが緩やかな児には詳細なアセスメントを行い個別支援につなげた。その中で、発達促進を試み、それを生活に還元するサイクルを試みた。(表V-1)

令和6年度は、療育的な発達促進支援の必要がある児の個別支援を実施した。

(2) 乳児院の保育力向上に資する研修の実施

保育の質向上委員会にて、検討会を12回実施するなど、保育力向上に向けて実践を積み重ねている。(表V-2)

特に今年度は、所長の提案により、各年齢に応じた体験を保障できるよう、個々の力を伸ばす遊び等の検討を試みた。特に、ユニット単位の生活ではものたりなさを感じる年長児の生活の見直しを行い、ユニットを超えて年長児らしい生活を送るための院内の連携についてサポートを行った。緑日の企画の際にも、年長児の経験の保証を試みたサマータイムグループと連携をし、年長児らしく緑日のお店やさん側を経験するという参加形式を計画し、実施した。

(3) アタッチメントに係る研修会の企画・運営

令和4年度から3か年にかけて「アタッチメント理論を勉強する会～Cornerstones of attachment researchの講読」と題して、月1回2時間のオンライン研修会を運営してきた。今年度も継続実施しており、12月に全章の講読を終え、終了した。

(4) 保育の専門家を中心とした子ども・家庭理解を深める研修の実施

今年度は、八王子市立保育園協会と所長との協働で10年以上継続されてきた対面形式での保育フォーラムが完全に復活し、年3回で実施した。

福岡市保育士協会からの業務委託では、令和6年2月から4月にかけて気になる子どものアンケート調査を行い、得られた51件の回答から分析を行った。得られたデータ全体の傾向を分析しまとめた資料のほか、個別のケースについて結果のフィードバック資料を作成した。51ケースの中から、福岡市保育士協会が選定した2事例については、事例検討会が行われた。

(5) 心理教育講座の開催

今年度10月からの実施を目指し、親子のひろばにこにこパークと連携し、前期は計画を立て、参加者募集を始めた。その結果4組の参加希望の応募があり、実施した。

表V-2 保育の質向上委員会の活動内容

No.	日程	内容
1	4月	4月のユニットの状況について。アフターコロナにおける子どもたちの生活の見直しについて。5月の手遊び歌・遊び・歌・絵本、各種プログラムの予定について。一年間の重点課題について。外部講師プログラムの担当について
2	5月	5月のユニットの状況について。6月の手遊び歌・遊び・歌・絵本、各種プログラムの予定について。遊びの記録のつけ方について。委員会を中心に行う製作の検討
3	6月	6月のユニットの状況について。7月の手遊び歌・遊び・歌・絵本、各種プログラムの予定について。個々の力を伸ばす遊びの検討
4	7月	7月のユニットの状況について。8月の手遊び歌・遊び・歌・絵本、各種プログラムの予定について。夏の遊びについて。縁日について
5	8月	8月のユニットの状況について。9月の手遊び歌・遊び・歌・絵本、各種プログラムの予定について。縁日に向けて。個々の力を伸ばす援助について
6	9月	書面会議。10月の手遊び歌・遊び・歌・絵本、各種プログラムの予定について。縁日振り返り。前期振り返り。個々の力を伸ばす援助について。2歳児の保育について
7	10月	10月のユニットの状況について。11月の手遊び歌・遊び・歌・絵本、各種プログラムの予定について。2歳児の遊びについて
8	11月	11月のユニットの状況について。12月の手遊び歌・遊び・歌・絵本、各種プログラムの予定について。2歳児の遊びについて。段ボール遊びについて。クリスマスの遊びについて。
9	12月	12月のユニットの状況について。1月の手遊び歌・遊び・歌・絵本、各種プログラムの予定について。次年度の絵本の選定について。クリスマス会に向けて
10	1月	令和6年度の振り返りと次年度の計画策定に向けて
11	2月	2月のユニットの状況について。3月の手遊び歌・遊び・歌・絵本、各種プログラムの予定について。次年度の絵本の選定について。次年度の遊びについて。今年度の振り返り
12	3月	3月のユニットの状況について。4月の手遊び歌・遊び・歌・絵本、各種プログラムの予定について。アルバム作成について。1年の振り返り

VI. 上記以外の研究所の活動

（1）子育て世帯等に対する包括的な支援体制づくりに向けたコンサルティング業務委託

相模原市で取り組む子育て世帯等に対する包括的な支援のための連携の仕組みについて、各種会議、専門職の業務等について現状を把握し、体制強化を図るために必要な課題を抽出することを令和5年度に行い、令和5年度末に『令和5年度 相模原市子育て世帯等に対する包括的な支援のための体制強化に向けたコンサルティング業務委託事業 報告書』を提出した。令和5年度の調査結果を基に、令和6年度は、新たに設置される「こども家庭センター」が、市内の様々な子育て世帯に必要な支援を適切に届けるために、地域の社会資源に着目し、検討することを行った。

令和6年度は、関係各所との打ち合わせはヒアリング調査や研修会に向けて7回実施した。（表VI-1）

また、私立保育園へのヒアリングを実施するにあたり、私立保育園園長会にてヒアリングの趣旨説明もこども家庭課・保育課と共に実施した。（表IV-2）

ヒアリング調査は6回8か所にわたって実施した。（表VI-3）

前期は、6月に中央子育て支援センターの母子保健班・こども家庭支援班の2部署には子育て支援における地域資源等に着目し、7月には公立保育園の園長会、私立保育園の園長会に対して公的

表Ⅵ-1 相模原市関係各所との打ち合わせ

No.	日程	打ち合わせ内容
1	4月18日	第1回：今後の方向性について
2	5月8日	第2回：研修会について
3	5月22日	第3回：企画書等提出・ヒアリング先について
4	5月27日	第4回：ヒアリング日程調整（Zoom）
5	10月2日	第5回：後期に向けて
6	12月24日	第6回：研修会について（Zoom）
7	3月4日	第7回：報告書のまとめ方について（Zoom）

表Ⅵ-3 相模原市関係各所ヒアリング実施場所

No.	日程	打ち合わせ内容
1	6月26日	中央子育て支援センター（こども家庭支援班）
2		中央子育て支援センター（母子保健班）
3	7月3日	公立保育園
4		私立保育園
5	10月28日	児童相談所
6	11月8日	社会福祉協議会
7	11月25日	子育て支援センター（療育相談班）
8	12月10日	青少年相談センター

表Ⅵ-2 ヒアリング趣旨説明

No.	日程	内容
1	6月10日	私立保育園園長会 趣旨説明

な子育て支援とのつながりや地域との連携に着目しながらヒアリング調査を実施した。後期は、10月に児童相談所、11月には社会福祉協議会、子育て支援センター療育相談班、12月には青少年相談センターのヒアリング調査を実施した。いずれも実施したヒアリング内容はサマリーを作成した。

また、令和5年度同様に令和6年度は、こども家庭庁支援局家庭福祉課企画調整官兼課長補佐の胡内敦司氏を招き「改正児童福祉法による取組の推進～こども家庭センター設置に向けて～」の研修会を5月10日と1月6日に実施した。

前期は中央子育て支援センターと保育園を中心にヒアリング調査を実施し、後期は児童相談所、社会福祉協議会、子育て支援センター（療育相談班）、青少年相談センターと、こども家庭センター設置に向けて、連携先として重要となる関係各所へのヒアリングを行った。

また、後期も胡内氏を招いての研修を実施してほしいとの声が相模原市より上がっていたことから、1月に2度目の研修を行った。2度目の研修では、相模原市内の保育園の職員も多く、総勢79名が参加した。

ヒアリング、研修がすべて終了した後、ヒアリングごとに作成したサマリーの内容を基に、報告書の作成を行い、令和6年度末に『令和6年度 相模原市子育て世帯等に対する包括的な支援のための体制強化に向けたコンサルティング業務委託事業 報告書』を提出した。

ヒアリングと研修の実施自体が、相模原市内の連携先と市の連携の促進につながった。特に公立・私立保育園のヒアリングの実施が、第2回目の研修に園も共に参加することにつながり、連携の土台づくりにつながった。

（2）業務全般のマニュアル化と改訂

今年度も昨年度同様、当法人のWEB上での会議への出欠席登録、及び会議での感想登録のシステムを整備・実施した。また、保育フォーラムのアンケートの集計も当法人のWEB上で行った。また、ホームページのブログの掲載とともに、ベビーホーム調理部門のおたよりと、ベビーホーム

のおたよりを掲載した。さらに、今年度は興味を持ってアクセスした人が必要な情報にアクセスしやすいよう、ホームページの改善案を所長と共に検討し、改善している最中である。

また、今年度計画していたベビーホームのシステム改善については、ベビーホーム職員と連携しながらシステムの活用状況の洗い出し・改善点の洗い出しを行った。現在、業者との打ち合わせが進行している最中である。

（3）学会等での発表

上半期は、I-(1) で述べたように、所長が International Attachment Conference にて発表した。また、所長が日本心理臨床学会の大会委員長を務め、所長を筆頭に各研究員も発表を行った。具体的には、口頭発表1件、ポスター発表を2件、自主シンポジウムの企画2件、招聘（所長）7件であった。これまで当研究所発信のプログラムに参加された方の継続参加や、話題提供者として招聘するなど、継続的な成果発信によりつながりが次のプログラムを豊かにする機会になってきている。

また、計画していたコロナ禍の子どもたちの発達についての発表は、真生会の理事会にてベビーホームでの取り組みを報告した後に、外部への発表につなげていく計画へと修正し、準備を進めている。

（4）定期ミーティング

月1回研究員全員が集い、各プロジェクトの進行状況等を確認するミーティングを計5回行った。

投稿規程

1. 本誌は人々の福祉に資する心理・社会・福祉学分野の未発表の原著、事例報告、総説、資料などを掲載する。
2. 投稿にあたっては、研究倫理に十分配慮した研究であること。関係機関に倫理委員会がある場合は、その了承を得ていること。さらに、これら倫理面への配慮について論文中に明記すること。多重投稿は認めない。
3. 原稿はA4判を用い、1ページあたり40字×40行とし、10.5ポイントサイズの文字を使用する。余白は標準の形式を用いる。原稿は縦書き・横書きで、原則として常用漢字・新仮名遣いを用い、数字は算用数字を用いる。読点は「、」、句点は「。」とする。原稿には、通しページ番号を付けること。
4. 原稿には表題、氏名、所属を記し、それぞれに英文を付す。すべての研究に、英文抄録（120 words 以内、native speaker による校閲済みのもの）と、英語のKey words（3-5 個以内）を付ける。枚数は、図表を含めて原著論文や事例報告は30枚以内（12,000字）、総説及び資料は20枚以内（8,000字）とする。なお、図表はそれぞれを1点400字換算とする。
5. 外国人の人名、専門用語は各学会統一用語に従って邦語を用い、必要な場合は（ ）内に原語を記載する。
6. 文献は本文中に引用されたものを挙げ、次のように記載する。文献は本文末に著者名をアルファベット順に記載し、番号はつけない。同一著者の場合は、発表年順に記載する。本文中に引用する際には、筆頭著者名と発表年号を記載する。筆者が複数の場合には、3名までは全員記載し、それ以上の共著の場合は、筆頭著者名の後に“ら”または“et al.”とする。引用文献リストには著者名全員を記載する。邦文雑誌は正式名称を記載し、欧文雑誌の省略はIndex Medicusに準拠すること。雑誌の場合は、著者名（発行年）、論文題名、雑誌名、巻、号、初めの頁-終わりの頁、の順に記載する。書籍の場合、著者名（発行年）、題名、編集者名、書名、pp.初めの頁-終わりの頁、発行地（海外のみ）、発行社名、とする。英論文の場合も、前述に準拠する。同一著者で、発行年の複数の論文を引用する場合は、発行年の後にa、bなどをつけて区別する。なおWebページを引用する場合、著者名（公開年）、Web ページの題名、Webサイトの名称、入手先URL、（閲覧日）とする。

（記載例）

Aoki, K., Baba, R., & Mikami, K. (2000). Tuning behavior of the mothers and the development of the children. *Infant Mental Health Journal*, 21, 238.

繁多 進 (1988). 母子関係研究の展望. 心理学評論, 31, 1, 4-19.

Kondo-Ikemura, K., Behrens, K. Y., Umemura, T., & Nakano, S. (2018). Japanese mothers' prebirth Adult Attachment Interview predicts their infants' response to the Strange Situation Procedure: The strange situa-

tion in Japan revisited three decades later. *Developmental Psychology*, 54 (11), 2007-2015.

厚生労働省 (2017). 新しい社会的養育ビジョン <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koy-oukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf> (閲覧日: 2018.5.30).

松原康雄 (2017). 児童福祉法改正に至る議論と法改正の意義, 今後の課題 (特集 児童福祉法改正と社会的養護の明日)-(児童福祉法改正の到達点). 世界の児童と母性, 82, 2-5.

Stern, D. (1985). *The Interpersonal World of the Infant*. London, Routledge.

7. 原稿の採否は編集委員会で決定する。必要に応じ加筆, 訂正などを求めることがある。
8. 掲載後の原稿は, 原則として返却しない。
9. 原稿は, 白百合心理・社会福祉研究所のメールアドレス (spsi@shinsei-kai.org) 宛に, 添付して事務局に送付すること。原稿は, Word形式とPDF形式の2種類を添付すること。その際, 件名は「論文投稿の依頼」とし, 氏名, 所属を記載すること。
10. 本誌に掲載された論文などの著作権は, 白百合心理・社会福祉研究所に属し, 本誌の一部ないし全部の転載及びデータベースへの取り込みについての許諾権は白百合心理・社会福祉研究所に帰属するものとする。

子どもの福祉と心理 Vol. 2

2025年8月30日発行

編集 白百合心理・社会福祉研究所「子どもの福祉と心理」編集委員会

発行 社会福祉法人 真生会 理事長 青木紀久代

〒245-0013 神奈川県横浜市泉区中田東 1-41-3

TEL: 045-803-0398 FAX: 045-802-8352

製作 福村出版 株式会社

〒104-0045 東京都中央区築地 4 丁目 12 番 2 号

電話: 03-6278-8508

Contents

◆Foreword AOKI, Kikuyo	1
◆Special Issue: Supporting children's growth over the long term	
Supporting children's growth over the long term UTSUMI, Shinsuke	2
Long-term psychological support in Japanese children's home SHIOYA, Shumpei	10
◆Research Article	
Considerations on promoting insights for case support in interprofessional collaboration conferences KOGA, Miyuki, ASADA, Moe	19
Dental nursery rooms in Japan as "a secure base" for parents and children SUZUKI, Komi	30
Significance of assessment on social and communicational development in the baby- home children rescued at one year old. KONDO-IKEMURA, Kiyomi, AOKI, Kikuyo	45
◆Invited Lecture	
Life Story Work SAIMURA, Mari	55
◆Practice Report	
Being with the voices of children left behind in institutional measures TAKAGI, Mahiro	67
Activity Report for 2024 of Shirayuri Research Institute Psychology and Social Work	74